

小林市こども計画

こどもまんなか社会をつくるためのルール えがお 法 第1条 えんじ 場所作り(環境など) 第2条 どういっ 学校の1/3をそえる 第3条 しょうかん 音楽や絵で喜ばせよう みんなが守ると、明るく元気に社会になります！	こどもまんなか社会をつくるためのルール コバッ基本 法 第1条 コバッ基本 地域の1/3をそえる 第2条 コバッONE 地域の1/3をそえる 第3条 コバッネット 地域の1/3をそえる みんなが守ると、コバヤや個性を伸ばす社会になります！	こどもまんなか社会をつくるためのルール こども地方創生 法 第1条 空の家の活用 地域の1/3をそえる 第2条 交通機関の整備 地域の1/3をそえる 第3条 地域の1/3をそえる みんなが守ると、活気があふれる社会になります！
こどもまんなか社会をつくるためのルール こどもスマイル 法 第1条 こどもスマイル 地域の1/3をそえる 第2条 こどもスマイル 地域の1/3をそえる 第3条 こどもスマイル 地域の1/3をそえる みんなが守ると、笑顔あふれる社会になります！	こどもまんなか社会をつくるためのルール ついでに 法 第1条 ついでに 地域の1/3をそえる 第2条 ついでに 地域の1/3をそえる 第3条 ついでに 地域の1/3をそえる みんなが守ると、ついでに社会になります！	こどもまんなか社会をつくるためのルール 個性共有 法 第1条 個性共有 地域の1/3をそえる 第2条 個性共有 地域の1/3をそえる 第3条 個性共有 地域の1/3をそえる みんなが守ると、個性あふれる社会になります！
こどもまんなか社会をつくるためのルール 子ども自由 法 第1条 子ども自由 地域の1/3をそえる 第2条 子ども自由 地域の1/3をそえる 第3条 子ども自由 地域の1/3をそえる みんなが守ると、自由な社会になります！	こどもまんなか社会をつくるためのルール わんぱう 法 第1条 わんぱう 地域の1/3をそえる 第2条 わんぱう 地域の1/3をそえる 第3条 わんぱう 地域の1/3をそえる みんなが守ると、わんぱう社会になります！	

こども議会 2024
～ こどもまんなか社会編 ～

こどもたちが考えた
「こどもまんなか社会を作る法律 (ルール)」

※こども議会の取組は、本書 P108 に詳しく掲載

令和7年3月

小林市

はじめに

次代を担う子どもたちが、夢や希望を抱きながら、健やかに育ち、自立した大人に成長していくことは、市民全ての願いです。

その願いをかなえるべく、この度、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「小林市こども計画」を策定しました。

これまでも、小林市では、子育て支援の推進、教育・保育の充実、放課後児童対策、児童虐待対策、こどもの貧困対策など、こどもや子育て家庭を支える取組を進めてまいりました。

本計画では、こうした取組をさらに力強く推進していくとともに、様々な悩みや不安を抱えるこどもや若者、親に対し、総合的・包括的に支援し、こどもたちが課題や困難に直面しても、夢や希望を持って、こども自身が立ち上がり、将来に向かって生きる力を育める支援を推進してまいります。

こどもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であり、一人の人として大人と等しい権利を持っています。大人や社会がこどもの権利を最大限尊重し、温かく支え、その可能性を応援していかなければなりません。

こどもにとって大切な権利を保障するとともに、こどもの視点に立ち、こどもとともに最善の方法は何かを考え、こどもの健やかな育ちを社会全体で支えるまち小林市を、市民の皆さまとつくってまいりたいと考えています。

ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました小林市子ども・子育て会議の皆さまをはじめ関係各位に対し厚くお礼申し上げますとともに、市民の皆さまからアンケートや意見公募、さらに小中高生からはワークショップ等を通じて、様々なご意見をいただき心から感謝申し上げます。

令和7年3月



小林市長 多原義久

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
5 国や宮崎県、本市の主な方向性及び動向	6
6 計画の策定方法	10
第2章 本市のこども・若者、子育て世帯を取り巻く環境	13
1 人口、世帯、人口の自然動態等の動向	13
2 こども・若者、子育て世帯を取り巻く現状	19
3 子育て環境の状況	25
4 アンケート結果からみた現状	31
5 こども分野に係る過去計画の評価	50
6 本市のこども・若者、子育て世帯を取り巻く課題	55
第3章 計画の取組	59
1 基本理念	59
2 施策体系	60
3 基本目標及び施策の展開	61
基本目標1 こども・若者の権利を守る	61
基本目標2 ライフステージに応じて切れ目なく支える	64
基本目標3 こども・若者と子育て家庭を支える	66
基本目標4 困難を抱えるこども・若者や家族を支える	69
基本目標5 若い世代の安定した生活基盤を支える	72
第4章 子育て支援事業の実施計画	75
1 教育・保育提供区域の設定	75
2 量の見込みの考え方	76
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	77
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	80
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	91
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	91
7 放課後児童対策に係る行動計画	92

第5章 計画の推進.....	95
1 役割分担と連携.....	95
2 こどもや若者、子育て当事者等の意見の反映.....	95
3 進行管理.....	95
資料編.....	105
1 小林市子ども・子育て会議.....	105
2 こども・若者の意見聴取の取組.....	108
3 用語解説.....	116

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は、これまでこどもに関する様々な施策の推進を図ってきましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけ、その影響は現在まで続いています。

このような状況において、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や施策を社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務として、国は令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもや若者に関する取組（以下「こども施策」という。）を総合的に推進することを目的とするものです。

そして、第9条において、「国がこども大綱（こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの）を定めること」を義務として定めるとともに、第10条において、「都道府県が都道府県こども計画を、市町村が市町村こども計画をそれぞれ定めること」を努力義務として定めました。

本市においては、これまでこどもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画として「小林市子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困対策に関する計画として「小林市子どもの未来応援推進計画」をそれぞれ定め、こどもとその保護者等に対する施策の推進を図ってきました。

小林市子ども・子育て支援事業計画の現行計画である「第2期小林市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末で終期を迎えることから、この機を捉え、小林市子ども・子育て支援事業計画や小林市子どもの未来応援推進計画を包含する「小林市こども計画」を策定し、こども施策の総合的かつ一体的な推進を図ります。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項に定められた「市町村こども計画」として策定したものであるとともに、各種法令に定められたこども施策に関する計画等を包含するなど、本市におけるこども施策の総合的かつ一体的な推進を図ることを目的とするものです。

・本計画が包含する計画と法的根拠等

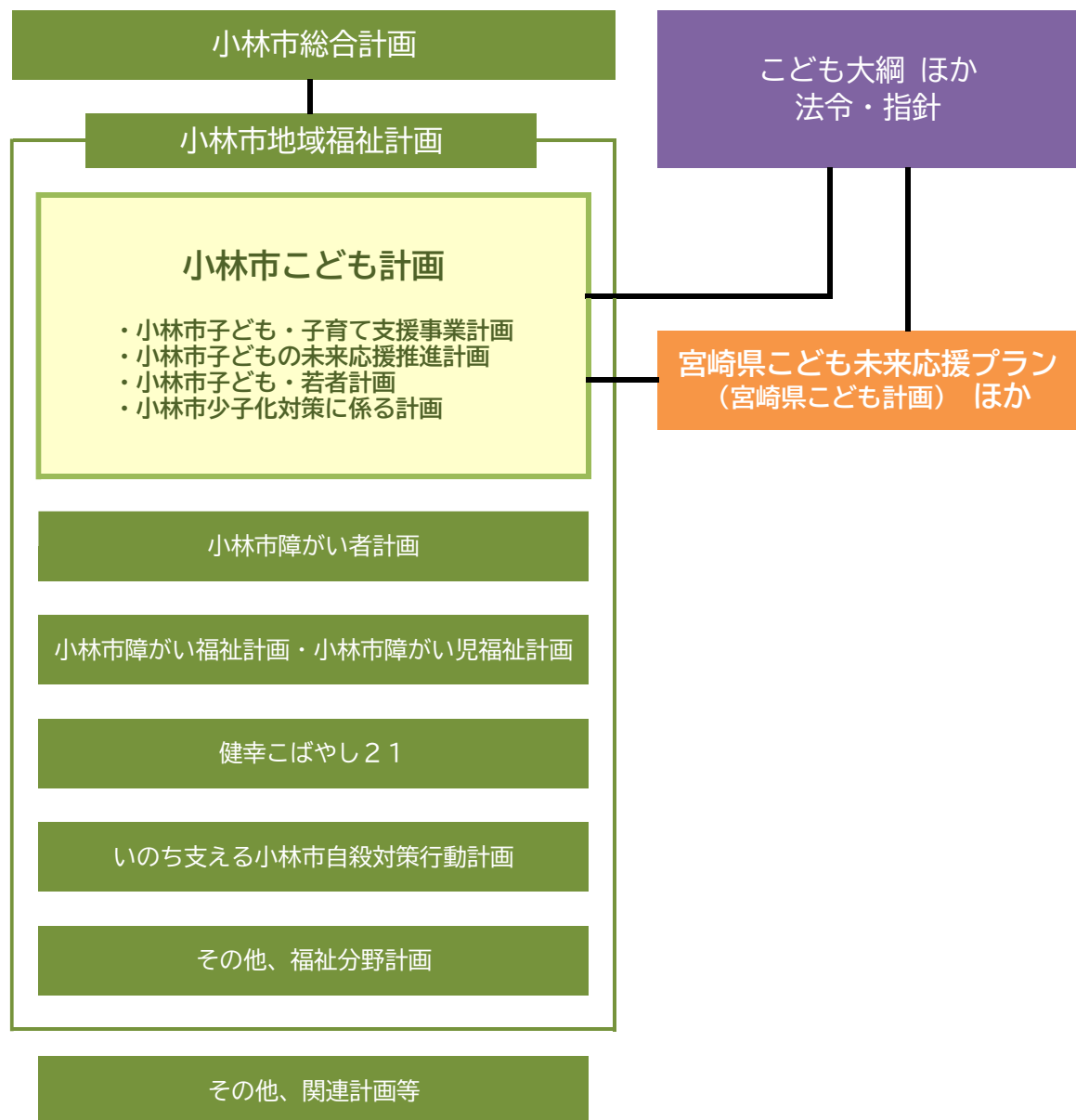
計画名	法的根拠等
第1期小林市こども計画	・ こども基本法（第10条第2項） 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
第3期小林市子ども・子育て支援事業計画 （次世代育成支援行動計画、放課後児童対策に係る行動計画を含む）	・ 子ども・子育て支援法（第61条第1項） 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。 ・ 次世代育成支援対策推進法（第8条第1項） 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。 ・ 令和6年度以降の放課後児童対策について（通知） （前略）これまで新プランに基づく取組を計画的に進めるため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）それぞれにおける計画を策定するよう要請してきたところである。 （中略）引き続き計画的に放課後児童対策を推進するため、自治体の実情に応じて計画を策定することとし、都道府県においては（1）に掲げる内容、市町村においては（2）に掲げる内容について盛り込むこととされたいこと。（後略）

計画名	法的根拠等
第2期小林市子どもの未来応援推進計画（子どもの貧困対策計画）	・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項） 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
小林市子ども・若者計画	・ 子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項） 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
小林市少子化対策に係る計画	・ 少子化社会対策基本法（第4条第1項） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 他計画等との関係

本計画は、「こども大綱」や「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等で示された国の方向性や指針、「宮崎県こども未来応援プラン（宮崎県こども計画）」等で示された県の方針性を踏まえ策定したものです。

また、本市におけるこども施策を総合的かつ一体的に推進していくための計画として、本市の最上位計画である「第2次小林市総合計画」、福祉分野の上位計画である「第4期小林市地域福祉計画・小林市地域福祉活動計画」、その他関連計画との整合性を図った上で策定したものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本市のこどもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

年 度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)					
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画 令和2年度～令和6年度 (5年間)		小林市こども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間)									
子どもの未来応援推進計画 (子どもの貧困対策計画)	第2期計画 令和5年度～令和9年度 (5年間)							※令和7年度～こども計画に一体化				
子ども・若者計画	未策定											
少子化対策に係る計画	未策定											

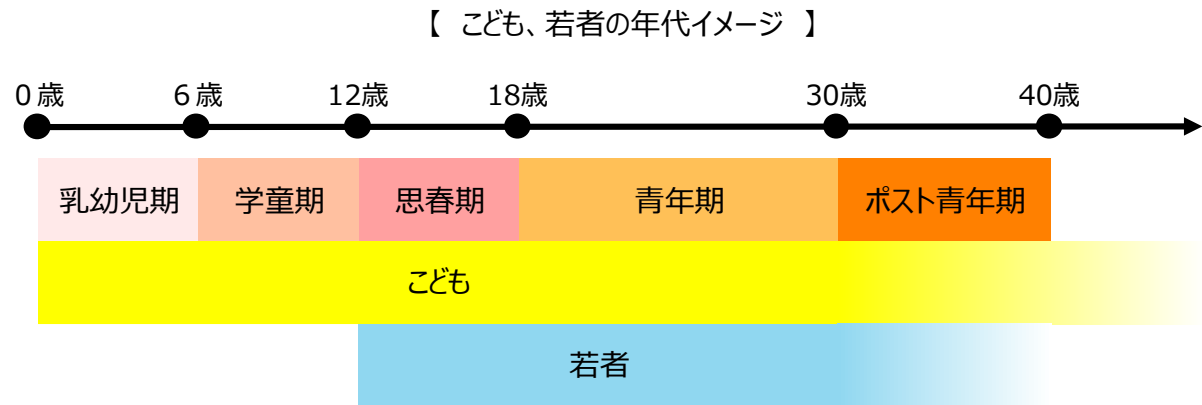
4 計画の対象

本計画は、こども・若者・子育て当事者に関する施策について定めたものです。

本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」については、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象）の者としています。

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が対象に入ることとを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、「若者」の表現を用います。



5 国や宮崎県、本市の主な方向性及び動向

(1)「こども大綱」概要 【令和5年12月閣議決定】

目指す姿	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～ ※「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会
こども施策の基本方針	日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6つの柱を基本的な方針とする。 ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
指標等	○「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標 12項目 ○こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標 63項目

(2)「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」概要 【令和6年9月改正告示】

掲載項目	①子ども・子育て支援の意義に関する事項 ②教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項 ③子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 ④児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項 ⑤労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 ⑥その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
市町村計画 必須記載 事項	①教育・保育提供区域の設定 ②各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期 ③各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 ⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
市町村計画 任意記載 事項	①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等 ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 ⑤地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期 ⑦市町村子ども・子育て支援事業計画の期間 ⑧市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

(3)「宮崎県こども未来応援プラン（宮崎県こども計画）」概要 【令和7年3月策定】

基本理念	すべてのこども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくり
基本的視点	①こども・若者の視点に立った施策の展開 ②ライフステージに応じた切れ目のない支援 ③困難な環境にあるこども・若者の支援 ④若者にとって魅力ある宮崎づくり ⑤国や市町村、関係団体との連携、県民・企業との協調促進
施策の内容 (施策の柱)	(ライフステージを通した施策) ①こども達の権利擁護・意見の反映 ②未来を切り拓くこども達への支援 ③困難な環境にあるこども達への支援 (ライフステージ別の施策) ④安心してこどもを生み育てることができる環境づくり(こどもの誕生前から幼児期まで) ⑤宮崎の未来を担うこども達の育成(学童期・思春期) ⑥若者の希望を叶える宮崎づくり(青年期) (子育て当事者等への施策) ⑦子育て支援の充実 ⑧共働き・共育での支援 ⑨こどもと子育てにやさしい社会づくり
指標	○重点成果指標5項目 ○個別成果指標 33項目

(4)「第2次小林市総合計画 後期基本計画」概要 【令和4年3月策定】

まちづくりの基本理念	①まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。 ②まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。 ③まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。
将来都市像	みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市
後期基本計画体系	①にぎわい《人も心もワクワクにぎわうまち》 (農業、畜産業、商・工・観光業、シティプロモーション 等) ②いきいき《健康でいきいきつながり合う笑顔のまち》 (福祉、高齢者、介護、健康づくり、医療、子育て 等) ③まなび《生涯を通して学び合い育ち合うまち》 (学校教育、社会教育、スポーツ 等) ④くらし《豊かな自然と共に安心して暮らせるまち》 (災害、生活基盤、水道、住宅、環境保全 等) ⑤計画の実現に向けて 《リーディングプロジェクト》 1 人口減少対策プロジェクト 2 中山間地域対策プロジェクト 3 健康都市プロジェクト 4 脱炭素推進プロジェクト 5 自治体 DX 推進プロジェクト
指標	基本施策ごとに指標（目標値）を設定

(5)「第4期小林市地域福祉計画・小林市地域福祉活動計画」概要

【令和4年3月策定】

基本理念	ともしつながら支え合い、安心して笑顔で暮らせる 福祉のまちづくり
基本的な視点	①高齢者、障がい者、児童などの枠組みにとらわれず、支援が必要な人を総合的・包括的に支える仕組みづくり ②住民主体による支え合いや交流が進む地域、人づくり
基本目標	①分野を超えた総合的・包括的な支援を提供できる体制づくり ②地域の中で誰もが安心して生活できる地域づくり ③地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり
指標	基本目標ごとの評価指標を設定

6 計画の策定方法

計画の策定にあたり、課題の抽出や施策の検討等を行うための基礎資料とするため、こども、こどもを持つ保護者、若年層を中心とする市民、関係団体、庁内関係課に対する調査を実施したほか、小林市子ども・子育て会議の開催、こどもを対象とするワークショップ、パブリックコメントの実施等を通じて、幅広い意見を反映させた計画の策定に努めました。

(1) こども・若者調査の実施

小学5年生・中学2年生の児童生徒とその保護者、15～49歳の市民を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査種類	小中学生とその保護者調査	市民調査
調査対象者	小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者（全数調査）	15～49歳の市民（抽出調査）
調査時期	令和6年7～8月	
調査方法	学校を通じて、原則Webフォームでの回答を依頼	依頼はがきの郵送により、原則Webフォームでの回答を依頼
調査対象件数	723件 （内訳 小学5年生：343件 中学2年生：380件）	4,000件
有効回答数	小学5年生： 323件 中学2年生： 343件 保護者： 363件	733件
有効回答率	小学5年生： 94.2% 中学2年生： 90.3% 保護者： 50.2%	18.3%

(2) 子ども・子育て支援に関する調査の実施

小林市内の子ども・子育て支援に係る事業所等を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査種類	子ども・子育て支援に関する調査
調査対象者	子ども・子育て支援に係る事業所等（全数調査） （認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、児童センター、障がい児通所事業所）
調査時期	令和6年7～8月
調査方法	郵送にて調査票配布を行い、調査票返送もしくはWebフォームでの回答を依頼
調査対象件数	72件
有効回答数	55件
有効回答率	76.4%

(3) 庁内関係課調査の実施

「第2期小林市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2期小林市子どもの未来応援推進計画」に定めた施策の進捗状況や課題、今後の方向性について把握・整理するため、庁内関係課に対する調査を実施しました。

(4) 小林市子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、公募による市民、関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「小林市子ども・子育て会議」を設置し、意見を聴取しました。

回	開催年月日	協議事項
第1回	令和6年5月30日	令和6年度小林市こども計画の策定及び策定に係るアンケート調査の実施について
第2回	令和6年9月30日	小林市こども計画骨子案、アンケート調査結果、こども・若者等からの意見聴取に係る取組について
第3回	令和6年11月11日	小林市こども計画素案について
第4回	令和7年2月18日	小林市こども計画に係るパブリックコメントの結果報告及び最終案について

(5) こどもを対象とするワークショップの開催

市民団体の「絆を結ぶ物語」実行委員会との協働による取組として、高校生たちが主宰する学校「絆を結ぶ物語楽園」及び「こども議会 2024～こどもまんなか社会編～」において、こどもたちが社会について考える機会とするとともに、こどもたちの意見等を把握する機会としてのワークショップを開催しました。

名称	開催日時	内容	参加者
絆を結ぶ物語楽園 ^{がくえん}	令和6年6月22日	【講演】 ・こどもの権利とこどもまんなか社会の実現に向けて 【ワークショップ】 ・こどもたちの意見を小林市に届ける方法	中学生及び高校生、計41名
	令和6年7月13日	【ワークショップ】 ・小林市が住みやすくなるためには	中学生及び高校生、計32名
こども議会 2024 ～こどもまんなか社会編～	令和6年8月3日	【ワークショップ】 ・インプット&対話 「こどもまんなかとは？」 ・グループワーク 「こどもまんなか社会をつくる」 ・アウトプット&対話 「こどもまんなか社会をつくるルール」	小学2年生～中学3年生、計27名

※ワークショップの取組内容や意見等は、「資料編 2 こども・若者の意見聴取の取組（108ページ）」に掲載。

(6) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するため、令和7年1月15日～令和7年2月13日の期間において、パブリックコメント（意見公募）を行いました。

第2章

本市のこども・若者、 子育て世帯を取り巻く環境

第2章 本市のこども・若者、子育て世帯を取り巻く環境

1 人口、世帯、人口の自然動態等の動向

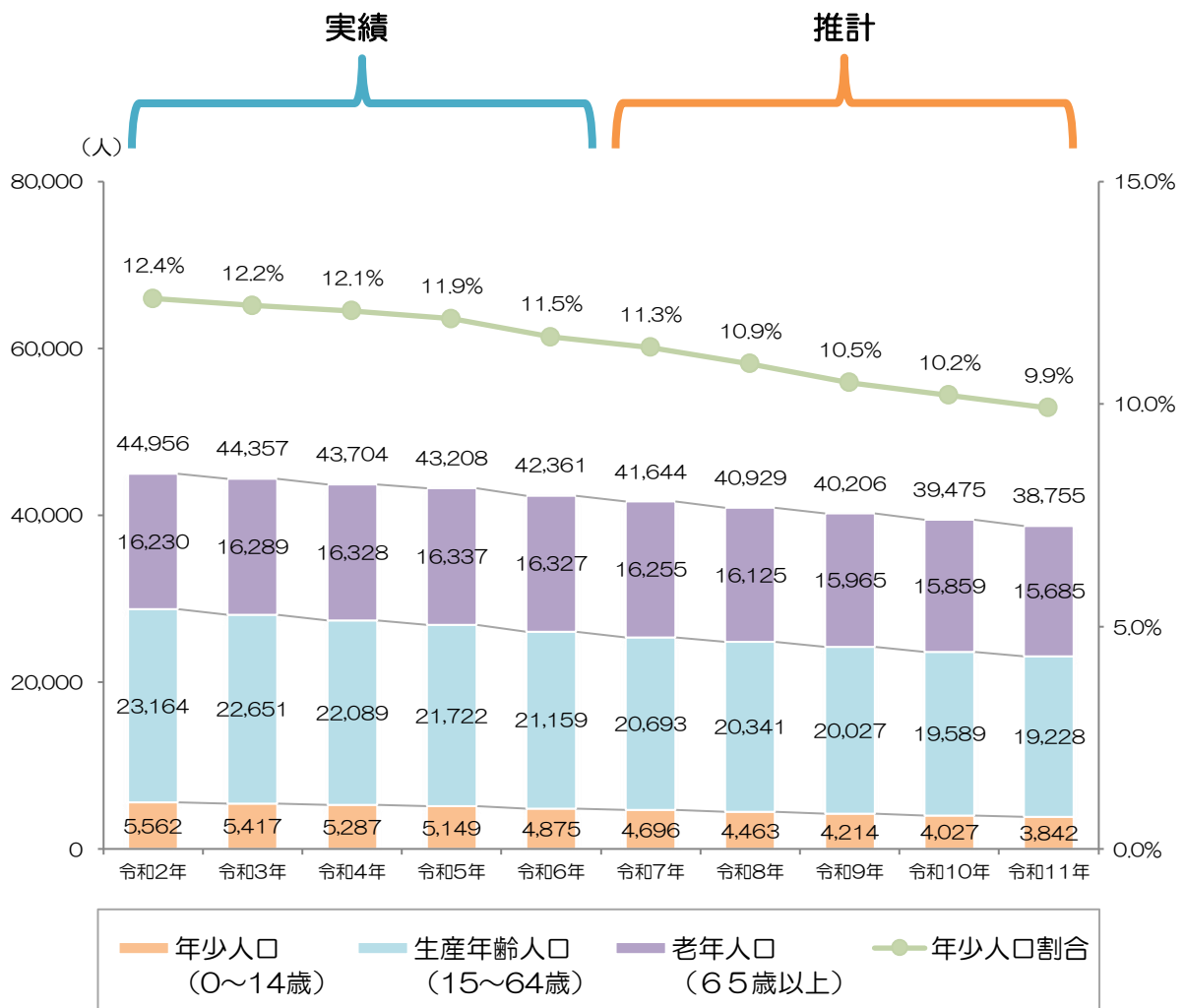
(1) 人口の推移・推計

① 総人口・年齢3区分人口の推移と推計

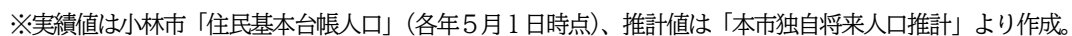
本市の令和6年時点の総人口は42,361人、そのうち年少人口（0歳～14歳）は4,875人で、総人口に占める年少人口の割合は11.5%となっています。

年少人口について、令和2年時点と比較すると、687人の減少、総人口に占める年少人口の割合は0.9ポイント低下しています。

今後も、少子高齢化・人口減少の進展が予測されており、令和11年の総人口は38,755人、年少人口の割合は9.9%が見込まれています。



今後も、減少が予測されており、令和 11 年のこども・若者人口として 8,365 人が見込まれています。



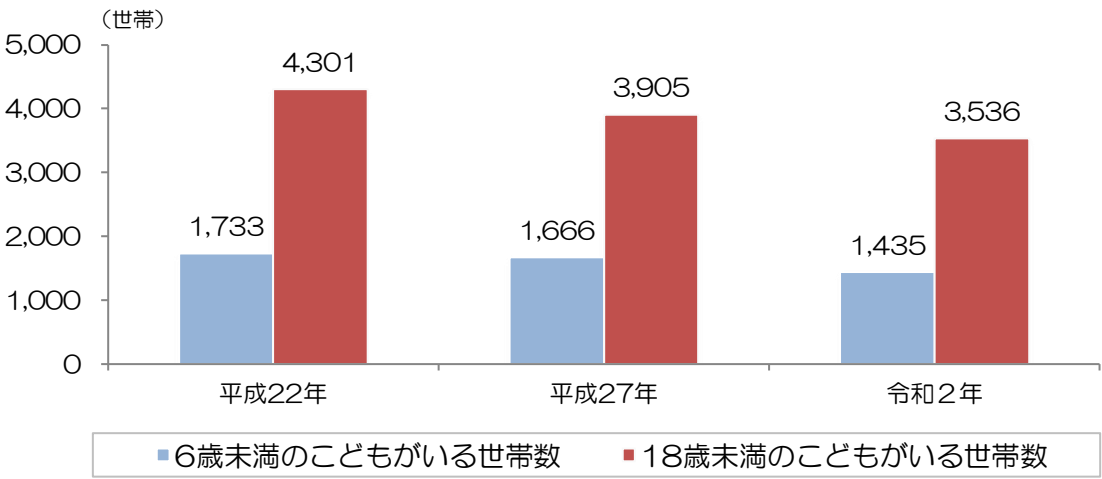
・各歳人口の推移と推計

区分	実績					推計				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
0 歳	274	263	255	226	220	195	190	185	180	176
1 歳	350	279	270	277	215	225	199	194	189	184
2 歳	332	358	285	277	274	217	226	201	195	190
3 歳	366	333	355	296	259	272	215	225	199	194
4 歳	352	364	329	355	279	254	267	211	220	196
5 歳	385	347	358	323	341	274	249	262	208	217
0～5 歳	2,059	1,944	1,852	1,754	1,588	1,437	1,346	1,278	1,191	1,157
6 歳	358	386	353	354	314	338	272	248	260	206
7 歳	354	359	390	358	347	314	339	273	248	260
8 歳	422	350	364	393	354	346	314	338	272	247
9 歳	415	426	352	361	386	352	345	313	337	271
10 歳	363	414	433	356	355	385	352	344	312	336
11 歳	387	361	415	427	354	353	383	350	342	310
6～11 歳	2,299	2,296	2,307	2,249	2,110	2,088	2,005	1,866	1,771	1,630
12 歳	382	382	358	405	420	348	347	377	344	337
13 歳	413	385	383	356	404	419	347	346	375	343
14 歳	409	410	387	385	353	404	418	347	346	375
12～14 歳	1,204	1,177	1,128	1,146	1,177	1,171	1,112	1,070	1,065	1,055
15 歳	389	414	398	382	381	349	399	413	343	342
16 歳	413	389	411	405	381	383	351	401	415	344
17 歳	414	415	390	412	405	381	383	351	401	416
15～17 歳	1,216	1,218	1,199	1,199	1,167	1,113	1,133	1,165	1,159	1,102
0～17 歳	6,778	6,635	6,486	6,348	6,042	5,809	5,596	5,379	5,186	4,944
18 歳	335	330	336	331	326	330	310	312	284	326
19 歳	357	323	301	343	330	317	321	302	303	275
20 歳	370	326	300	313	342	321	309	313	294	295
21 歳	351	345	306	318	322	337	316	304	308	289
22 歳	291	323	311	294	309	301	315	295	283	287
23 歳	294	272	308	296	283	297	290	303	284	273
24 歳	306	272	271	303	285	276	290	283	296	277
25 歳	339	295	258	269	286	280	271	285	277	290
26 歳	352	317	299	277	260	288	282	273	287	279
27 歳	319	356	324	298	265	257	285	278	270	284
28 歳	336	338	350	330	290	268	259	288	281	272
29 歳	332	337	326	336	328	283	261	253	280	274
18～29 歳	3,982	3,834	3,690	3,708	3,626	3,555	3,509	3,489	3,447	3,421
0～29 歳	10,760	10,469	10,176	10,056	9,668	9,364	9,105	8,868	8,633	8,365

※実績値は小林市「住民基本台帳人口」（各年5月1日時点）、推計値は「本市独自将来人口推計」より作成。

(2) 子育て世帯数の状況

本市の「6歳未満のこどもがいる世帯数」「18歳未満のこどもがいる世帯数」は、ともに減少傾向にあり、令和2年時点の「6歳未満のこどもがいる世帯数」は1,435世帯、「18歳未満のこどもがいる世帯数」は3,536世帯となっています。

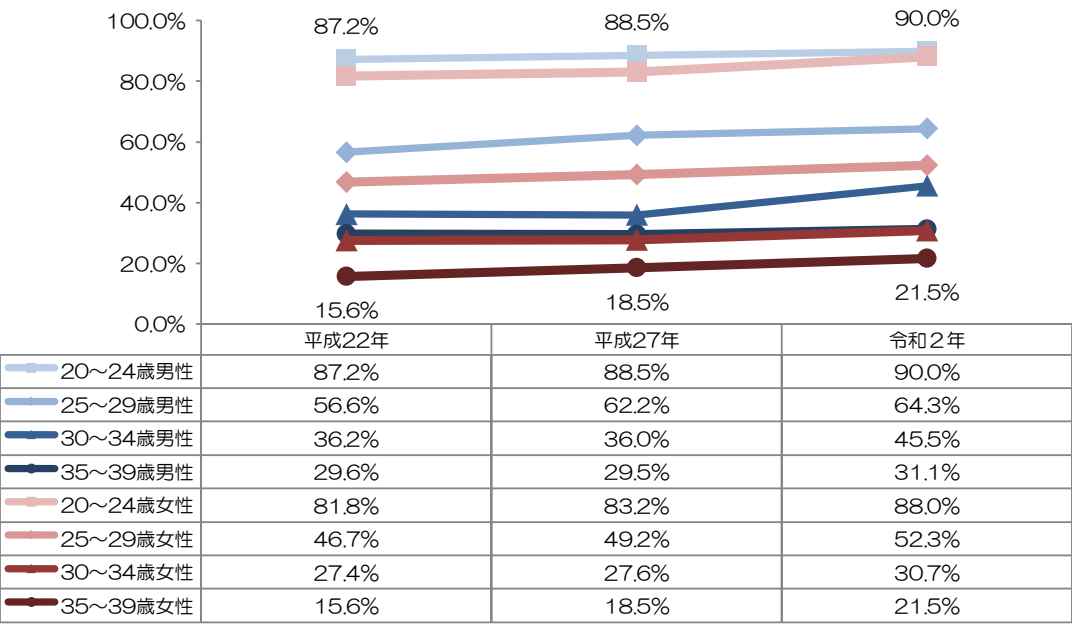


※総務省「国勢調査」

(3) 婚姻の状況

本市の平成22年と令和2年における性別・年代別未婚率を比較すると、全ての区分において上昇しています。

また、性別でみると、各年代において、女性と比べて男性の未婚率が高くなっています。

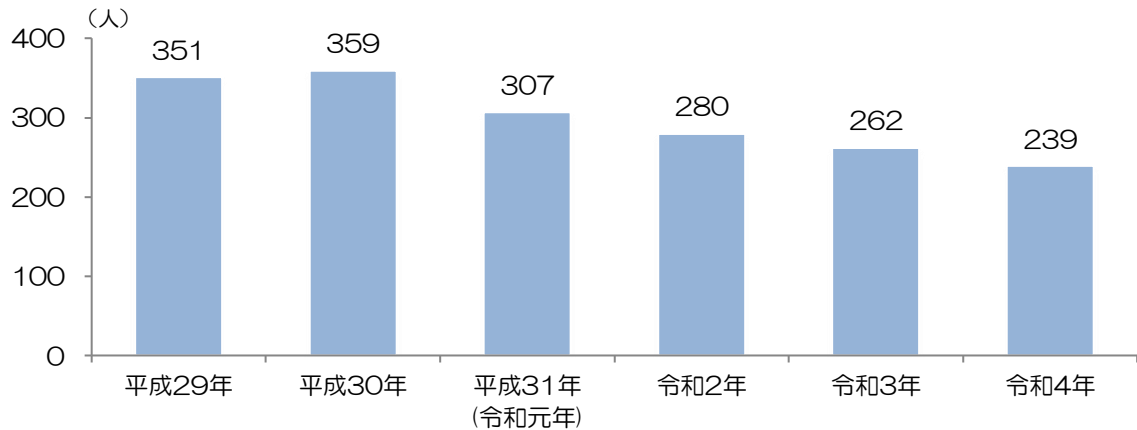


※総務省「国勢調査」

(4) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は、平成30年以降減少傾向にあり、令和4年の出生数は239人となっています。

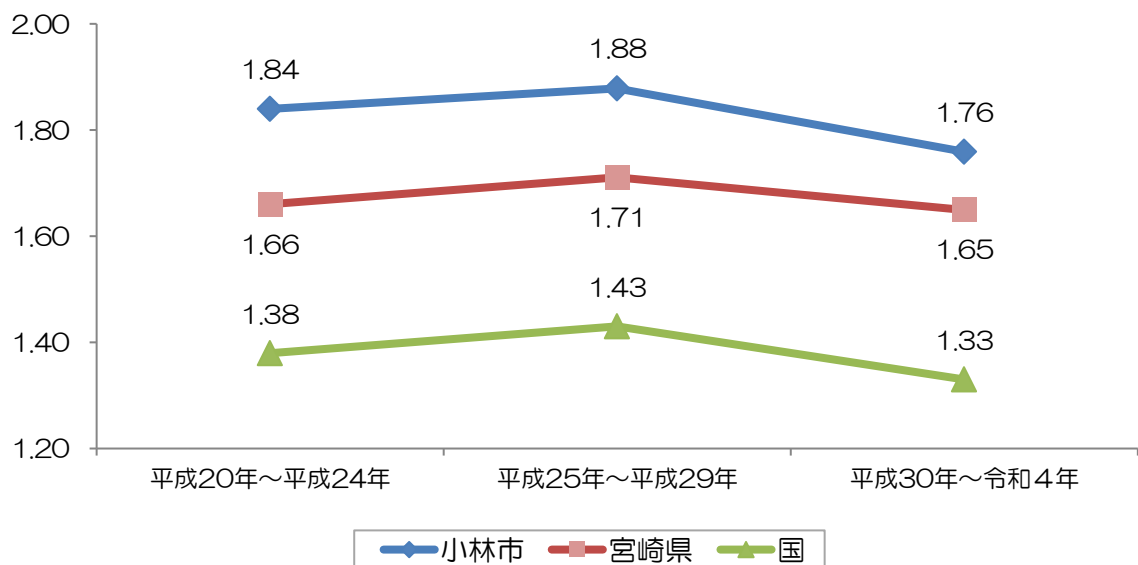


※厚生労働省「人口動態調査」

② 合計特殊出生率の推移

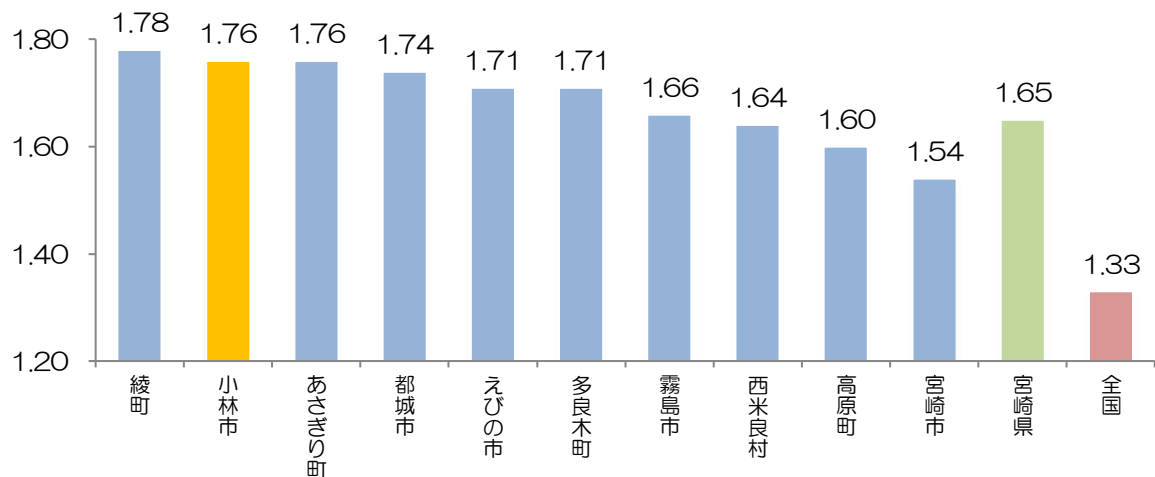
本市の合計特殊出生率は、国・県を上回る水準で推移しています。

隣接自治体との比較においても、綾町の値を下回っている一方、他の多くの市町村の値を上回っています。



※厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

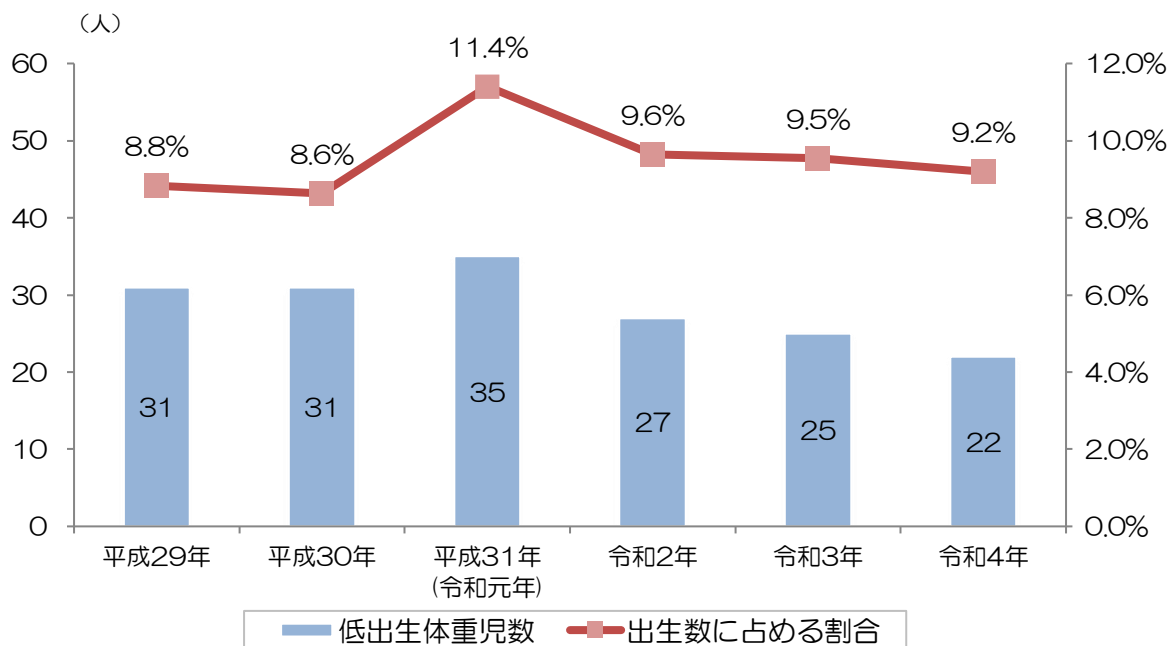
・隣接自治体等との合計特殊出生率比較（平成30年～令和4年）



※厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

③ 低出生体重児数（2,500g未満の出生数）の推移

出生後にも医療的ケアが必要となる場合も多く、また発育・発達の遅延や障がい、成人後も含めた健康に係るリスクが大きいとされる「低出生体重児」について、本市では、平成31年（令和元年）以降減少傾向にあり、令和4年の低出生体重児数は22人、出生数に占める割合は9.2%となっています。



※宮崎県「衛生統計年報」

2 こども・若者、子育て世帯を取り巻く現状

(1) 就労の状況

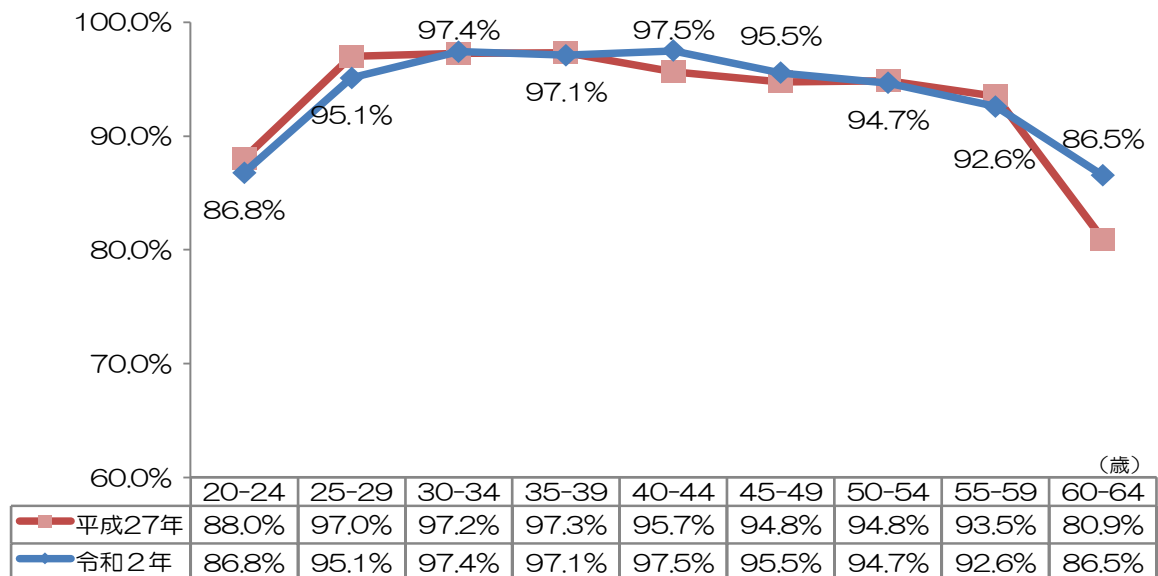
① 性別・年代別の労働力率の状況

本市の労働力率※を性別・年代別にみると、男性では、青年期にあてはまる30歳代にかけて、97%以上の水準を維持しています。

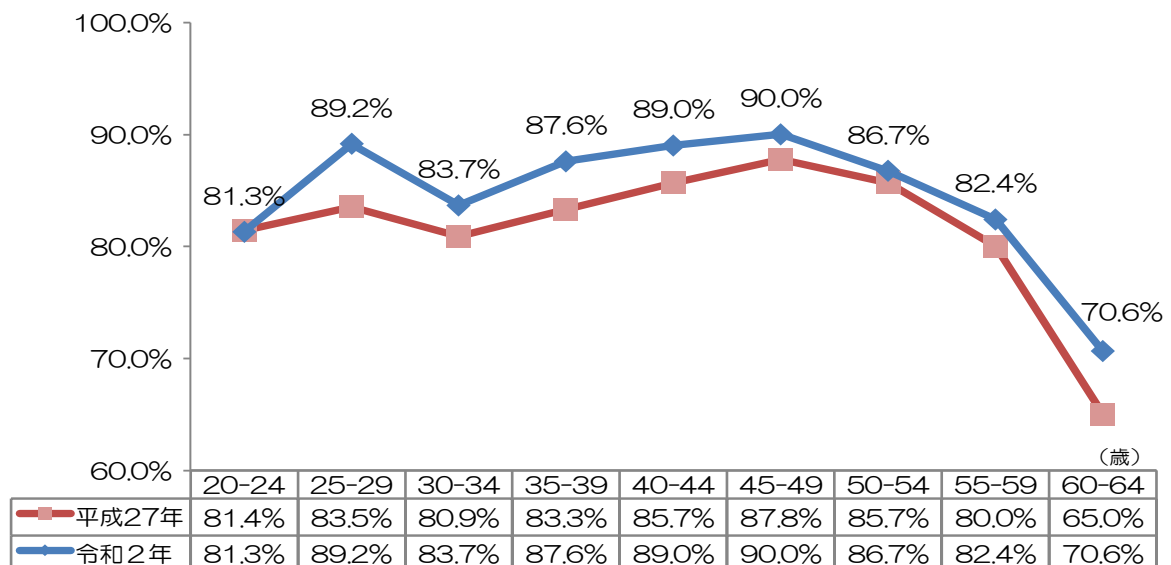
一方、女性では、平成27年と比較して、各年代の労働力率が上昇していますが、30～34歳において、労働力率の低下がみられ、いわゆるM字カーブが発生している状況となっています。

※労働力率とは、人口に占める「就業者」もしくは「完全失業者（就業はしていないが、就労できる状況であるとともに、求職活動を行っている者）」にあてはまる人の割合。

・労働力率の推移（男性）



・労働力率の推移（女性）



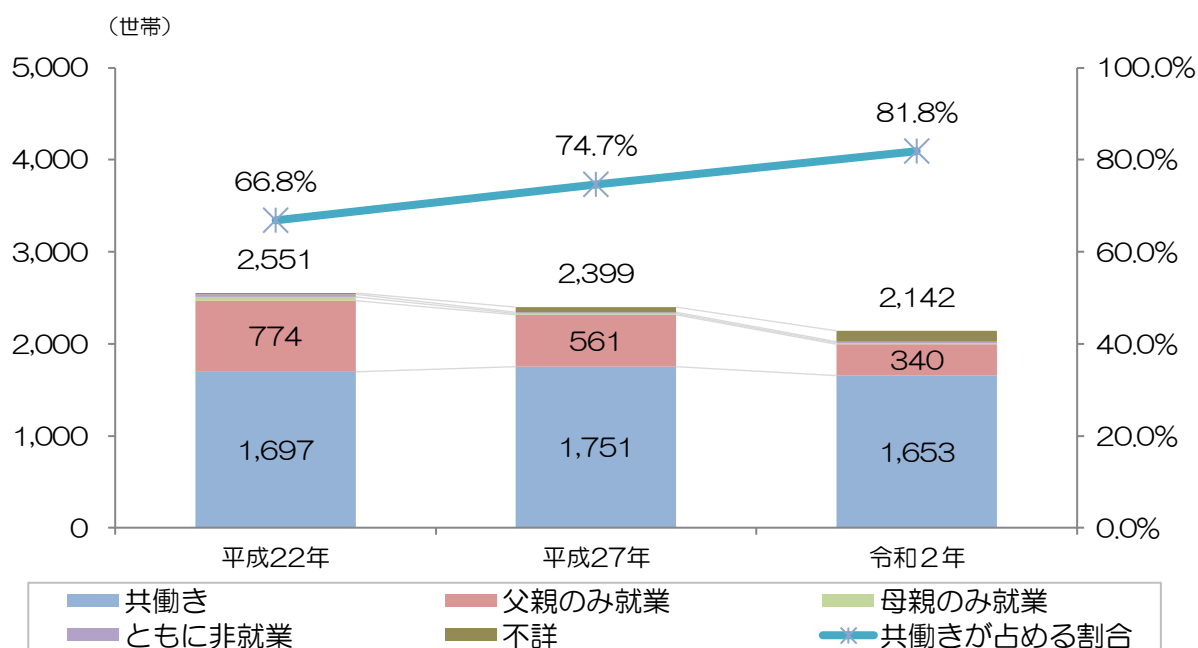
※総務省「国勢調査」

② 共働き世帯の状況

本市の「夫婦と12歳以下のこども」で構成される世帯数は、減少傾向にあるものの、共働き世帯が占める割合は上昇傾向にあり、令和2年には81.8%と、8割を超えている状況となっています。

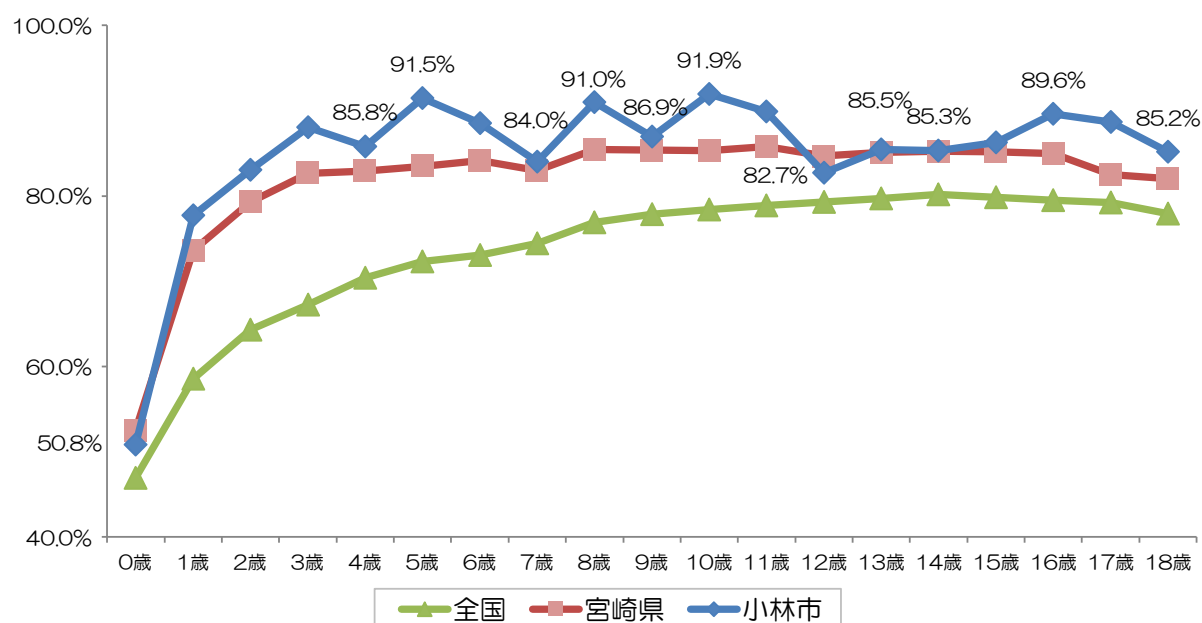
一方、末子の年齢別の共働き世帯の割合を国・県と比較すると、多くの年齢で国・県を上回っているものの、一部年齢において、割合の低下が生じている状況にあります。

・【就業状況別】夫婦と12歳以下のこどもで構成される世帯数の推移



※総務省「国勢調査」

・末子の年齢別共働き世帯の割合（令和2年）

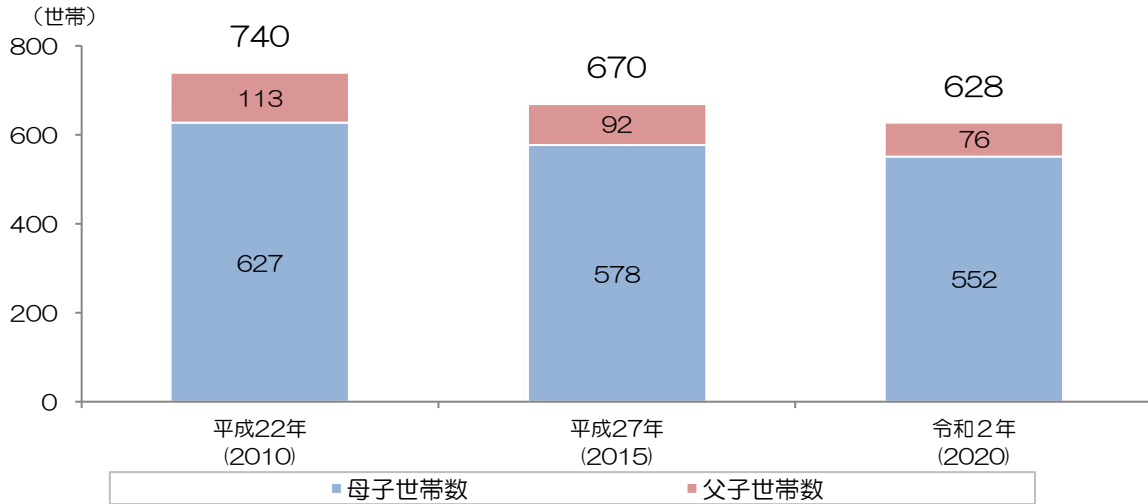


※総務省「国勢調査」

(2) 支援を必要とする可能性の高いこどもや若者、保護者の状況

① ひとり親世帯数の推移

本市のひとり親世帯数は、減少傾向で推移しており、令和2年のひとり親世帯数は628世帯（うち母子世帯552世帯、父子世帯76世帯）となっています。

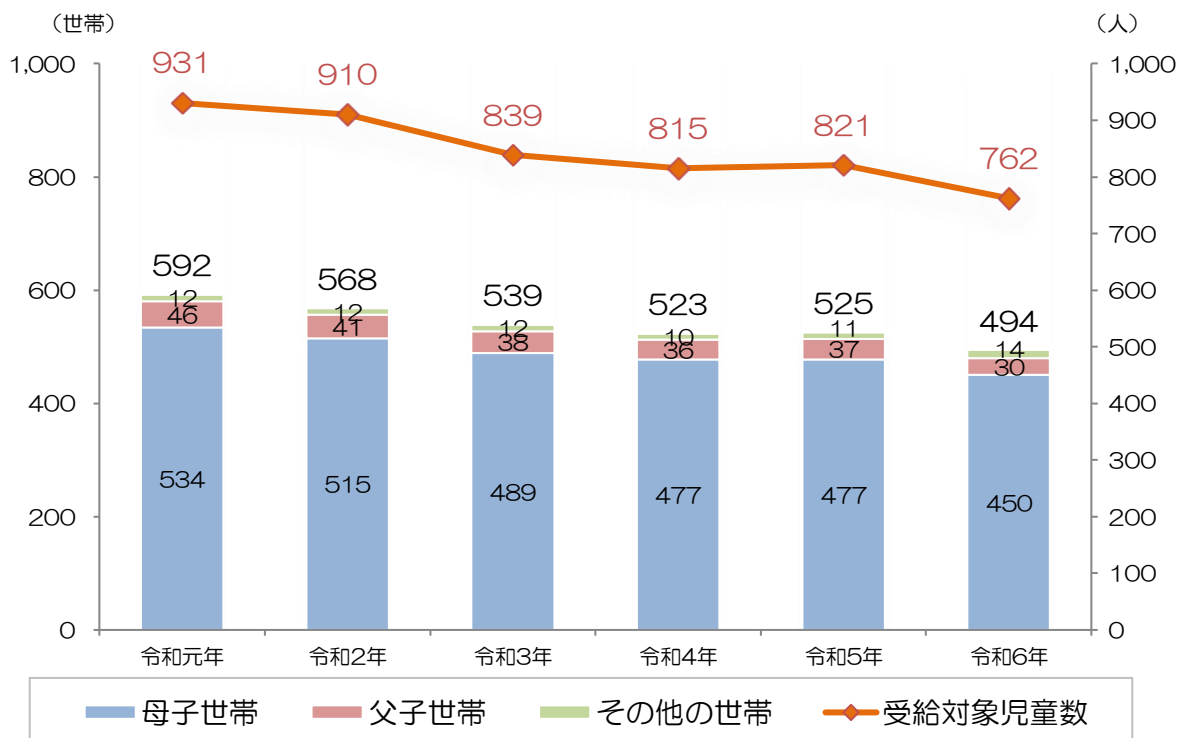


※総務省「国勢調査」

「未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満のこどもから成る一般世帯」「未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満のこども及び他の世帯員（20歳以上のこどもを除く）から成る一般世帯」の数値を掲載。

② 児童扶養手当受給者の推移

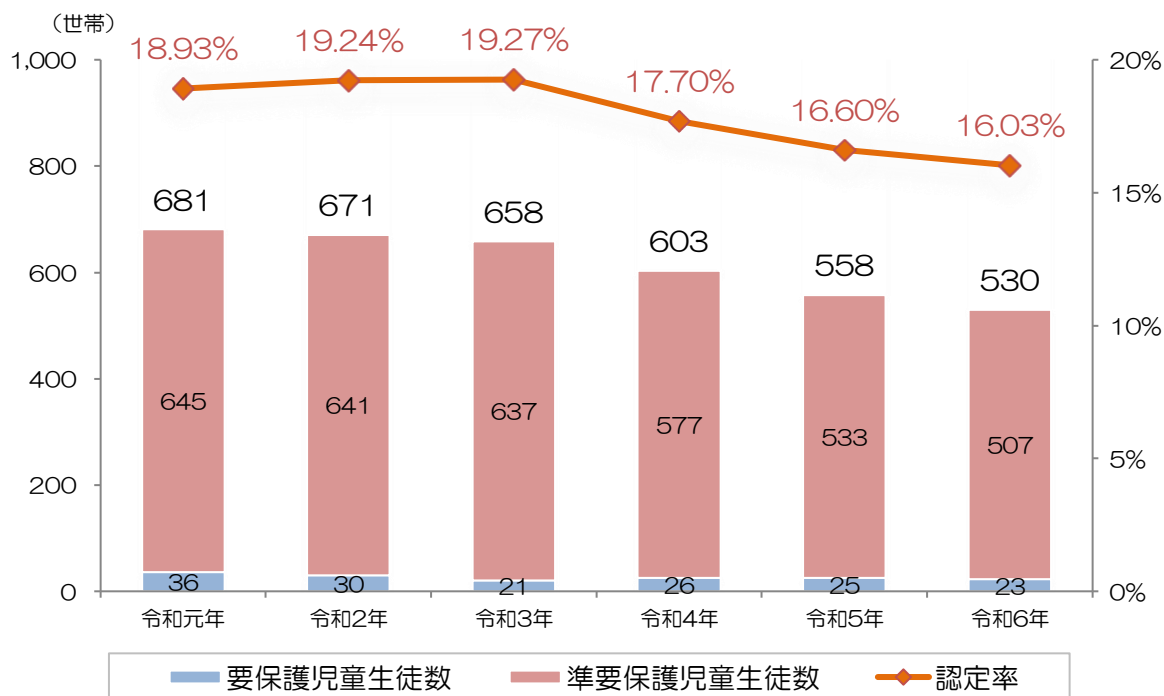
本市の児童扶養手当受給対象児童数・世帯数ともに減少傾向にあり、令和6年時点の対象世帯数は494世帯、対象児童数は762人となっています。



※小林市資料（各年3月末日時点）

③ 就学援助認定者数・認定率の推移

本市の全児童生徒に対する就学援助認定率は上昇傾向で推移してきましたが、令和3年以降は下降に転じており、令和6年時点では16.03%（認定者数：530人）となっています。

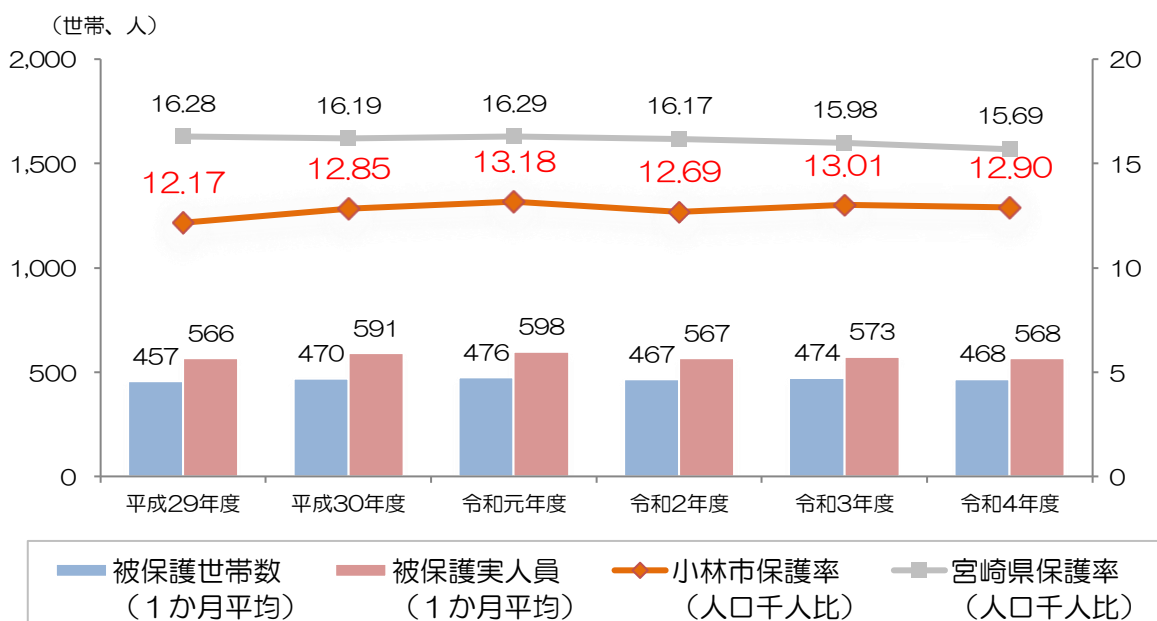


※小林市資料（各年3月末日時点）

④ 生活保護受給者数の推移

本市の令和4年度の被保護世帯数は468世帯、被保護実人員は568人となっています。

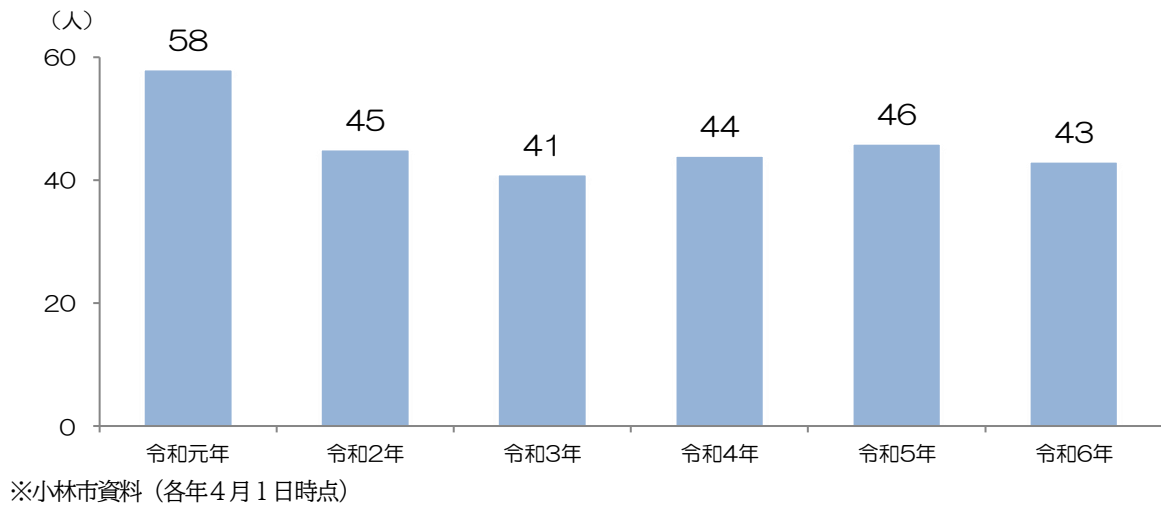
保護率（人口千人比）は12.90となっており、宮崎県の水準と比べて低くなっていますが、平成29年度と比べて0.73ポイント上昇しています。



※宮崎県「指標で見る宮崎県」

⑤ 18歳未満の生活保護受給者数の推移

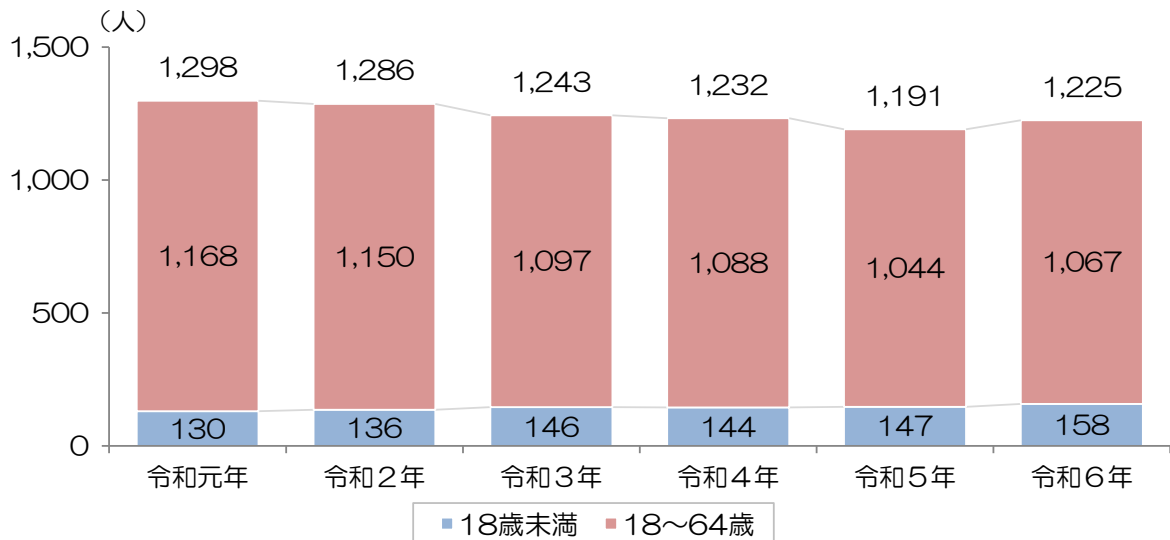
本市の18歳未満の生活保護受給者数は、令和2年以降、増減を繰り返しながら、40人台で推移しています。



⑥ 障害者手帳所持者数（18歳未満）の推移

本市の64歳以下の障害者手帳所持者数（延べ）は、おおむね減少傾向で推移しており、令和6年時点において1,225人となっています。

年代別にみると、18～64歳が減少傾向にある一方、18歳未満は増加傾向で推移しています。



※小林市資料（各年3月末日時点）

障がい者が重複している場合があるため、数値は延べ人数。

⑦ 児童虐待相談件数の推移

本市の児童虐待相談件数は、虐待に関する認知や意識が高まってきたこともあり、増加傾向で推移してきましたが、令和3年度をピークに減少し、令和5年度においては67件となっています。

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計	36件	70件	92件	95件	62件	67件
身体的虐待	20件	15件	27件	21件	14件	23件
性的虐待	0件	1件	2件	0件	0件	0件
心理的虐待	4件	13件	28件	36件	34件	27件
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	12件	41件	35件	38件	14件	17件

※小林市資料

3 子育て環境の状況

(1) 特定教育・保育施設、保育サービス

① 特定教育・保育施設の定員数と利用状況

本市の特定教育・保育施設の定員数は、少子化による利用児童数の減少に伴い、減少傾向で推移しており、令和6年4月1日現在、1,644人となっています。

対象	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳児	利用児童数	190	188	199	179	118
	定員	171	172	163	143	148
1～2 歳児	利用児童数	474	416	380	366	338
	定員	527	532	506	477	434
3～5 歳児	利用児童数	1,155	1,106	1,086	1,056	925
	定員	1,307	1,276	1,181	1,145	1,062
合計	利用児童数	1,819	1,710	1,665	1,601	1,381
	定員	2,005	1,980	1,850	1,765	1,644

※小林市資料

② 障がい児保育受入の推移

本市の障がい児保育受入については、箇所数、実施月数及び受入実人数がそれぞれ増加傾向にあり、令和5年度末時点の受入実人数は140人となっています。

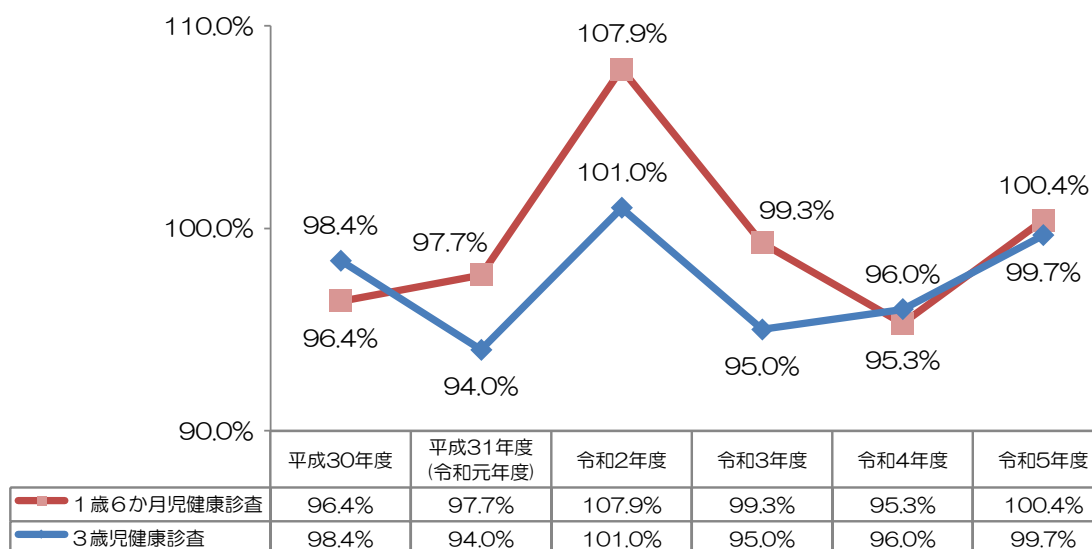
区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
箇所数	16	17	19	20	22
受入実人数	107	118	117	119	140
上記「受入実人数」に係る利用延月数	1,248	1,334	1,396	1,411	1,642

※小林市資料（各年度3月末日時点）

(2) 母子保健

① 乳幼児健診受診率の推移

本市の1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の受診率は、いずれも9割を超える状況で推移しています。



※小林市資料

対象となった乳幼児が次年度に受診した場合もあるため、受診率が100%を超える場合がある。

② 母子健康手帳交付、パパママ教室（出産前の育児教室）の実施状況

本市の母子健康手帳交付数は、減少傾向で推移しており、令和5年度は212件となっています。

出産前の育児教室については、コロナ禍により、開催ができない状況もありましたが、個別で対応する等実施方法を工夫し、コロナ禍の収束とともに実施回数・延べ参加人数ともに増加傾向で推移しています。

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
母子健康手帳交付数		286	257	260	228	212
パパママ教室	実施回数	10	0	7	11	18
	延べ参加人数	128	0	15	28	35

※小林市資料

(3) 小学校・中学校の児童生徒数の推移

本市の小学校児童数は減少傾向にあり、令和6年5月1日現在、2,082人となっています。

中学校生徒数は、令和4年度まで減少傾向にありましたが、その後増加に転じており、令和6年5月1日現在、1,120人となっています。

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	118	2,274	118	2,262	122	2,293	120	2,209	118	2,082
中学校	56	1,143	56	1,128	58	1,063	56	1,099	56	1,120
合計	174	3,417	174	3,390	180	3,356	176	3,308	174	3,202

※小林市資料（各年度5月1日時点）

(4) 地域における子育て支援サービス

① ファミリー・サポート・センターの状況

本市のファミリー・サポート・センターの状況について、各種会員数が増加傾向で推移しています。

活動件数については、年度によりばらつきがあり、令和5年度の活動件数は851件となっています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
おねがい会員数	558	565	624	607	656
まかせて会員数	118	126	126	124	131
両方会員数	11	15	14	16	25
活動件数	687	654	965	846	851

※小林市資料

② 地域子育て支援センターの利用状況

本市の地域子育て支援センターの延べ利用者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度の延べ利用者数は9,080人となっています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
箇所数	3	3	3	3	3
延べ利用者数	13,096	8,559	10,701	7,592	9,080

※小林市資料

(5) 児童の健全育成

① 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用の推移

本市の放課後児童クラブの定員数は、利用ニーズの増加に伴い、増加傾向で推移しており、令和6年4月1日現在、581人となっています。

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用児童数	412	417	464	512	604
定員	402	411	485	541	581
箇所数	15	16	18	18	19

※小林市資料（各年度4月1日時点）

② 児童センターの利用状況

本市の児童センターの利用者数は、コロナ禍により、令和2年度以降4千人台落ち込んでいましたが、令和5年度は7,121人とコロナ禍前の水準を上回っています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	6,203	4,528	4,495	4,889	7,121

※小林市資料

③ 地域活動の状況

本市の子ども会の活動状況については、団体数・会員数ともに減少傾向にあります。スポーツ少年団の活動についても、縮小傾向で推移しています。

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
子ども会	団体数	10	6	4	0	1
	会員数	280	174	89	0	27
スポーツ少年団	団体数	50	46	48	41	40
	延べ人数	711	690	711	658	652

※小林市資料

子ども会については、保険に係る申請に基づく値。

(6) 障がい児支援

① 障がい児通所支援の利用の推移

本市の障がい児通所支援の利用状況について、児童発達支援については、利用者数・利用日数ともに増加傾向で推移しています。

放課後等デイサービスについては、増減を繰り返しながら推移していますが、令和5年度の利用実績は直近5年間で最も少なくなっています。

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	利用者数	121	132	160	178	191
	利用日数	1,364	1,615	1,904	2,257	2,219
放課後等 デイサービス	利用者数	150	167	158	163	147
	利用日数	1,217	1,531	1,376	1,308	1,201

※小林市資料

② 特別支援学級・特別支援学校への就学状況

本市の特別支援学級・特別支援学校の児童生徒数について、特別支援学級・特別支援学校ともに増加傾向で推移しており、令和5年5月1日現在、特別支援学級：125人、特別支援学校：80人となっています。

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特別支援学級	小学校児童数	70	63	76	82	92
	中学校生徒数	29	31	30	31	33
	合計	99	94	106	113	125
特別支援学校	小学部児童数	24	32	34	45	45
	中学部生徒数	5	9	11	15	13
	高等部生徒数	22	19	19	14	22
	合計	51	60	64	74	80

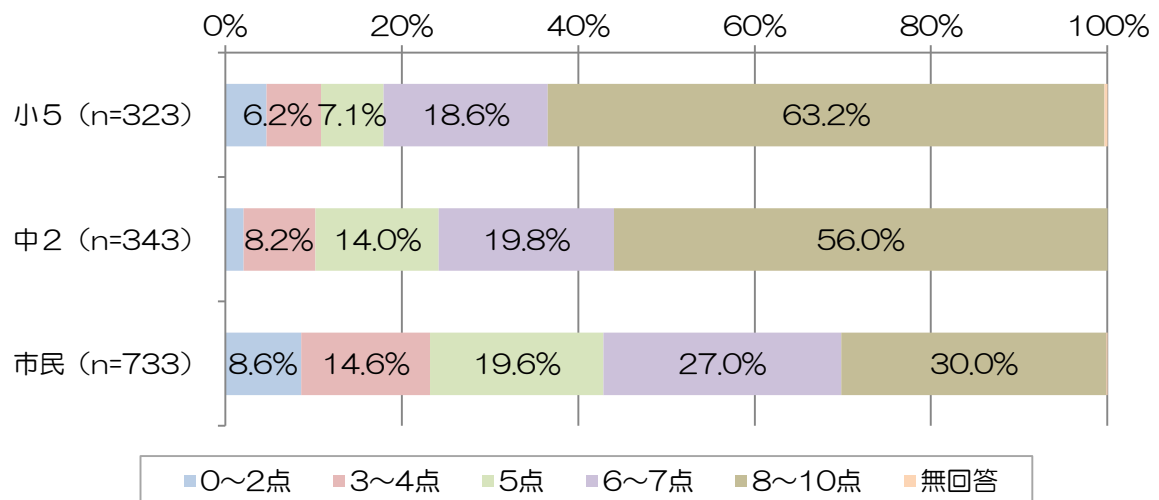
※文部科学省「学校基本調査」（各年5月1日時点）

4 アンケート結果からみた現状

(1) こども・若者の生活状況について

① 生活満足度

生活満足度について、満足度が高い方（6点以上）に回答した割合は、小学5年生：81.7%、中学2年生：75.8%、市民：57.0%となっており、年齢が高くなるほど、低くなっています。



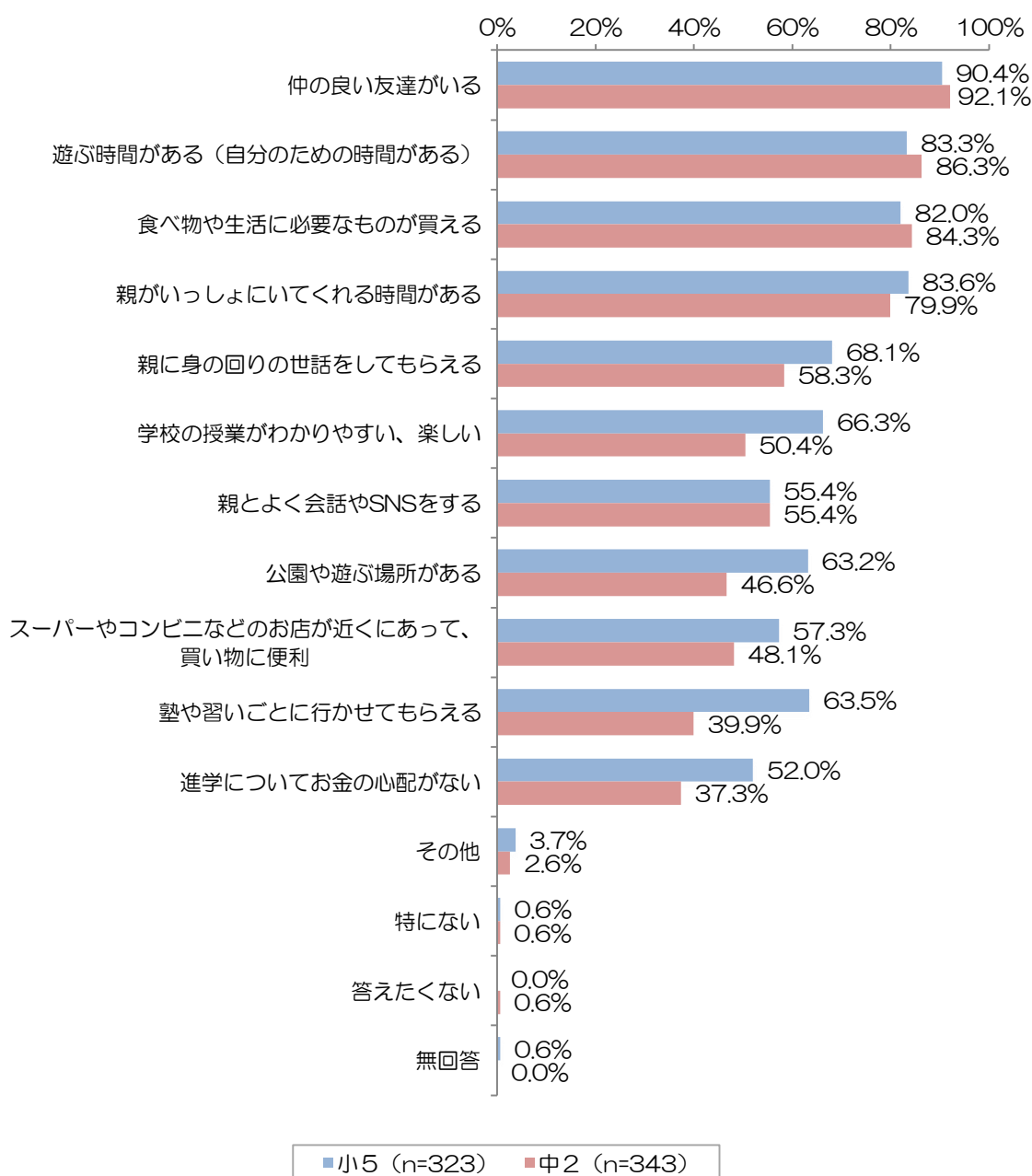
※図表に掲載している数値は、少数第二位を四捨五入した結果を掲載している関係上、足し合わせた数値と文章内の数値が一致しない場合がある（以下同様）。

② 今の暮らしで良いと思うこと、不安や不満に感じていること

「今の暮らしで良いと思うこと」について、小学5年生、中学2年生ともに「仲の良い友達がいる」が最も高く、次いで、小学5年生では「親と一緒にいてくれる時間がある」、中学2年生では「遊ぶ時間がある（自分のための時間がある）」の順となっています。

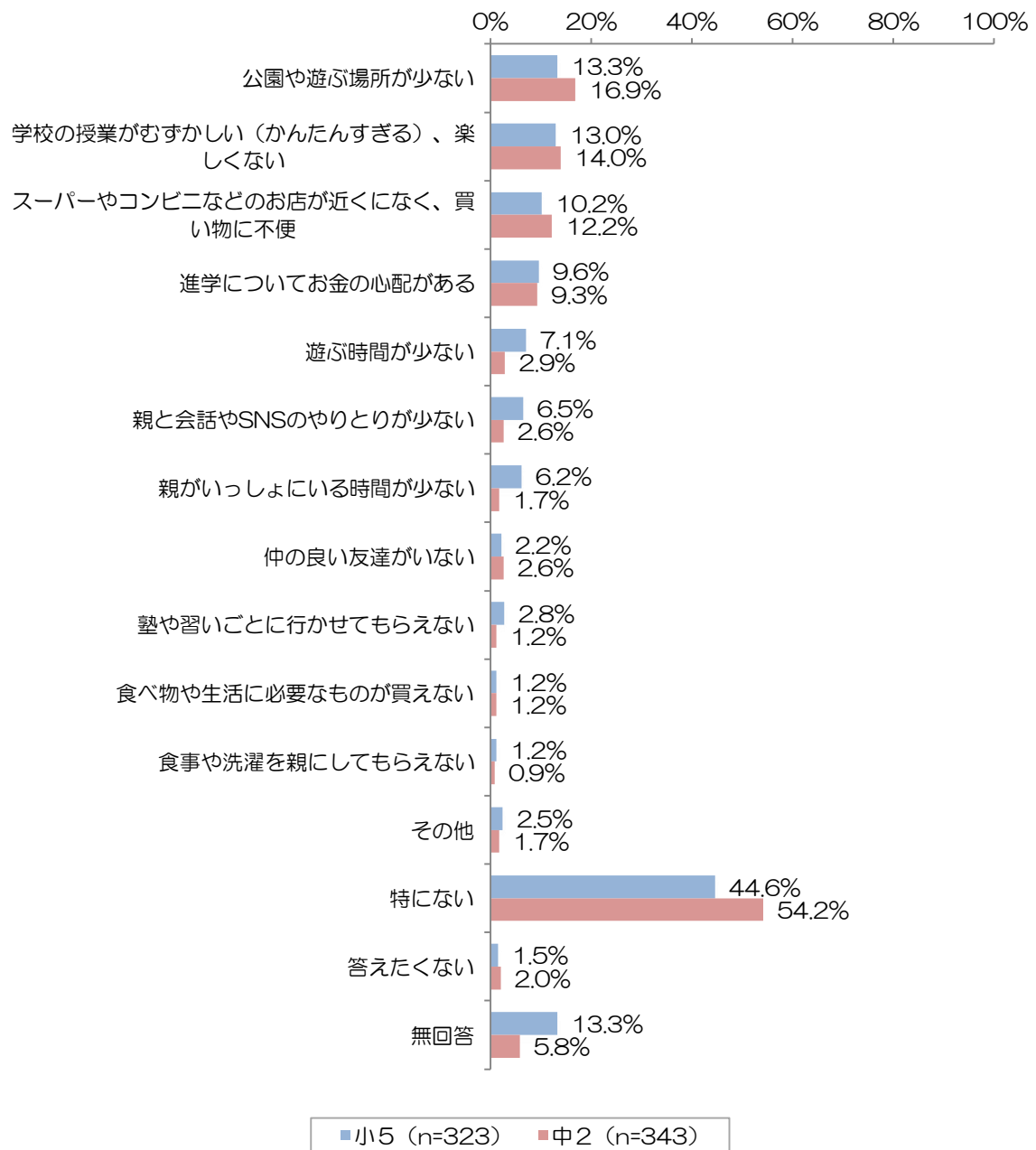
一方、「不安や不満に感じていること」については、小学5年生、中学2年生ともに「特にない」の割合が最も高くなっていますが、具体的には、「公園や遊ぶ場所が少ない」が最も高く、次いで、「学校の授業がむずかしい（かんたんすぎる）、楽しくない」「スーパーやコンビニなどのお店が近くになく、買い物に不便」の順となっています。

・今の暮らしで良いと思うこと



※複数回答可

・今の暮らしで不安や不満に感じていること



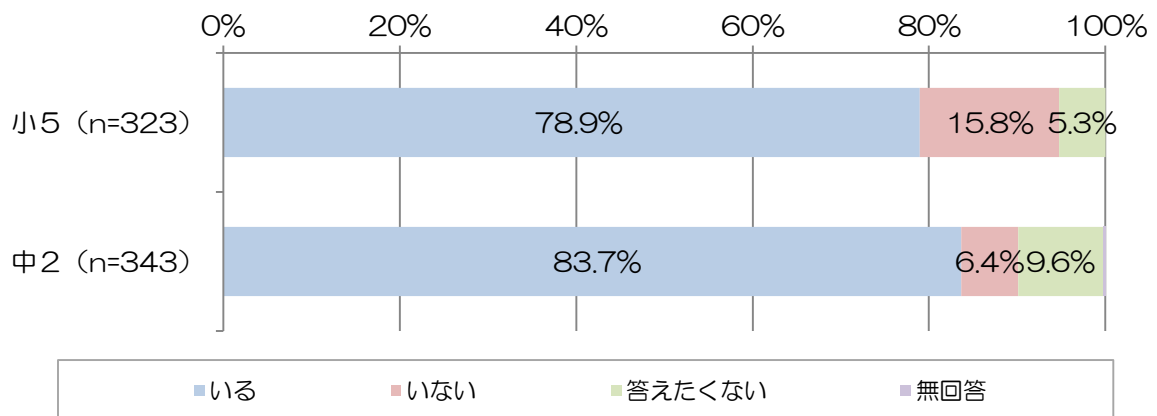
※複数回答可

③ 相談相手等の有無

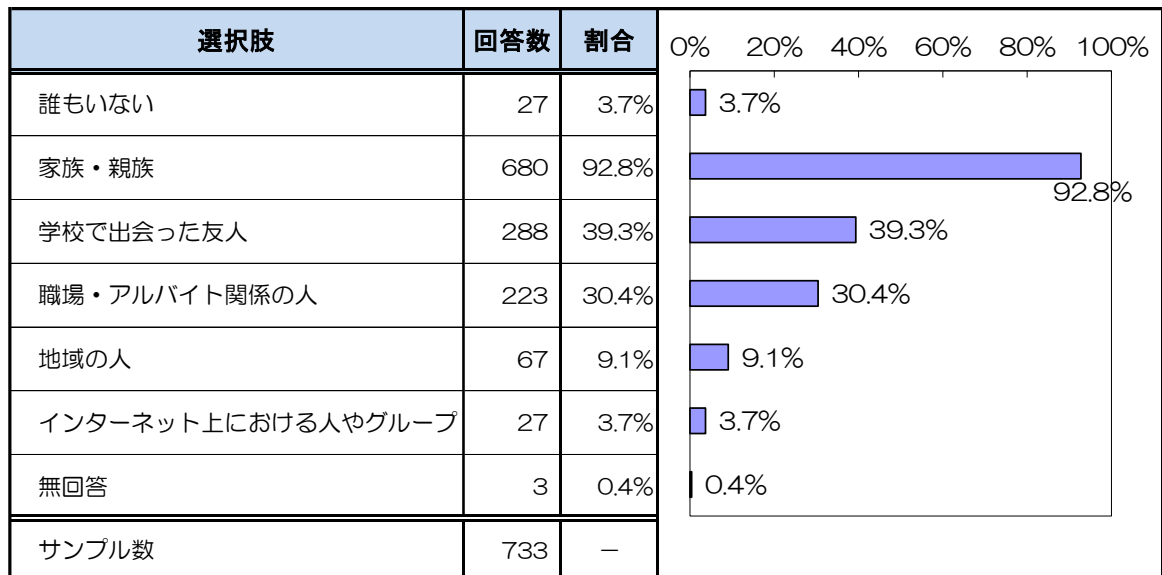
小学5年生及び中学2年生に対し、「不安や不満、困りごと、悩みごとに対する相談相手等の有無」について尋ねたところ、約8割が「いる」と回答したものの、「いない」と回答した児童生徒も一定数みられました。

また、市民に対し、「困ったときに助けてくれる人」について尋ねたところ、大多数の市民が「家族・親族等の助けてくれる人がいる」と回答していますが、「いない」と回答した市民も一定数みられました。

・不安や不満、困りごと、悩みごとに対する相談相手等の有無【小中学生調査】



・困ったときに助けてくれる人【市民調査】



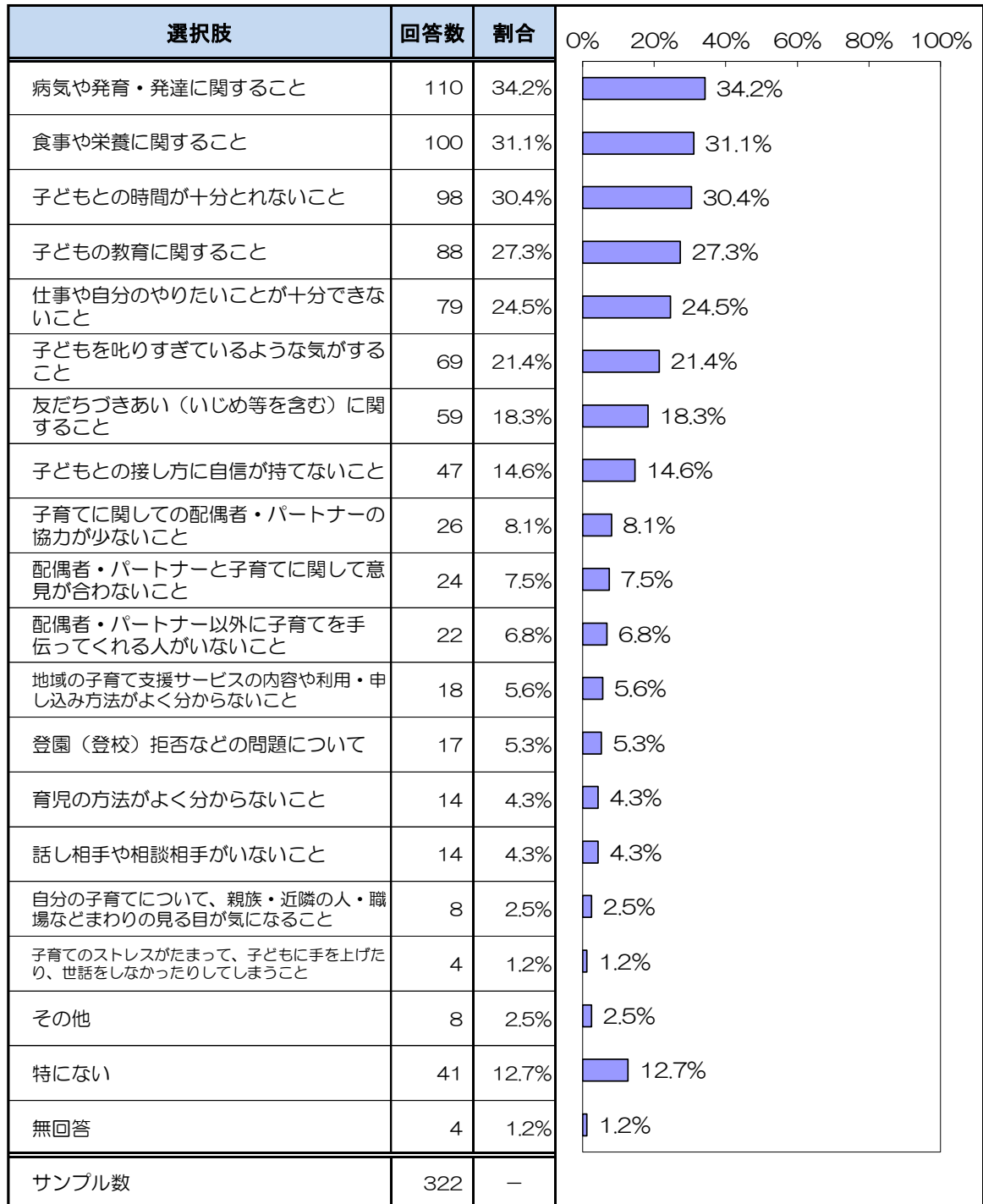
※複数回答可

(2) 子育ての状況について

① 子育てに関する悩みごと、気になること

「病気や発育・発達に関すること」が34.2%と最も高く、次いで、「食事や栄養に関すること」の31.1%、「子どもとの時間が十分とれないこと」の30.4%の順となっています。

・子育てに関する悩みごと、気になること【市民調査】



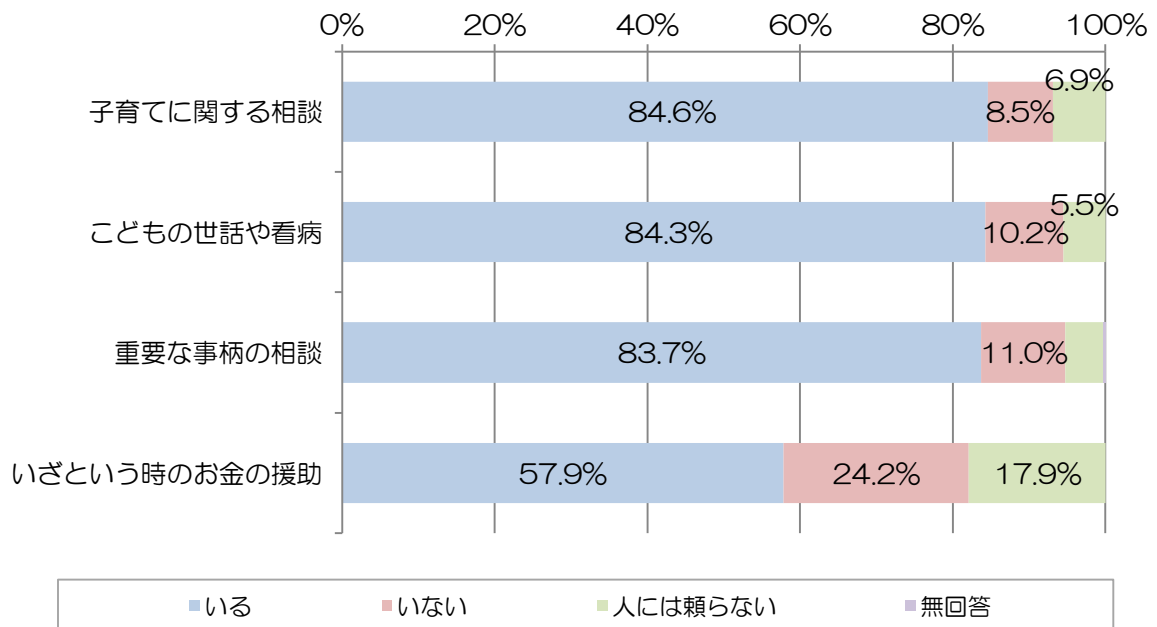
※複数回答可

※18歳未満のこどもがいる市民のみ回答

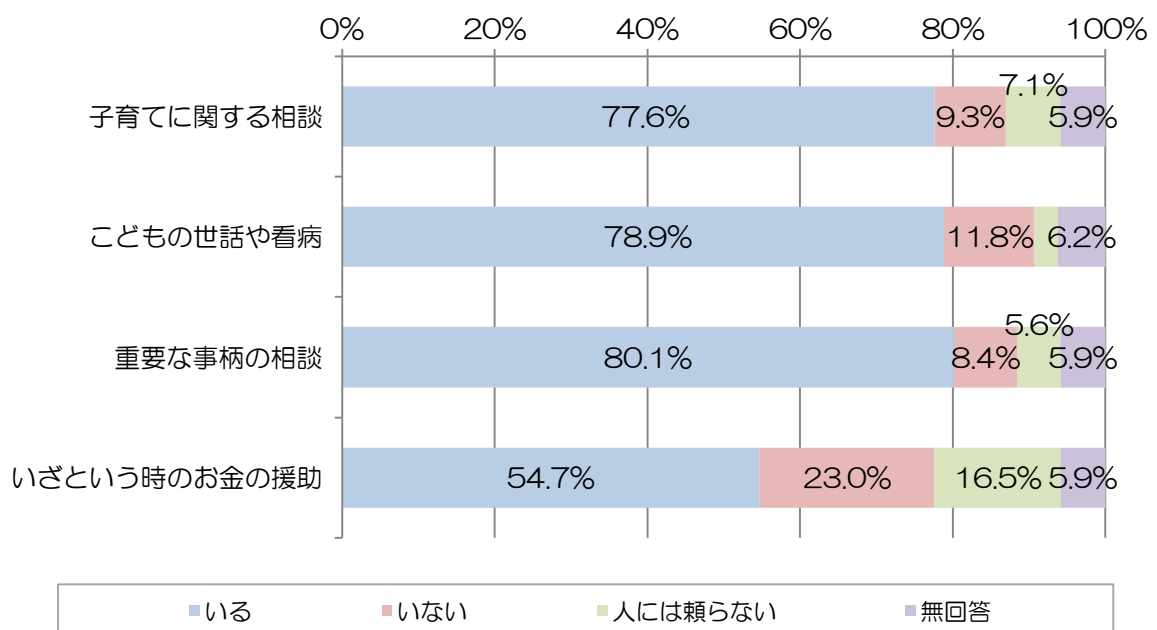
② 相談したり頼ったりできる人の有無

「相談したり頼ったりできる人がいる」と回答した割合が高くなっていますが、「いない」と回答した市民も一定数みられ、特に「いざという時のお金の援助」については、「いない」の割合が2割を超えています。

・相談したり頼ったりできる人の有無【保護者調査】



・相談したり頼ったりできる人の有無【市民調査】



※18歳未満のこどもがいる市民のみ回答

③ 子育てに関する事業の利用状況・利用希望・認知度

利用率について、高い順に「通常保育事業（幼稚園、保育園等の利用）」「育児支援家庭訪問（赤ちゃん訪問等）」「妊婦健康診査事業」となっています。

利用希望率については、高い順に「通常保育事業（幼稚園、保育園等の利用）」「時間外保育事業（延長保育、休日保育など）」「育児支援家庭訪問（赤ちゃん訪問等）」となっていますが、「時間外保育事業（延長保育、休日保育など）」については、利用率を30ポイント以上上回っています。

認知度については、「子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）」が47.1%と最も低く、11の事業で唯一認知度が5割を下回っていることから、必要時の事業利用につながるよう、周知を図る必要があると考えられます。

・子育てに関する事業の利用状況・利用希望・認知度【市民調査】

事業	利用率	利用希望率	認知度
通常保育事業（幼稚園、保育園等の利用）	90.2%	98.9%	97.7%
時間外保育事業（延長保育、休日保育など）	48.3%	81.6%	96.0%
一時預かり事業	21.3%	65.5%	89.1%
ファミリー・サポート・センター	10.3%	50.6%	71.3%
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）	1.1%	39.1%	47.1%
子育て支援センター	39.7%	70.1%	86.2%
児童センター	21.8%	69.5%	80.5%
育児支援家庭訪問（赤ちゃん訪問等）	53.4%	73.0%	83.9%
家庭児童相談（養育相談、家庭生活相談）	8.6%	50.0%	71.3%
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）：施設型	6.9%	52.9%	73.6%
妊婦健康診査事業	48.9%	71.8%	75.3%

※5歳以下のこどもがいる市民のみ回答

※回答割合の上位3項目を赤、下位3項目を青の網掛けで示している。

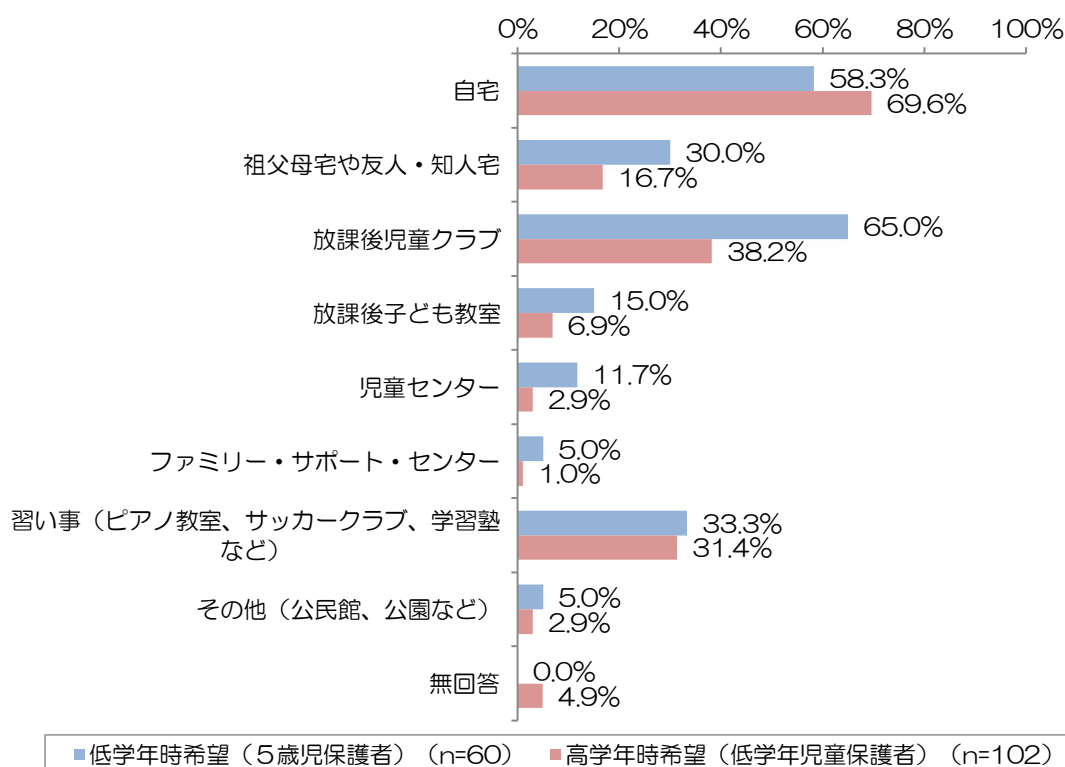
④ 小学生児童の放課後の居場所に対する希望

低学年時の放課後の居場所について、「放課後児童クラブ」が 65.0%と最も高く、次いで、「自宅」の 58.3%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の 33.3%の順となっています。

高学年時の放課後の居場所については、「自宅」が 69.6%と最も高く、次いで、「放課後児童クラブ」の 38.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の 31.4%の順となっています。

低学年時と比べて、高学年時の「放課後児童クラブ」への割合は低下しているものの、4割近くに達しており、こどもの学年が上がっても一定のニーズがあると考えられます。

・小学生児童の放課後の居場所に対する希望【市民調査】



※複数回答可

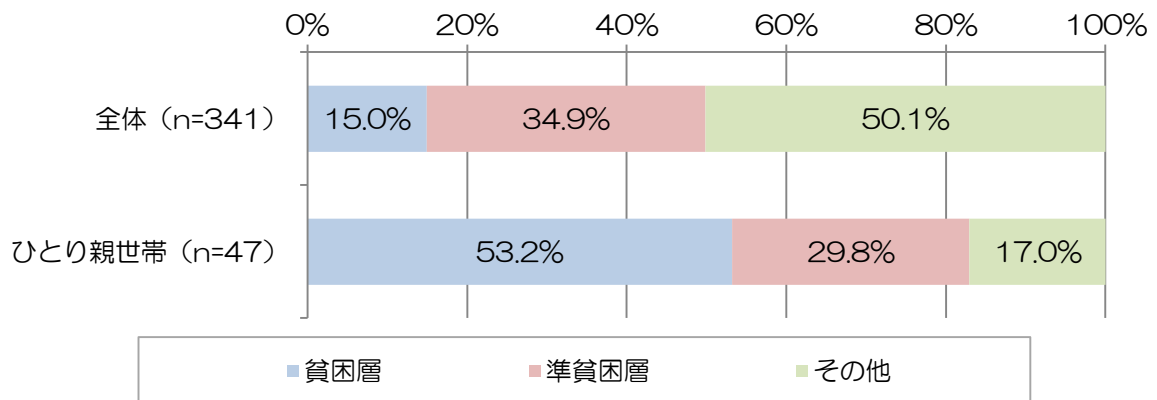
(3) 支援を要する子育て世帯の状況について

① こどもの貧困率

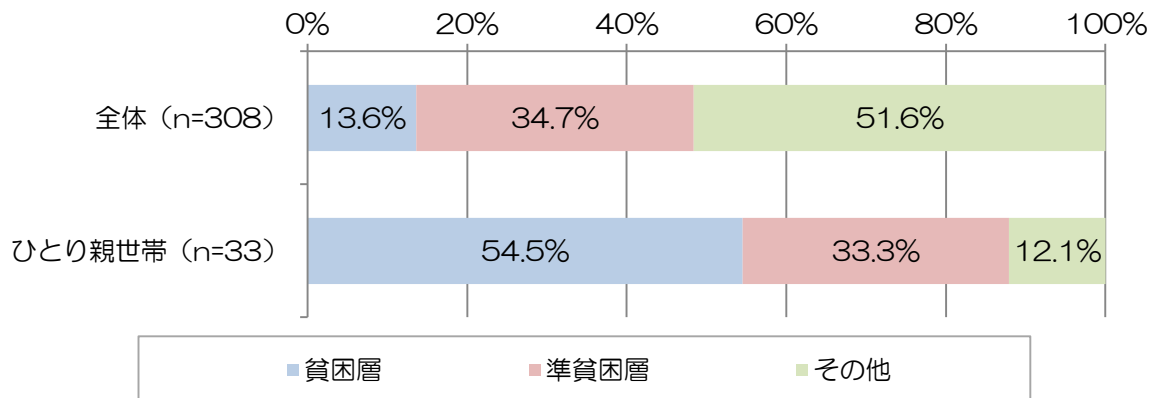
調査結果より算出した「こどもの貧困率(相対的貧困率)」は、保護者調査：15.0%、市民調査：13.6%となっています。

ひとり親世帯では、保護者調査：53.2%、市民調査：54.5%となっており、ひとり親世帯の経済状況は、ふたり親家庭と比べて厳しい状態にあると考えられます。

・こどもの貧困率【保護者調査】



・こどもの貧困率【市民調査】



※18歳未満のこどもがいる市民のみ回答

※こどもの貧困率の算定について

国は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」における「子どもの貧困率」の定義として、「18歳未満の子どもの相対的貧困にある割合」を定めています。

相対的貧困にある状態とは、「その国や地域の所得水準と比較して困窮した状態」を指すものです。

今回実施した調査結果（保護者調査）から、「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書（内閣府・令和3年12月）」を参考とした上で、以下の方法及び基準によりこどもの貧困率を算定しました。

- ① 年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「50万円未満」は25万円、「1,000万円以上」は1,050万円とする。）

- ② 上記の値を、世帯人数の平方根をとったもので除す。

例）「3人世帯」が世帯収入を「300～350万円」と回答した場合

$$\begin{aligned} & \text{【世帯収入】} 325 \text{ 万円} \div \text{【世帯人数の平方根】} \sqrt{3} \\ & = \text{【等価世帯収入】} 187.6 \text{ 万円} \end{aligned}$$

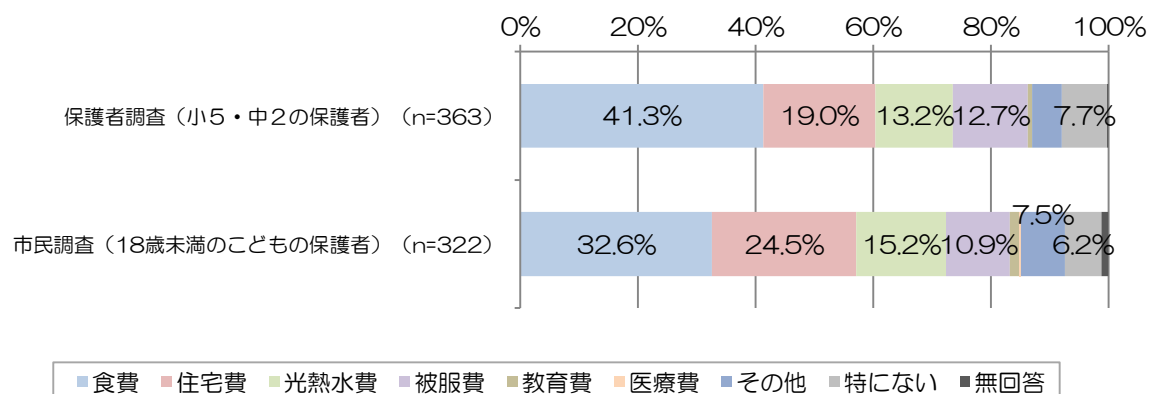
- ③ 上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、その2分の1未満である層を「貧困層」、2分の1以上中央値未満である層を「準貧困層」、中央値以上である層を「その他」と分類し、「貧困層」に該当する割合を小林市におけるこどもの貧困率（相対的貧困率）とする。

※今回調査結果の等価世帯収入の中央値（保護者調査：回答者341人中、171番目に高い（低い）人の値、市民調査：回答者308人中、154番目と155番目に高い（低い）人の平均値）は、保護者調査：237.5万円、市民調査：274.4万円であった。

② 家計を圧迫している費用

家計を最も圧迫している費用について、保護者調査及び市民調査ともに、「食費」が最も高く、次いで、「住宅費」「光熱水費」の順となっています。

保護者調査では、市民調査と比べて「食費」の割合が高くなっています。



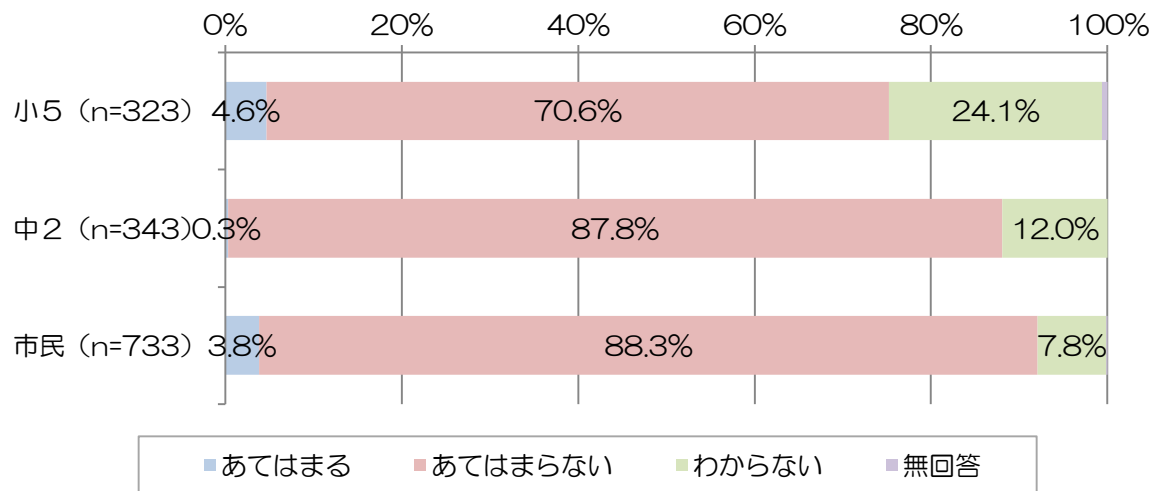
③ ヤングケアラーの有無

「ヤングケアラーにあてはまると思うか」尋ねたところ、「あてはまる」と回答した割合は、小学5年生：4.6%、中学2年生：0.3%、市民：3.8%となっています。

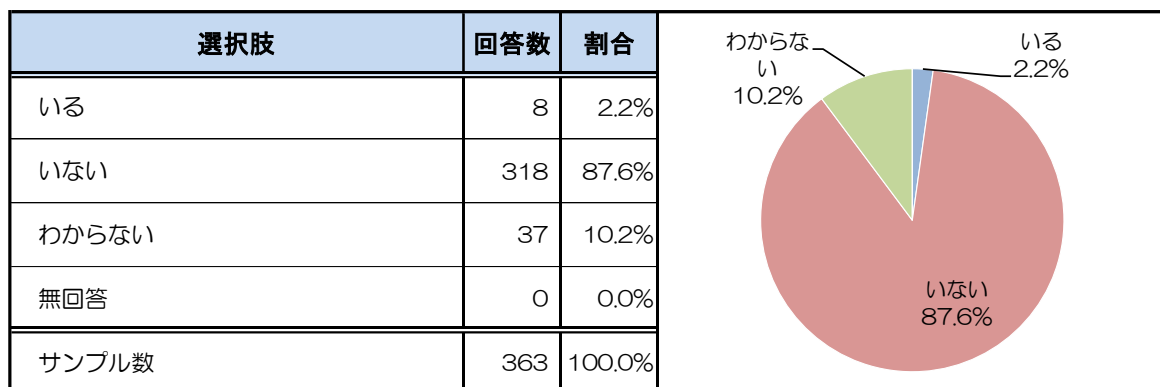
また、保護者調査において、「ヤングケアラーにあてはまるこどもが世帯にいるか」尋ねたところ、「いる」と回答した割合は、2.2%となっています。

ヤングケアラーに該当するこども・若者が一定数いると考えられることから、ヤングケアラーを把握し、適切な支援の提供につなげる体制の確保が必要であると考えられます。

・ヤングケアラーへの該当の有無【小中学生調査・市民調査】



・家庭におけるヤングケアラーに該当するこどもの有無【保護者調査】

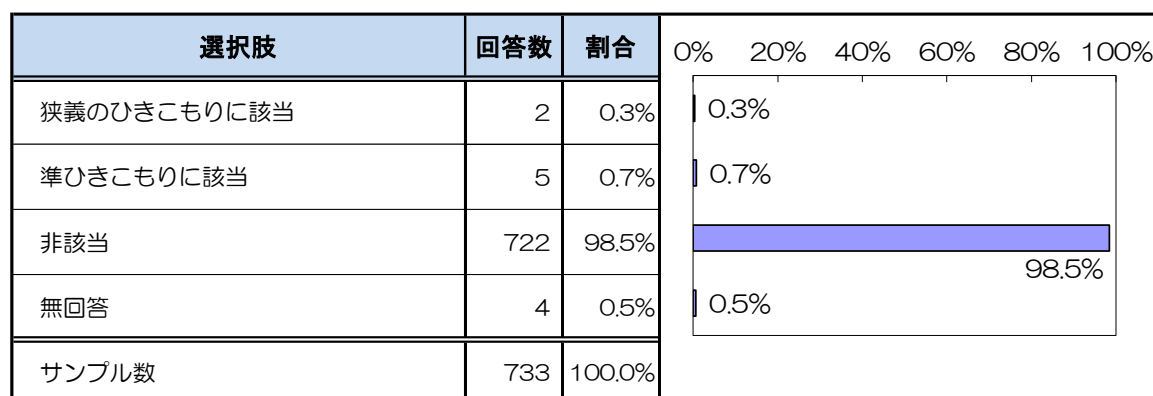


④ ひきこもりに該当する若者の有無

「こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府・令和4年度）」を参考に、「ひきこもりへの該当の有無」を判定しました。

調査結果より算出した「広義のひきこもりに該当する」割合は、1.0%となっています。

・ひきこもりへの該当の有無【市民調査】



※ひきこもりの判定について

今回実施した調査結果（市民調査）から、「こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府・令和4年度）」を参考とした上で、以下の方法及び基準により、ひきこもりの判定を行いました。

- ① 外出の機会について、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」のいずれかに回答し、かつ、「現在の状態となって、6ヶ月以上経つ」と回答した人を「ひきこもり可能性者」とする。
- ② 「ひきこもり可能性者」から、「現在の状態となった理由が「病気」である」「現在の状態となった理由が「妊娠や出産、育児、介護、看護」によるものであり、最近6ヶ月間に家族以外の人と会話をした」「職業が「会社役員や自営業・自由業、家族従業者・内職」に該当する」「現在就労しているもしくは自宅での時間を仕事に使っている」等に該当する人を除外する。
- ③ ②で除外されなかった「ひきこもり可能性者」を「広義のひきこもりに該当」とし、そのうち、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」と回答した人を「準ひきこもりに該当」、それ以外の人を「狭義のひきこもりに該当」と判定する。

(4) 将来に対する意識・意向について

① 現在結婚していない人の将来的な結婚意向と希望こども数

現在結婚していない人に「将来的な結婚の意向」を尋ねたところ、「いずれ結婚するつもり」が68.9%、「一生結婚するつもりはない」が29.7%となっています。

29歳以下では、「いずれ結婚するつもり」と回答した割合が8割を超えていますが、「一生結婚するつもりはない」と回答した割合も1割を超えています。

また、将来的な結婚を希望する人に希望するこどもの数について尋ねたところ、「2人」が最も多く、平均値は1.93人となっていますが、「0人」と回答した割合も1割近くに達しています。

・現在結婚していない人の将来的な結婚意向【市民調査】

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
いずれ結婚するつもり	248	68.9%	68.9%
一生結婚するつもりはない	107	29.7%	29.7%
無回答	5	1.4%	1.4%
サンプル数	360	100.0%	

	単純集計	性別		年齢			
	全体	男性	女性	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40歳以上
サンプル数	360	153	200	90	117	88	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
いずれ結婚するつもり	248	116	129	76	96	50	26
	68.9%	75.8%	64.5%	84.4%	82.1%	56.8%	40.0%
一生結婚するつもりはない	107	35	68	14	18	36	39
	29.7%	22.9%	34.0%	15.6%	15.4%	40.9%	60.0%
無回答	5	2	3	0	3	2	0
	1.4%	1.3%	1.5%	0.0%	2.6%	2.3%	0.0%

・結婚を希望する人の希望こども数【市民調査】

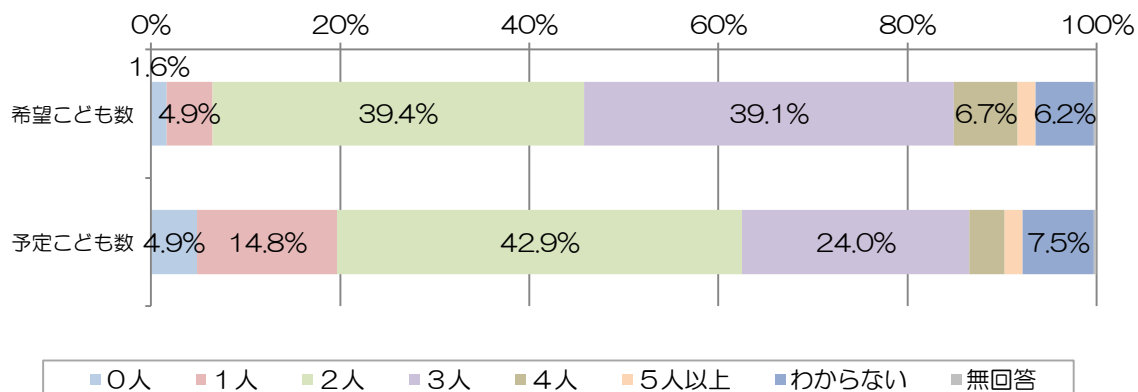
選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
0人	24	9.7%	9.7%
1人	32	12.9%	12.9%
2人	132	53.2%	53.2%
3人	57	23.0%	23.0%
4人	3	1.2%	1.2%
無回答	0	0.0%	0.0%
サンプル数	248	100.0%	

② 現在結婚している人の希望こども数と予定こども数

現在結婚している人に「希望こども数」「予定こども数」について尋ねたところ、いずれも「2人」が最も多くなっています。

一方、平均値について、希望こども数：2.54人、予定こども数：2.03人と、「希望」と「予定」に差が生じており、予定こども数の「3人」の割合も希望こども数と比べて約15ポイント低くなっています。

・現在結婚している人の希望こども数と予定こども数【市民調査】

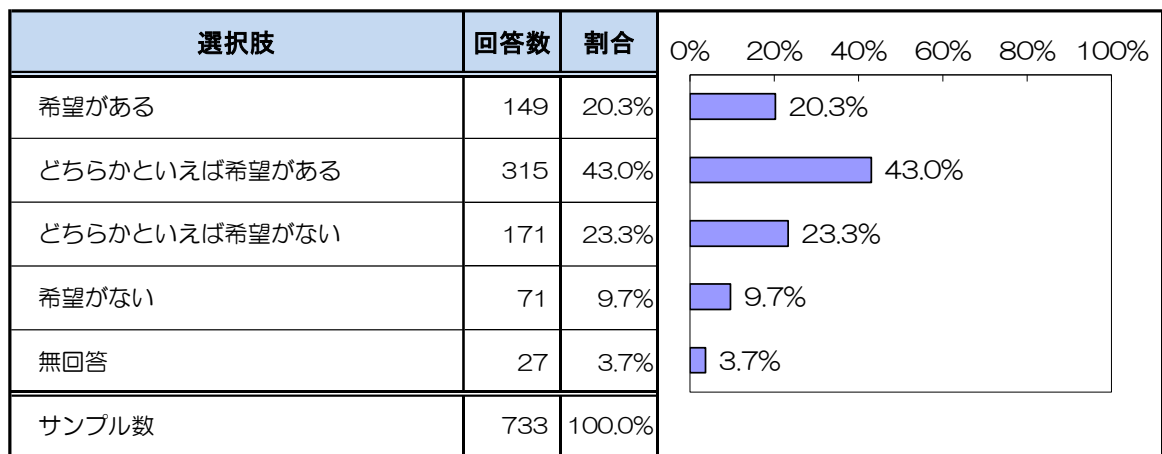


③ 将来の展望

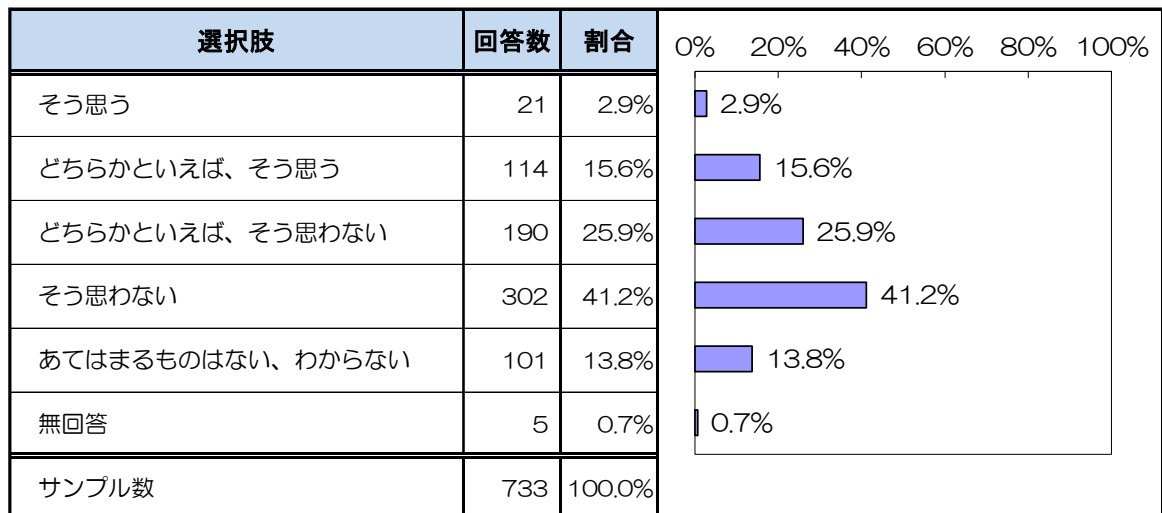
「自分の将来に対し、明るい希望を持っているか」について尋ねたところ、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」のいずれかに回答した割合が63.3%となっており、「希望がない」「どちらかといえば希望がない」のいずれかに回答した割合の33.0%を上回っています。

また、「小林市の将来は明るいと思うか」について尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」のいずれかに回答した割合は18.4%にとどまっており、「そう思わない」「どちらかといえば、そう思わない」のいずれかに回答した割合の67.1%を大きく下回っています。

・自分の将来に対し、明るい希望を持っているか【市民調査】



・小林市の将来は明るいと思うか【市民調査】



(5) 小林市の取組について

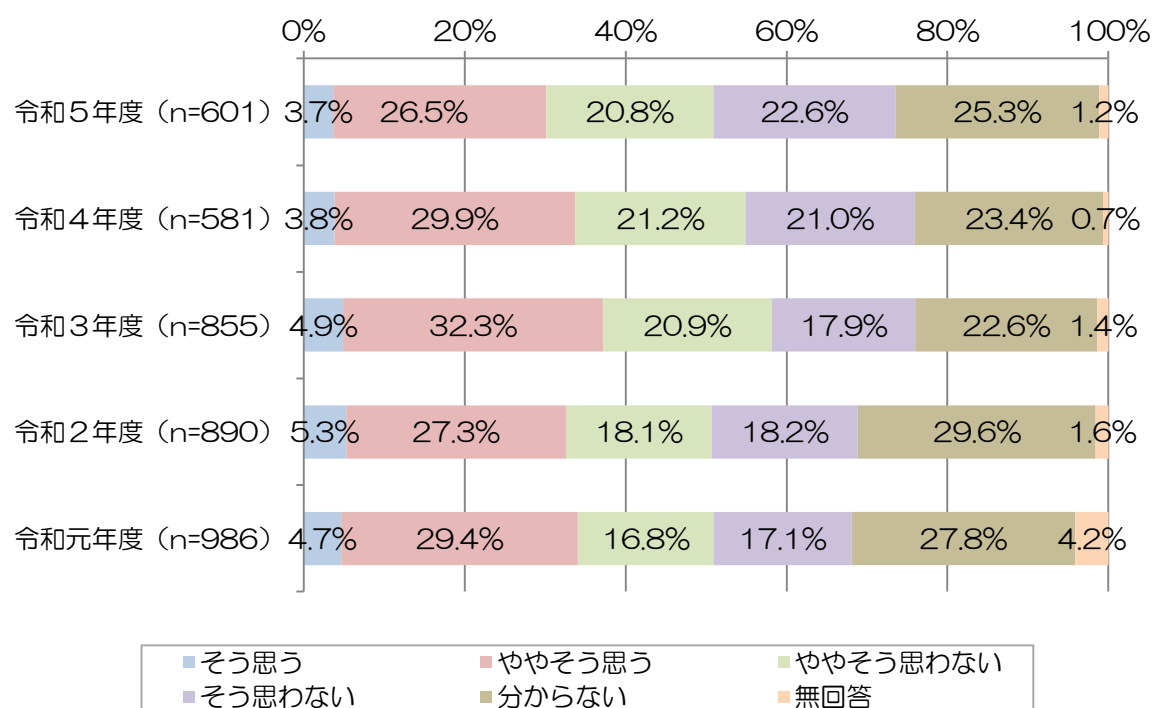
① 子育て環境の充足度

小林市が毎年度実施している「小林市まちづくり市民アンケート」（16歳以上の小林市民 2,000 人を対象とする郵送調査）において、「小林市の子育て環境が充実していると感じているか」尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」のいずれかに回答した割合は 30.1%にとどまっており、「そう思わない」「ややそう思わない」のいずれかに回答した割合の 43.4%を下回っています。

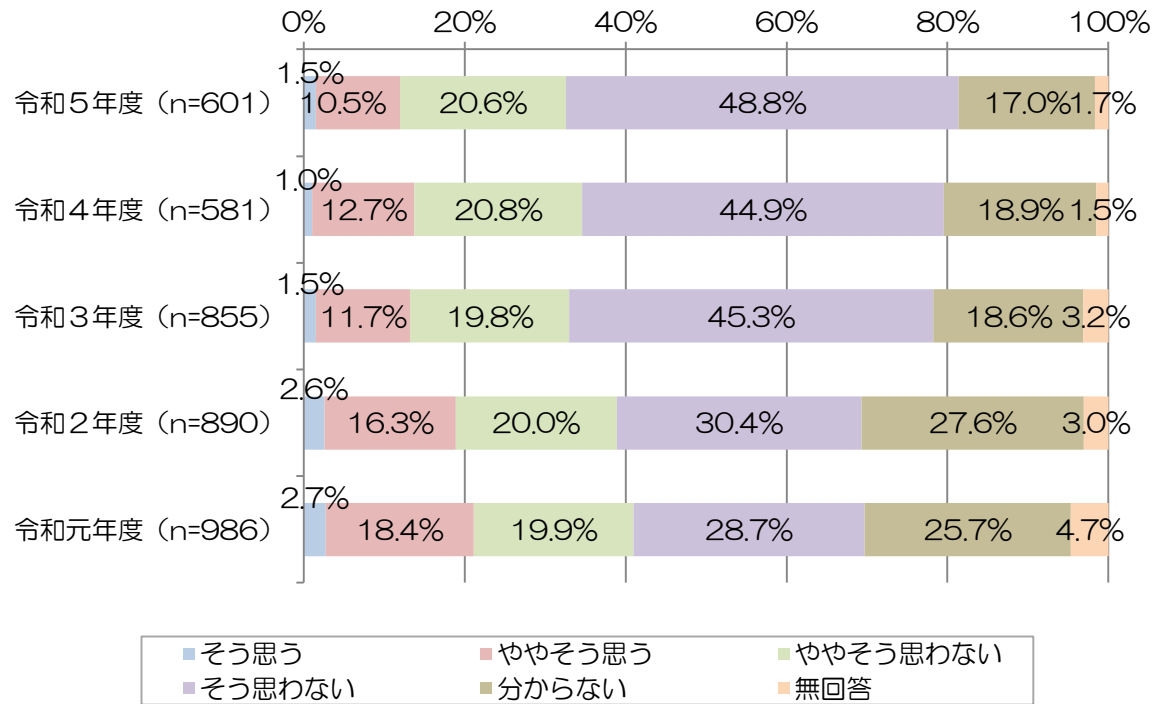
また、「小林市では「安心して妊娠・出産・子育てができるまち」が実現できていると感じているか」尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」のいずれかに回答した割合は 12.0%にとどまっており、「そう思わない」「ややそう思わない」のいずれかに回答した割合の 69.4%を大きく下回っています。

子育て環境の整備が十分ではないと感じている市民が多いことから、子育て環境のさらなる整備が求められていると考えられます。

・子育て環境が充実していると感じるか【小林市まちづくり市民アンケート】

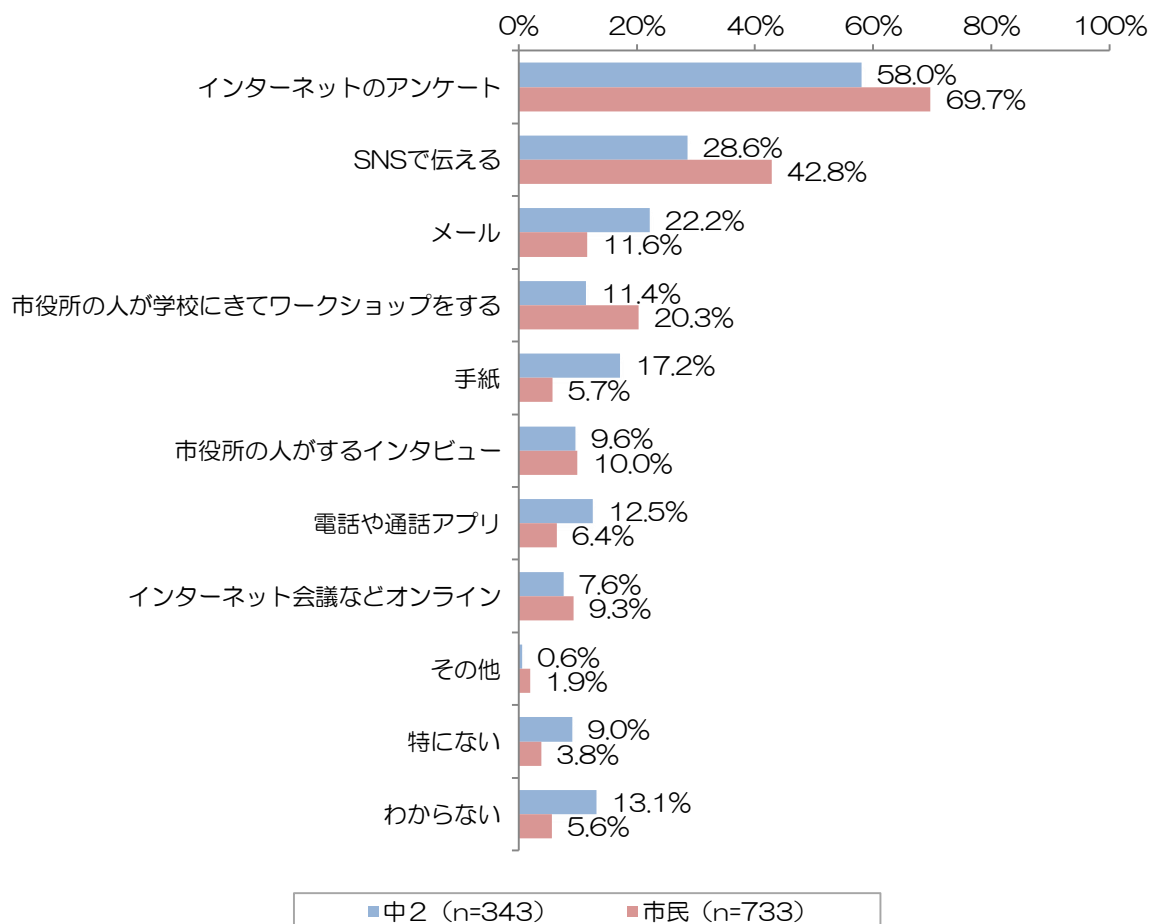


・「安心して妊娠・出産・子育てができるまち」が実現できていると感じるか
【小林市まちづくり市民アンケート】



② 子どもや若者が意見を伝えやすいと考える方法

今後、子どもや若者が自分の意見を伝えやすい場所・空間を整備していくにあたり、「自分の意見を伝えやすい方法」について尋ねたところ、中学生調査・市民調査のいずれにおいても、「インターネットのアンケート」が最も高く、次いで、「SNSで伝える」の順となっています。



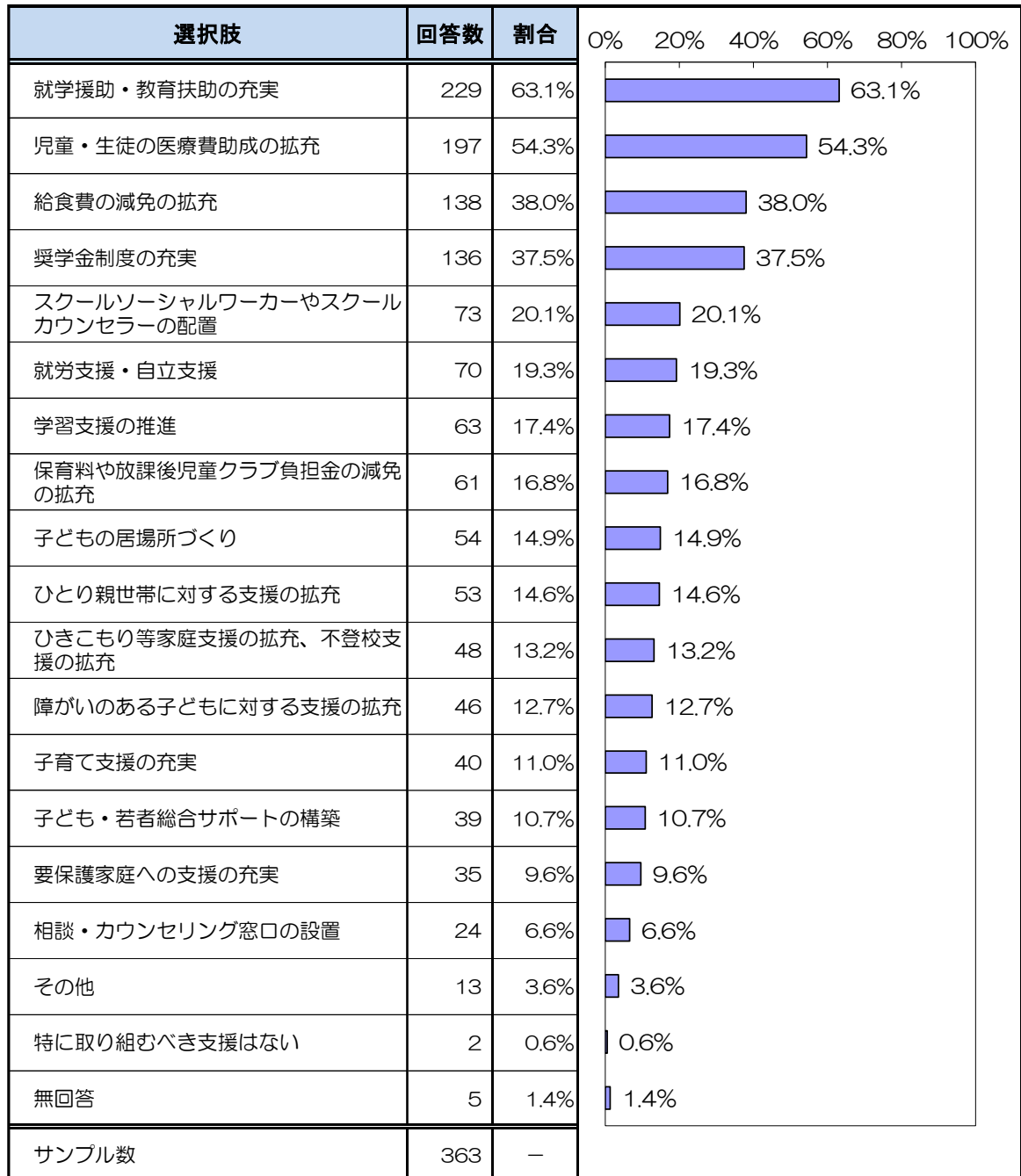
※複数回答可

③ 小林市が特に推進すべきと考える子育て支援

「就学援助・教育扶助の充実」が63.1%と最も高く、次いで、「児童・生徒の医療費助成の拡充」の54.3%の順となっています。

これらの子育て支援については、回答割合が5割を超えており、保護者からのニーズが高く、検討の必要性が特に高い支援であると考えられます。

・小林市が特に推進すべきと考える子育て支援【保護者調査】



※複数回答可

5 こども分野に係る過去計画の評価

「第2期小林市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2期小林市子どもの未来応援推進計画」に定めた個別の施策・事業について、庁内関係課による検証を実施しました。

進捗度評価に係る結果は次のとおりであり、一部推進できなかった施策・事業があったものの、おおむね施策・事業を推進できたと考えられます。

(1) 第2期小林市子ども・子育て支援事業計画に係る評価

(計画期間：令和2年度～令和6年度)

① 施策・事業全体に係る評価

・評価一覧表

基本目標等	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
基本目標1 すべての子どもが等しく健やかに成長できるよう支援します	3項目 (37.5%)	5項目 (62.5%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)
基本目標2 子どもが心豊かにたくましく成長する力を支援します	10項目 (66.7%)	5項目 (33.3%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)
基本目標3 安心して子どもを生み、育てることが出来る環境づくりに努めます	10項目 (47.6%)	10項目 (47.6%)	1項目 (4.8%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)
基本目標4 支援が必要な家庭や子どもに寄り添い、地域で見守る環境づくりに努めます	9項目 (90.0%)	1項目 (10.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)
新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画	3項目 (33.3%)	3項目 (33.3%)	0項目 (0.0%)	3項目 (33.3%)	0項目 (0.0%)
合計	35項目 (55.6%)	24項目 (38.1%)	1項目 (1.6%)	3項目 (4.8%)	0項目 (0.0%)

※A評価：順調に推進
D評価：推進できず

B評価：おおむね順調に推進
E評価：評価不能

C評価：あまり推進できず

② 教育・保育の量及び地域子ども・子育て事業の確保実績

本市では、計画期間中において、教育・保育及び子ども・子育て支援法第59条に定める13事業について、量の見込み及び確保方策を設定し、事業を実施しました。

各事業の内容や事業実績は、「第4章 子育て支援事業の実施計画（75ページ）」に掲載しています。

・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業一覧

事業名
教育・保育の量の確保
①利用者支援に関する事業
②時間外保育事業（延長保育事業）
③実費徴収に係る補足給付を行う事業
④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑤放課後児童健全育成事業
⑥子育て短期支援事業
⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
⑧養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
⑨地域子育て支援拠点事業
⑩一時預かり事業（幼稚園型）
⑪病児保育事業
⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕）
⑬妊婦に関する健康診査

(2) 第2期小林市子どもの未来応援推進計画に係る評価

(計画期間：令和5年度～令和9年度 ※令和7年度から当計画に一体化)

① 施策・事業全体に係る評価

・評価一覧表

対策の柱	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
対策の柱1 生活の安定に資するための支援	15項目 (68.2%)	7項目 (31.8%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)
対策の柱2 保護者への就労の支援	1項目 (20.0%)	4項目 (80.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)
対策の柱3 教育の支援	5項目 (45.5%)	6項目 (54.5%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)
対策の柱4 経済的支援	3項目 (60.0%)	2項目 (40.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)
合計	24項目 (55.8%)	19項目 (44.2%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)	0項目 (0.0%)

※A評価：順調に推進
D評価：推進できずB評価：概ね順調に推進
E評価：評価不能

C評価：あまり推進できず

② 子どもの貧困に関する指標の現状値と目標に係る評価

・子どもの貧困に関する指標

指標の項目		策定時値	現状値
① 生活の安定に資するための支援			
電気・ガス・水道料金の未払い経験			
ひとり親世帯	電気料金	8.5%※ ¹ (R4)	19.4%※ ² / 21.4%※ ³ (R6)
	ガス料金	6.6%※ ¹ (R4)	14.8%※ ² / 13.2%※ ³ (R6)
	水道料金	5.8%※ ¹ (R4)	13.3%※ ² / 21.4%※ ³ (R6)
子どもがある全世帯	電気料金	4.1%※ ¹ (R4)	3.3%※ ² / 6.5%※ ³ (R6)
	ガス料金	3.2%※ ¹ (R4)	3.0%※ ² / 3.3%※ ³ (R6)
	水道料金	3.6%※ ¹ (R4)	4.0%※ ² / 6.0%※ ³ (R6)

※1：小学4年生～高校3年生のこどもがいたる世帯の数値

※2：18歳未満のこどもがいたる世帯の数値

※3：小学5年生もしくは中学2年生のこどもがいたる世帯の数値

指標の項目		策定時値	現状値
食料または衣服が買えない経験			
ひとり親世帯	食料が買えない経験	34.1%※ ¹ (R4)	25.0%※ ² / 24.4%※ ³ (R6)
	衣服が買えない経験	37.6%※ ¹ (R4)	32.3%※ ² / 28.6%※ ³ (R6)
子どもがある全世帯	食料が買えない経験	18.5%※ ¹ (R4)	8.6%※ ² / 9.1%※ ³ (R6)
	衣服が買えない経験	20.3%※ ¹ (R4)	13.4%※ ² / 13.5%※ ³ (R6)
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合			
ひとり親世帯	重要な事柄の相談	6.1%※ ¹ (R4)	10.0%※ ² / 18.0%※ ³ (R6)
	いざという時のお金の援助	25.4%※ ¹ (R4)	27.5%※ ² / 34.5%※ ³ (R6)
等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談	6.9%※ ¹ (R4)	8.3%※ ² / 19.1%※ ³ (R6)
	いざという時のお金の援助	24.1%※ ¹ (R4)	25.0%※ ² / 50.0%※ ³ (R6)
② 保護者への就労の支援			
ひとり親家庭※ ⁴ の親の就業率			
母子家庭	就業率	90.4% (R3)	90.4% (R5)
父子家庭	就業率	88.7% (R3)	89.6% (R5)
ひとり親家庭※ ⁴ の親の正規の職員・従業員の割合			
母子家庭	割合	57.6% (R3)	59.2% (R5)
父子家庭	割合	86.8% (R3)	87.5% (R5)
③ 教育の支援			
ひとり親家庭※ ⁴ の子どもの就園率（保育園・幼稚園等）		95.3% (R3)	93.8% (R5)
ひとり親家庭※ ⁴ の子どもの進学率			
中学卒業後	進学率	98.7% (R3)	97.8% (R5)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合			
小学校	割合	要請に応じて全ての学校にて対応	66.7%※ ⁵ (R6)
中学校	割合	要請に応じて全ての学校にて対応	55.6%※ ⁵ (R6)

※1：小学4年生～高校3年生のこどもがいる世帯の数値

※2：18歳未満のこどもがいる世帯の数値

※3：小学5年生もしくは中学2年生のこどもがいる世帯の数値

※4：児童扶養手当認定者（ひとり親家庭）の数値

※5：令和6年4月～7月における対応実績

第2章 本市のこども・若者、子育て世帯を取り巻く環境

指標の項目		策定時値	現状値
スクールカウンセラーの配置率			
小学校	配置率	要請に応じて全ての学校にて対応	100.0%(R6)
中学校	配置率	要請に応じて全ての学校にて対応	100.0%(R6)
就学援助制度に関する市町村別周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類配布の実施)			
市町村別実施率		全ての学校に対して実施	全ての学校に対して実施
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況			
小学校	市町村別実施率	全ての学校に対して実施	全ての学校に対して実施
中学校	市町村別実施率	全ての学校に対して実施	全ての学校に対して実施
④ 経済的支援			
子どもの貧困率			
子どもの貧困率		11.8%※ ¹ (R4)	13.6%※ ² /15.0%※ ³ (R6)
ひとり親世帯の貧困率		38.1%※ ¹ (R4)	54.5%※ ² /53.2%※ ³ (R6)
ひとり親家庭のうち養育費について取決めをしている割合			
母子世帯	割合	44.3%※ ¹ (R4)	64.3%※ ³ (R6)
父子世帯	割合	43.8%※ ¹ (R4)	40.0%※ ³ (R6)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合			
母子世帯	割合	69.8%※ ¹ (R4)	59.5%※ ³ (R6)
父子世帯	割合	96.9%※ ¹ (R4)	100.0%※ ³ (R6)

※1：小学4年生～高校3年生のこどもがいる世帯の数値

※2：18歳未満のこどもがいる世帯の数値

※3：小学5年生もしくは中学2年生のこどもがいる世帯の数値

・子どもの貧困に関する数値目標

指標	策定時値	現状値	目標値	評価
子ども家庭総合支援拠点※ ¹ 相談件数	209件 (R3)	391件 (R5)	500件 (R9)	改善

※1：令和6年4月1日より、「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」を統合し、「こども家庭センター」を設置。

6 本市のこども・若者、子育て世帯を取り巻く課題

(1) こども・若者の生活状況について

小中学生及び市民調査において、小学生の約8割が比較的満足した生活を送れている一方、年代が上がるほど満足度が低下し、15～49歳では比較的満足した生活を送れている割合が約6割にとどまっています。

生活上の悩み等に対する相談相手等については、小中学生の約8割に「相談相手等がいる」一方、「相談できる相手がいない」割合も一定割合存在していることから、全てのこどもが必要に応じて相談につながるができる体制づくりが求められています。

(2) 子育ての状況について

子育てについて、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「こどもとの時間が十分とれないこと」といったことに悩みや不安を抱える保護者が多くなっています。

そうした中、保護者及び市民調査において、子育てに関して相談できたり、頼りになったりする人について、多くの保護者が「いる」と回答した一方、「いない」と回答した保護者も一定割合存在していることから、保護者が相談できる窓口の量的確保を図るとともに、相談のしやすさといった質的確保も求められています。

また、保護者と接する機会の多い教育・保育施設や放課後児童クラブ等とも連携し、身近な人・場所から専門的な支援につなぐことができる体制の構築も求められています。

(3) 子育て支援について

① 子育て支援全般について

本市においては、独自の子育て支援策に取り組んでおり、子ども・子育て会議委員からも評価されている部分がある一方、市民調査において、子育て環境が充実していると感じている市民は約3割、本市が目指す「安心して妊娠・出産・子育てができるまち」が実現できていると感じている市民は約1割にとどまっています。

就学援助・教育扶助の充実や医療費助成の拡充といった保護者のニーズを踏まえた子育て支援策を推進するなど、子育て環境のさらなる整備を図る必要があると考えられます。

子育て支援にあたっては、福祉や教育といった部門間の連携を図ったうえで取り組むとともに、支援要件をわずかに満たさない、いわゆるグレーゾーンにあたる世帯への配慮、地域間格差が生じないことへの配慮が必要であると考えられます。

また、子育て支援について、通常保育事業、時間外保育事業等の保護者全体への認知が広まっている事業がある一方、子育て短期支援事業等の認知が浸透していない事業もあることから、各種事業等の周知強化を図る必要があると考えられます。

② 仕事と子育ての両立を支える支援について

女性の就労状況をみると、就労率が上昇し、子育て世帯に占める共働き世帯の割合も上昇傾向で推移していますが、年代別にみると、20代後半から30代前半にかけて就業率が低下し、その後上昇する、いわゆるM字カーブがみられ、結婚・出産・育児を要因とする離職が生じている状況が見受けられます。

本市において、幼児期の教育・保育に係る待機児童は発生していません。

しかし、放課後児童クラブでは、低学年児童が優先となるため、高学年児童が希望する放課後児童クラブに入れない状況も見られます。

放課後児童クラブの利用については、学年が上がるごとにニーズが低下していく傾向にあるものの、高学年児童についても一定のニーズがあることから、保護者のニーズを満たす提供体制の整備が求められています。

③ 支援を必要とする子育て世帯について

こども及び子育て世帯数の減少により、ひとり親世帯数や就学援助認定者数等が減少傾向で推移している一方、18歳未満の障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

保護者の発達や発育等への理解が広まってきたことなどを要因に、発達面等において支援を要するこどもの数が増える中、児童発達支援や放課後等デイサービスといった療育を支える体制の充実を図る必要があります。

また、発達や発育、療育に関する保護者の理解が十分ではない状況もあることから、親の子育て力を高めていくことも必要であると考えられます。

(4) 結婚について

市民の婚姻に係る状況をみると、各年代における未婚率が以前と比べ上昇しています。

市民調査においては、現在結婚していない市民の約3割が一生結婚をするつもりはないと回答するとともに、将来的な結婚を希望する市民の約1割がこどもを持たないことを希望しています。

若者が将来に向けたライフプランを立て、それぞれが希望する未来の実現に向けた行動ができるよう、意識の醸成を図るとともに、結婚やこどもを持つことに対する希望を叶えることができる環境づくりが求められています。

(5) 出産について

本市の合計特殊出生率は、国・県を上回る水準で推移するとともに、周辺自治体との比較においても高い水準となっている一方、以前と比べて低下しており、若年女性の人口減少とあいまって、出生数が減少傾向で推移しています。

市民調査においては、現在結婚している人の希望こども数が2.54人であるのに対し、予定こども数は2.03人と、希望と現実には差異が生じており、差異の解消に資する施策を推進することで、こどもを持つことへの希望を叶えることができる環境を実現することが求められています。

第3章

計画の取組

第3章 計画の取組

1 基本理念

こども施策の推進にあたっては、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」を実現することが重要であるとされています。

こども大綱においては、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を目指すとしており、宮崎県こども未来応援プラン（宮崎県こども計画）においては、「すべてのこども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくり」を基本理念としています。

そうした中、本市においては、令和6年8月に開催された「こども議会 2024～こどもまんなか社会編～」(主催：「絆を結ぶ物語」実行委員会)において、こどもたちから、理想の社会に関するキーワードとして、「個性」「意見を出しやすい」「安心」等が挙げられました。

本計画においては、国・県の考え方、本市のこどもたちの意見等を踏まえ、基本理念を「こどもや若者の個性や意見を尊重しながら健やかな成長をみんなで支えるまちづくり」とし、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に健康で幸せな生活の中で育ち、生きる力を育みながら、権利の主体として尊重され、個性や創造性を発揮する環境をつくり、地域とともに、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることができるまちづくりを目指します。

【基本理念】

こどもや若者の個性や意見を尊重しながら

健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

2 施策体系

基本理念の実現のため、5つの基本目標を定め、関係機関等と連携・協力しながら、こども施策の総合的な推進を図ります。

基本目標	施策
1 こども・若者の権利を守る	(1) こども・若者の権利に関する周知・啓発や教育 (2) こども・若者の社会参画・意見反映 (3) 児童虐待防止対策の推進 (4) ヤングケアラーへの支援 (5) いじめ防止対策の推進
2 ライフステージに応じて切れ目なく支える	(1) 安心できる相談支援体制と情報発信の充実 (2) 母子保健及び健康づくりの充実 (3) こども・若者の健やかな心身の育成
3 こども・若者と子育て家庭を支える	(1) 質の高い教育・保育の提供の充実 (2) 多様な遊びや体験活動の充実、居場所づくりの推進 (3) 家庭や地域のつながりによる子育て支援と教育力の向上 (4) こども・若者の安全と安心の確保
4 困難を抱えるこども・若者や家族を支える	(1) 発達に支援が必要なこども・若者を対象とした施策の推進 (2) ひとり親家庭に対する自立支援の充実 (3) こどもの貧困の解消に向けた対策 (4) 悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族への支援
5 若い世代の安定した生活基盤を支える	(1) 若者の就職・結婚・子育てへの社会全体での支援 (2) とともに協力しながら働き・子育てできる社会の推進

3 基本目標及び施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利を守る

こども基本法や子どもの権利条約に定められているように、全てのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った自立した個人として、自分に関することを選択し、決定し、実現する権利を持っています。

しかしながら、いじめ・体罰・児童虐待・性被害等、こどもが被害者となる人権侵害の件数は全国的にも増加しています。

そのため、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、人権に対する市民一人ひとりの理解を深め、人権尊重の意識の醸成を図る必要があります。

こども・若者一人ひとりの権利を守り育みながら、希望を持って健やかに育つことができるよう、こどもの権利について、こども・若者自身はもとより、広く市民へ周知・啓発を図ります。

また、様々な場面でこども・若者が参画し、意見が反映できる機会づくりを進めます。

さらに、いじめや虐待等の発生予防・早期発見、早期対応を図るため、関係機関の協力体制の充実に努めます。

(1) こども・若者の権利に関する周知・啓発や教育

こども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画や、その基本となるこども基本法、子どもの権利条約の内容等、こどもの権利について、広く市民に周知・啓発及び教育を推進します。

また、こども・若者が、性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女共同参画社会を目指す教育や啓発活動を推進するとともに、性的マイノリティに対する差別や偏見を解消するため、性的指向やジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

主な施策内容
・ こども基本法、子どもの権利条約及び小林市こども計画の周知・啓発 ・ こども・若者の権利に関わる教育（人権教育）の推進 ・ 男女共同参画の意識の醸成 ・ 多様な性のあり方に対する理解促進

(2) こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策を策定及び実施する際に、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることを、地方公共団体に義務付けています。

「自分の意見がきちんと受け止められた」「自分の意見が社会を変えた」という経験は、こども・若者にとって大きな成長の糧となります。そして何より、こども・若者や子育て世帯の声を聴くことは、その世代のニーズを的確に捉え、施策の実効性を高めるために不可欠です。

そのため、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見形成・表明に関する支援を行います。

主な施策内容
・ こども・若者や子育て世帯の意見を聴く取組の推進 ・ こども・若者の意見の尊重と参画の促進 ・ 若者の選挙への参加意識の啓発

(3) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待相談件数は年々増加し、全国各地でこどもの命が理不尽に奪われる事件が後を絶ちません。

児童虐待は、こどもの心身に消えない深い傷を残し、時には命を奪うもので、どのような背景や思想信条があっても決して許されるものではありません。

その一方で、あらゆる子育て世帯が児童虐待と無縁ではないことも認識する必要があります。

子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSを早期に把握し、支援していくため、児童虐待防止対策推進の核として「要保護児童対策地域協議会」を設置し、定例ケース会議や個別ケース検討会議を随時行い、医療や保健、福祉、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を強化するとともに、体罰によらない子育てを推進します。

主な施策内容
・ 関係機関の連携による支援 ・ 養育サポートによる児童虐待防止 ・ 児童虐待防止に関する普及・啓発 ・ パートナーからの暴力に対する親子の保護と自立支援

(4) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されるような家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことです。

ケアが日常化・長時間化することにより、遊びや勉強、進学・就職の準備等の時間が奪われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こども・若者の健やかな成長や社会的自立の妨げとなる、重大な権利侵害です。

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

主な施策内容
・ 関係機関との連携強化 ・ スクールソーシャルワーカー等の配置による現状把握と早期支援の推進

(5) いじめ防止対策の推進

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすものであり、決して許されるものではありません。

こどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

また、いじめを含むあらゆる悩みに対し、こどもが身近にいる信頼できる大人に援助を求めるための方法の学習機会を確保するとともに、教職員等の受け止め方とその後の対応に関する研修等を行うことで、こどもの心身を守ります。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制を整え、個別の事案に適切に対応し、速やかで誠実な解決に努めます。

主な施策内容
・ いじめ防止教育の推進 ・ 相談支援体制の確保 ・ 適切ないじめ対応と関係機関との連携

基本目標2 ライフステージに応じて切れ目なく支える

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境が変化する中、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

そのような中、成育過程にあるこども・若者、その保護者、そして妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、令和元年に「成育基本法」が施行され、成育医療等基本方針に基づく「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、医療・保健・教育・福祉などの幅広い取組が推進されています。

こども・若者、そして子育て家庭が不安等を抱え、地域で孤立することがないように、健康・福祉・教育関係各課や関係機関との連携を強化し、切れ目のない包括的な子育て支援を推進します。

(1) 安心できる相談支援体制と情報発信の充実

令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされ、本市においても令和6年4月より「小林市こども家庭センター」を設置しています。当センターを中心に、妊娠前から子育て期まで切れ目なく、心身ともに健康で、楽しく妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。

また、こども・若者が、出生してから社会的に自立するまで、安心して健やかな生活が送れるよう、地域と連携した支援体制の構築を図るとともに、こども・若者のニーズに応じた情報発信の充実に努めます。

主な施策内容
・ 妊娠から子育て期までの切れ目ない包括的な地域の支援体制の充実 ・ 重層的支援体制の構築 ・ あらゆる媒体を活用した情報発信の充実

(2) 母子保健及び健康づくりの充実

働く女性の増加や初婚年齢の上昇に伴う出産年齢の上昇を受け、女性の健康づくりの重要性が一層高まっています。

また、伴走型相談支援を通して、ハイリスク妊婦に対する支援を早期に開始するとともに、乳幼児健診未受診者の中には、問題を抱えているケースもあるため、未受診者の対応の充実を図る必要があります。

妊娠の届出・母子健康手帳交付等の機会を通じて、妊婦健康診査等の受診勧奨や母子健康手帳等の効果的な活用を推進するとともに、妊娠中の喫煙や飲酒による妊婦や胎児への影響等に関する正しい知識の普及を図ります。

また、支援が必要な母子等に対して、相談支援や訪問指導等を通じて適切な支援を実施します。

主な施策内容
・ 妊産婦及び乳幼児の健康の確保 ・ 妊娠期・産後の育児支援の充実 ・ 不妊検査や治療に関する支援と情報提供

(3) こども・若者の健やかな心身の育成

こども・若者を取り巻く社会環境や食に関する環境が大きく変化する中で、朝食の欠食や児童生徒の肥満、若年女性の痩身傾向も課題となっています。

また、近年、こども・若者をとりまく様々な不安や悩み、ストレスなどに対応するため、こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康や性に関する正しい知識と適切な意思決定や行動選択が得られるよう、学校や家庭における思春期保健教育や相談支援が必要とされています。

そのため、こども・若者が健康で安全な生活を送ることができるよう、「健幸こばやし21」や「いのち支える小林市自殺対策行動計画」に基づき、望ましい生活習慣を身に付け、元気な心と体を大切にするこどもたちを育てるために、保健・体力づくり及び食に関する指導を関連付けた取組の充実を図ります。

主な施策内容
・ こども・若者の健康や体力の向上につながる取組 ・ 生活習慣に関する指導の充実を図る取組 ・ 食育の推進と安心・安全な給食の提供 ・ 小児医療体制の確保とかかりつけ医の普及啓発 ・ こども・若者の心と命を支える取組（自殺対策）の推進 ・ 思春期保健対策の充実

基本目標3 こども・若者と子育て家庭を支える

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期と、それぞれの成長段階における様々な学び、遊び、体験を通じて成長し、若者になり、そして大人になっていきます。

就園及び就学にあたっては、教育・保育施設、学校等をこどもとその保護者が安心して過ごし、学ぶことのできる環境として整備していくことはもちろん、「こども大綱」においては、学童期・思春期における居場所を新たに作ることに加え、既に多くのこども・若者の居場所となっている子ども食堂や学習支援の場等の地域にある多様な居場所、図書館等の社会教育施設等についても、こども・若者にとってよりよい居場所になるよう取り組むことが明記されています。

こども・若者が様々な遊びや学び、体験等を通じて、劇的に変化していく社会環境を生き抜く力を得ることは、将来を切り開く上で重要であり、そのためには、年齢に応じたこども同士の居場所や豊かな人間性を育むための様々な体験機会を拡充していく必要があります。

こども・若者が成長できる場所や活動機会の提供を推進するとともに、それぞれのライフステージで様々な成長するこども・若者を、保育所・認定こども園、幼稚園、学校等において、関係機関や地域との連携のもと、切れ目なく支援します。

(1) 質の高い教育・保育の提供の充実

こどもの幸せを第一に考えつつ、保護者の就労形態の多様化・長時間化に対応するため、利用者の意向を十分に踏まえ、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等、市民が利用しやすい多様な保育・教育サービスの提供に努めるとともに、事故防止・人権擁護（虐待予防）・マネジメント等において、特定教育・保育施設に対する指導監査・立入調査の実施等により、教育・保育の質の向上を図ります。

学校教育において、知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた様々な教育活動を通して、自ら目標を持ち、未来をたくましく生きぬくこどもの育成を目指し、学校の教育環境等の整備に努めます。

また、こども・若者が性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

主な施策内容
・ 特定教育・保育施設等における多様な保育サービスの充実 ・ 特定教育・保育施設等の整備・拡充 ・ 児童生徒・保護者のニーズに対応した個別指導の推進 ・ 教育の情報化（ICT化）の促進 ・ 学校における平等・公平意識の啓発 ・ 協働による学校づくり

(2) 多様な遊びや体験活動の充実、居場所づくりの推進

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力等の様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。

こども・若者が気軽に遊べる場所を確保するとともに、野外活動や文化活動、読書活動、ボランティア体験等の多様な体験活動の充実を図ります。

主な施策内容
・遊びや体験の場の充実 ・放課後児童クラブ等の充実 ・こども・若者の居場所づくり ・外国とつながるこども・若者への支援

(3) 家庭や地域のつながりによる子育て支援と教育力の向上

全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、関係機関や地域と連携し、子育てに配慮した環境の整備等、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、家庭の教育力の向上がこどもの学力向上及び健全育成につながることを踏まえ、家庭教育学級を支援します。

主な施策内容
・地域の子育て支援体制の充実 ・地域子育て支援拠点の整備による子育て支援機能の強化※ ・家庭教育に関する学級や講座等の実施 ・地域人材による学習支援

※小林市健幸のまちづくり拠点施設（令和8年度開館予定）への地域子育て支援センター移転整備に併せ、屋内遊び場及び赤ちゃんルームを整備することにより子育て支援機能の強化を図る。

(4) こども・若者の安全と安心の確保

こども・若者が事故や犯罪等の被害に遭わないよう、道路や公園等の公共施設の構造、設備、配置等について、事故防止に配慮した環境設計に努めるとともに、通学路や公園等における安全灯の整備等、犯罪防止に配慮した防犯設備の整備に努めます。

また、地域全体で児童生徒の見守りを行い、児童生徒が安心して通学できる体制の維持に努めるとともに、こどもや保護者を対象とした交通安全教育を推進します。

主な施策内容
・安全な公園や遊具、道路交通環境の点検とメンテナンス ・通学路の安全確保と安全教育の推進 ・ユニバーサルデザインと外出支援の推進

基本目標4 困難を抱えるこども・若者や家族を支える

こども・若者の状況をみると、障がいや貧困、不登校、ひきこもり、非行等のこども・若者の抱える課題が多様化し複合的となり、家庭や学校だけでは全ての課題を解決することは難しくなっている状況があります。

そうした中、令和3年4月の社会福祉法改正において、地域共生社会実現のための具体的手法・複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施することが規定され、本市では、その課題解決を目指すものとして、「重層的支援体制整備事業」を令和5年度より本格実施しています。

今後は、家庭や学校、地域と連携した対応がますます必要となってくることが想定されることを踏まえ、関係機関等が連携した適切な支援に努めるとともに、こども・若者、そしてその家庭が希望する生活を選択できるように支援体制の整備を推進します。

(1) 発達に支援が必要なこども・若者を対象とした施策の推進

障がいを有していたり、発育・成長に遅れがあるこども・若者、その保護者に対し、より専門的で総合的な支援ができるよう、「小林市障がい者計画」及び「小林市障がい福祉計画・小林市障がい児計画」に基づき、障がい福祉サービス等による支援の充実を図ります。

また、支援が必要なこどもと他のこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための環境整備と、一人ひとりの教育・支援ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図るとともに、支援が必要なこども・若者、その家族が希望する将来を実現できるよう、こどもたちの達成感・自己肯定感を高める教育と支援を推進します。

主な施策内容
・ 障がい福祉サービスの充実 ・ 障がい児等のいる家庭の負担軽減の充実 ・ 教育・保育施設及び放課後児童クラブ等のインクルーシブな育成支援 ・ 発達に支援が必要な児童生徒の教育支援 ・ 発達に支援が必要なこども・若者の進学・就労支援

(2) ひとり親家庭に対する自立支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、母子・父子自立支援員が窓口となって、関係機関と連携を図りながら、様々な困りごとの相談に応じ、適切な助言や必要に応じた自立に向けた支援を行います。

主な施策内容
・ひとり親家庭に対する相談体制の充実 ・ひとり親家庭の自立支援と情報提供

(3) こどもの貧困の解消に向けた対策

今この瞬間にも、生まれ育った家庭や様々な事情から貧困の状態となり、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されず、権利が侵害された状況で生きているこども・若者がいます。

こども・若者の貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を各家庭だけの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

そこで、全てのこども・若者が、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持って生きることができるよう、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労の支援等、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こども・若者の貧困の解消に向けて取り組みます。

主な施策内容
・教育の支援 ・生活の安定と保護者の就労の支援 ・経済的支援

(4) 悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族への支援

こども・若者が、自らの価値観や生き方を確立しようとする中で、家族や友人、恋人のこと、学校や職場での生活のこと、進学や就職、将来のことなど、様々な不安や悩みを抱えることは、少なくありません。

時には身動きがとれなくなり、非行行為やひきこもりの状態になることもあります。

悩みや不安を抱えるこども・若者、とりわけひきこもりの状態になったこども・若者が、自らをいたずらに傷つけることなく、自らのペースで歩みを進められるよう、地域と連携し安心できる居場所を確保するとともに、こども・若者、その家族が気軽に相談できる体制の整備と情報提供を図ります。

また、こども・若者の発達段階に応じた適切な指導を行い、自主性や自立性、主体性を培うとともに、学校と警察、地域、関係機関が相互に連携し、こどもの非行防止と健全育成に努めます。

主な施策内容
・ 不登校やひきこもり等のこども・若者、家庭に対する支援 ・ 非行防止と自立支援

基本目標5 若い世代の安定した生活基盤を支える

こども・若者が描くライフプランを実現するためには、就労等による経済的自立、結婚や出産といった希望の実現を社会全体で支え、「男は仕事、女は家事」といった男女の固定的役割分担意識の解消、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図っていく必要があります。

一方、こども施策をはじめとする市政運営においては、こども・若者の意見を積極的に取り入れ、次世代につなげていくことも重要です。

こども・若者が希望する将来を実現することができるよう、こども・若者の意見を踏まえながら、若い世代の出会いの場から、結婚、妊娠、出産、就労及び住まいまで総合的な支援を行います。

また、少子化対策にあたっては、個人の選択の自由や多様性に十分配慮した上で推進します。

（1）若者の就職・結婚・子育てへの社会全体での支援

少子化の要因としては、結婚や出産に対する意識の変化や子育て環境への不安、経済的負担等が考えられています。

少子化が続くと、地域社会における担い手不足、現役世代の負担の増加、行政サービス水準の低下等の地域社会に多大な影響を及ぼすことが懸念され、人口流出が続く本市においては、その影響がさらに大きくなる懸念があります。

結婚やこどもを持つことを希望する若者が、子育て環境や経済面に対する不安により、希望が叶えられないといったことがないよう、結婚・出産に対する支援の充実を図るとともに、若者のライフプランに対する意識の醸成と若者への就労支援を推進します。

主な施策内容
・ こども・若者のライフプラン教育の充実 ・ 新規学卒者・若者への就職支援 ・ 出会い・結婚への支援 ・ 結婚新生活や子育て家庭への支援

(2) ともに協力しながら働き・子育てできる社会の推進

男性中心の長時間労働を前提とした働き方は根強く、家事や育児の負担は依然として女性に偏りがちです。

家族が協力して子育てをし、それを地域社会全体で支える環境を整備するため、男女の固定的役割分担意識を見直し、男女がともに家庭や子育てにおける責任を担うことを促すなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

主な施策内容
・ 固定的な役割分担意識の解消 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 育児・介護休暇制度や職場復帰後の両立支援に関する情報提供

第4章

子育て支援事業の実施計画

第4章 子育て支援事業の実施計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本計画では、広域利用の実態や事業展開の単位等を踏まえるとともに、地形的要件、中心部の位置的要件、面積的要件、動線的要件、人口、地域性等の要件を勘案し、教育・保育施設等に係る提供区域及び地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域として市全域を設定します。

教育・保育提供区域	地域子ども・子育て支援事業提供区域
全域	全域

(2) 認定区分について

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、本市に居住するこどもについては、「現在の幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定しています。

認定区分	内容	主な利用先
1号認定	教育標準時間認定 満3歳以上のこどもで、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上保育認定 満3歳以上のこどもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満保育認定 満3歳未満のこどもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園

2 量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は、各年度における区域ごとの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の必要事業量（量の見込み）を算出し、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めなければならないとされています。

量の見込みの算出にあたっては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、推計される児童数を乗じた数値を基本としています。

ただし、算出される数値が実際の利用見込みより大きく算出される傾向にあることを踏まえ、「小林市子ども・子育て会議」等により実際の利用実績等を勘案した補正を行いました。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

●実績

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	1 号	人	302	316	302	317
	2 号	人	853	790	784	739
	3 号	人	664	604	579	545
	合計	人	1,819	1,710	1,665	1,601
② 確保方策		人	2,005	1,980	1,856	1,765

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1 号	人	139	128	123	117	111
	2 号	人	704	643	613	580	551
	教育ニーズ	人	93	85	82	78	74
	保育ニーズ	人	611	558	531	502	477
	3 号	人	417	376	364	357	350
	0 歳	人	101	96	91	88	85
	1 歳	人	176	156	152	150	148
	2 歳	人	140	124	121	119	117
	合計	人	1,260	1,147	1,100	1,054	1,012
② 確保方策		人	1,490	1,430	1,370	1,310	1,250
③ 過不足 (②-①)		人	230	283	270	256	238

《確保の考え方》

ニーズに対し全体的に不足なく提供体制を確保できており、今後も、次年度以降の児童見込み数を勘案し、不足が生じないように実態に合わせた数の確保に努めます。また、保育士不足の課題に対し、保育士不足から質の低下につながることを防ぐよう、保育人材の対策を講じ保育士の確保策を推進します。

① 認定区分ごとの量の見込みと確保方策

ア)【3～5歳】1号認定及び2号認定のうち、共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1号	人	139	128	123	117	111
	2号（教育ニーズ）	人	93	85	82	78	74
	合計	人	232	213	205	195	185
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	278	267	256	244	233
③ 過不足（②－①）		人	46	54	51	49	48

イ)【3～5歳】2号認定（共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く）

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	2号（保育ニーズ）	人	611	558	531	502	477
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	701	672	643	615	592
	地域型保育事業	人	10	10	10	10	5
	合計	人	711	682	653	625	597
③ 過不足（②－①）		人	100	124	122	123	120

ウ)【0歳】3号認定

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人	101	96	91	88	85
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	120	115	110	105	101
	地域型保育事業	人	4	4	4	4	3
	合計	人	124	119	114	109	104
③ 過不足（②－①）		人	23	23	23	21	19

工)【1歳】3号認定

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人	176	156	152	150	148
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	174	167	160	153	147
	地域型保育事業	人	5	5	5	5	3
	合計	人	179	172	165	158	150
③ 過不足 (②－①)		人	3	16	13	8	2

才)【2歳】3号認定

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人	140	124	121	119	117
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	192	184	176	168	162
	地域型保育事業	人	6	6	6	6	4
	合計	人	198	190	182	174	166
③ 過不足 (②－①)		人	58	66	61	55	49

(2) 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針においては、3歳未満のこどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることを求めています。

本市においては、下表のとおり設定します。

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 推計児童数（3歳未満）	人	637	615	580	564	550
② 確保方策（利用定員数）	人	501	481	461	441	420
③ 【目標】保育利用率（②／①）	%	78.6	78.2	79.5	78.2	76.4

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法等に基づき、本市は、以下に示す地域子ども・子育て支援事業を行います。

※地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設等を利用することも家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく事業。

(1) 利用者支援に関する事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

●実績

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	基本型	か所	0	0	0	0
	特定型	か所	1	1	1	1
	こども家庭センター型 (旧：母子保健型)	か所	1	1	1	1

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	基本型	か所	0	0	0	0	0
	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	基本型	か所	0	0	0	0	0
	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

※「基本型」は、主に市町村の窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用し、「利用者支援」や「地域連携」を実施するほか、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら相談・助言の実施、「こども家庭センター」との連携等を行うもの。

「特定型」は、主に市町村の窓口を活用し、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行うもの。

「こども家庭センター型」は、これまで子育て世代包括支援センターが担ってきた「母子保健機能」と子ども家庭総合支援拠点で担ってきた「児童福祉機能」を一体的に有する「こども家庭センター」において、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応するもの。

《確保の考え方》

こども課内に特定型及びこども家庭センター型を整備しています。引き続き、各窓口において、子育て支援事業に係る情報を提供及び周知するとともに、こどもや子育てに関する様々な相談に応じ、関係機関と連携して適切な助言、対応に努めます。

◆ 地域子育て相談機関 ※令和6年度施行

地域の実情（地理的条件や人口、子育ての支援施設等の社会的条件）を総合的に勘案して定める区域ごとに設置し、その区域の子育て世帯やこどもの相談に応じ、必要な助言を行う相談機関です。

今後、国が示す基準等をもとに、事業の必要性に応じて、実施を検討します。

なお、子育て世帯や子どもたちが抱える不安や悩みについて、身近に相談できる場所として、こども家庭センターと地域子育て支援センター等が連携を図り、必要な支援につなげていきます。

（2）時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた乳幼児について、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	か所	23	23	24	24
	人	612	637	556	582

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	560	548	531	511	510
② 確保方策	か所	26	26	26	26	26
	人	600	600	600	600	600

《確保の考え方》

ニーズに対し全体的に不足なく提供体制を確保できており、今後も、現行の延長保育促進事業を基本として、保育施設の意向と保護者ニーズを考慮しながら、事業の充実を図ります。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人	6	4	11	6

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	5	5	5	5	5
② 確保方策(対応数)	人	5	5	5	5	5

《確保の考え方》

こどもの貧困問題に対応するための子育て支援制度の一環として、対象世帯が必要に応じて利用できるよう、保護者及び保育事業者に制度の周知を図ります。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

認定こども園特別支援教育・保育について、私立認定こども園における特別な支援が必要な乳幼児の受入体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を推進します。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	か所	1	1	0	1

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1

《確保の考え方》

対象保育施設に制度の周知を行うとともに、特別な支援が必要な乳幼児とその保護者のニーズにあった教育・保育等の提供を図ります。

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休暇中、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

※量の見込みと確保方策については、「7 放課後児童対策に係る行動計画」(92 ページ)に掲載。

(6) 子育て短期支援事業

一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【病児・緊急対応強化事業を除く】）、子育て短期支援事業

一時的に家庭での保育が困難となった場合等において、保育所や幼稚園、認定こども園、その他の園や事業等で一時的に保育を行います。

●実績

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	一時預かり事業 【幼稚園型を除く】	人日	976	905	585	636
	子育て援助活動支援事業	人日	654	965	846	851
	子育て短期支援事業	人日	17	0	0	0
	合計	人日	1,647	1,870	1,431	1,490

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人日	1,582	1,532	1,493	1,446	1,419
② 確保方策 (対応数)	一時預かり事業 【幼稚園型を除く】	人日	704	674	655	618	601
	子育て援助活動支援事業	人日	850	830	810	800	790
	子育て短期支援事業	人日	28	28	28	28	28
	合計	人日	1,582	1,532	1,493	1,446	1,419

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

一時預かり事業については、保護者ニーズに合わせて、保育士人材、質の向上、提供体制の確保を図ります。ファミリー・サポート・センター事業については、まかせて会員の確保及びフォローアップ研修の実施を通じて、ニーズに対応できるよう努めます。子育て短期支援事業については、市外施設と連携し、支援体制を確保します。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人	138	132	101	123

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	111	108	105	102	100
② 確保方策（対応数）	人	111	108	105	102	100

《確保の考え方》

養育支援訪問事業と併せて全戸訪問を目標に、訪問活動を行います。実施にあたっては、訪問する母子保健推進員数を確保し、各種専門職員と協力しながら必要に応じた対応を行います。

(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図ります。

・【養育支援訪問事業】実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人日	164	129	155	112

・【養育支援訪問事業】量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	84	82	80	78	76
② 確保方策（対応数）	人日	84	82	80	78	76

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

妊娠中からリスクの高い家庭を発見し、早期に介入し支援を行っていきけるよう、養育支援が必要なリスクの高い家庭に対する訪問・支援を行うことができる体制を確保します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行える場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	か所	3	3	3	3
	人日	8,559	10,701	7,592	9,080

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	6,356	6,216	5,921	5,831	5,750
② 確保方策(対応数)	か所	3	3	3	3	3
	人日	6,356	6,216	5,921	5,831	5,750

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

現在、「子育て支援センター『おひさま』」、「子育て支援センター『チポリーノ館』」、「野尻のびのび子育て支援センター」の3か所を開設しています。引き続き、保護者がひとりで悩みを抱えず、相談や情報の交換ができる場として、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行える場所を確保します。

(10) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園及び認定こども園において、在園児を対象に、教育時間の前後又は長期休業日等に一時預かり（預かり保育）を行う事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	か所	13	11	13	13
	人日	11,543	17,918	25,254	24,562

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1号認定による利用	人日	4,350	4,300	4,250	4,200	4,150
	2号認定（教育ニーズ）による利用	人日	19,650	19,600	19,550	19,500	19,450
	合計	人日	24,000	23,900	23,800	23,700	23,600
② 確保方策（対応数）	か所		12	12	12	12	12
	人日		24,000	23,900	23,800	23,700	23,600

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、支援が必要とされている乳幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備します。

(11) 病児保育事業

病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業
〔病児・緊急対応強化事業〕）

こどもが病気で自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行う事業です。

●【病後児保育事業】実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人日	37	59	12	215

●【病後児保育事業】量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	199	210	220	225	231
② 確保方策	人日	250	250	250	250	250

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

病後児保育事業について、病後の乳幼児を心配する保護者が安心して就労等を行うことができる制度として、利用勧奨を行います

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕）

育児の手助けをして欲しい人（おねがい会員）と育児の協力をしたい人（まかせて会員）との相互援助活動において、アドバイザーが連絡、調整を行う事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人日	126	126	82	245

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人日	240	240	240	240	240
② 確保方策（対応数）	人日	240	240	240	240	240

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

保護者の仕事の都合により、送迎できない場合などにおいても、柔軟に利用できることの周知を図り、就労支援としての役割の向上を図ります。

(13) 妊婦に関する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	人	407	397	359	336

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	人	304	296	288	281	275
② 確保方策（対応数）	人	304	296	288	281	275

《確保の考え方》

妊娠届提出時に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査助成券を発行し、定期的な健康診査の受診による妊娠・分娩までの間の母胎の健康管理の勧奨を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 ※令和6年度施行

家庭や養育環境を整え、虐待防止を図るため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

今後、国が示す基準等をもとに、事業の必要性に応じて、実施を検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業 ※令和6年度施行

虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、養育環境等に課題を抱える主に学齢期のこどもを対象に、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

今後、国が示す基準等をもとに、事業の必要性に応じて、実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業 ※令和6年度施行

親子間における適切な関係性の構築を図るため、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

今後、国が示す基準等をもとに、事業の必要性に応じて、実施を検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業 ※令和7年度施行

妊婦とその家族等に対し面談等を行い、妊婦とその家族等の心身の状況や困り感等を把握し、妊娠中の過ごし方や子育てに関する情報提供等を行う事業です。

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人回	237	227	221	216	210
② 確保方策 (対応数)	こども家庭センターによる実施	人回	237	227	221	216	210
	上記以外の業務委託による実施	人回	0	0	0	0	0
	合計	人回	237	227	221	216	210

※人回…年間の延べ利用回数

《確保の考え方》

妊婦やその家族等に対し、母子健康手帳交付時の妊婦相談、妊娠中期と後期の電話相談、妊娠8か月時のアンケートの結果を活用し、情報提供や相談支援を通じて適切な伴走的相談支援を行います。また、必要に応じて医療機関等の関係機関との連絡調整を行います。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※令和7年度施行

保育所や幼稚園等を利用していない生後6か月児～2歳児を対象に、月10時間程度の範囲内で、就労要件を問わず、保育所等を利用できる事業であり、令和8年度からの本格実施が予定されています。

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	0歳児	人日	1	1	1	1	1
	1歳児	人日	1	1	1	1	1
	2歳児	人日	1	1	1	1	1
② 確保方策	0歳児	人日	1	1	1	1	1
	1歳児	人日	1	1	1	1	1
	2歳児	人日	1	1	1	1	1

※人日…1日あたりの利用人数（利用定員数）

《確保の考え方》

令和7年度においては、試行的に実施するとともに、令和8年度の給付制度開始に向けた利用ニーズと課題等を把握し、提供体制の整備を進めます。

(19) 産後ケア事業 ※令和7年度施行

分娩施設退院後から出産後1年未満の母子に対して、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する事業です。

●量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み		人日	150	144	140	137	133
② 確保方策（対応数）		人日	150	144	140	137	133

※人日…年間の延べ利用人数

《確保の考え方》

こども家庭庁が提示している「産後ケアガイドライン」に基づき、アウトリーチ型を実施しています。産後ケア事業を希望する全ての母子がサービスを受けることができるようにします。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

(1) 認定こども園の設置、設置時期その他認定こども園の普及に関する考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として、認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の就労に関わらず利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できます。

また、増大する保育需要に対して、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することは、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効とされています。

本市においては、認定こども園の整備について、一定程度移行が完了していることから、今後は移行を希望する保育園等があった場合において、需給計画における教育・保育のニーズ量や提供体制との調整を行いながら、個別に対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は、親の働く状況の違いに関わらず、全てのこどもに質の高い幼児期の教育・保育を提供し、全てのこどもたちが健やかに、また心豊かに成長することの支援を目的としています。

本市では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るための取組として、人材確保や研修に係る補助の実施や、国の基準に従い、保育士等の処遇改善加算支給を行っています。

今後も、国・県の指針を踏まえつつ、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の人材確保や研修の充実、処遇改善をはじめとする労働環境の改善並びに各年齢における職員配置の改善等を推進します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行います。

また、保護者の利便性向上等を図るための給付の方法や事務手続きの変更にあたり、引き続き対応するとともに、制度や申請手続きについての周知に努めます。

7 放課後児童対策に係る行動計画

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

●放課後児童健全育成事業等の実績

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
① 事業実績	1 年生	人	143	164	181	196
	2 年生	人	123	114	146	166
	3 年生	人	94	87	83	97
	4 年生	人	40	38	31	32
	5 年生	人	10	9	17	14
	6 年生	人	2	5	6	7
	合計	人	412	417	464	512
② 確保方策		か所	15	16	18	18
		人	402	411	485	541

●放課後児童健全育成事業等の量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1 年生	人	201	169	158	171	140
	2 年生	人	157	179	150	141	153
	3 年生	人	131	130	149	125	119
	4 年生	人	74	79	81	94	81
	5 年生	人	26	28	34	34	40
	6 年生	人	12	15	21	24	25
	合計	人	601	600	593	589	558
② 確保方策（目標整備量）		か所	21	21	21	21	21
		人	601	601	601	601	601

※放課後児童健全育成事業等には、小規模多機能・放課後児童支援事業を含む。

小規模多機能・放課後児童支援事業とは、中山間地域等のこどもが少ない地域において、地域の実情に応じてこどもの安心・安全な居場所の確保を図るため、おおむね 10 人未満の小規模な放課後児童の預かり事業と地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業。

《確保の考え方》

共働き等によりニーズが増加傾向にある中、今後も、ニーズ量を勘案しながら、不足が生じないように実態に合わせた数の確保に努めます。また、質の向上を図るため、職員研修の周知や各施設や連絡協議会が行う自主研修を積極的に支援するとともに、特別な支援を必要とするこどもの受け入れを可能とする体制整備を進めます。

(2) 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画、連携型・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

●実績

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
放課後子ども教室	か所	5	5	5	5
うち、連携型	か所	2	2	2	2
うち、校内交流型	か所	2	2	2	2

●量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
放課後子ども教室	か所	5	5	5	5	5
うち、連携型	か所	2	2	2	2	2
うち、校内交流型	か所	2	2	2	2	2

※「連携型」は、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等のこどもを含めた全てのこどもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

「校内交流型（旧：一体型）」は、連携型のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

(3) 連携型・校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型又は連携型の実施に向けて、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容、実施日等を検討するための定期的な打合せの場を設けます。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

学校関係者に対し、事業の意義や必要性等について理解を求めるとともに、余裕教室の実数と利用可能数の調査を行いながら、積極的な活用を推進します。

(5) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

全てのこどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動等を行うことができるよう、教育委員会と福祉部局が情報共有、連携を密にして、こどもの総合的な放課後対策について協議を行います。

(6) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応に関する方策

適切な対応が行われるよう、保護者や関係機関等と連携を図ります。

(7) 事業の質の向上に関する具体的な方策

① 放課後児童クラブの役割を向上させていくための取組

放課後児童クラブ独自で連絡協議会が設置されており、自主的な研修会において、知識の習得やスキルの向上が図られています。

今後とも子どもの育成支援の充実を図るため、情報交換等を行い、支援員の確保と資質向上に努めます。

② 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する利用者や地域住民への周知に係る取組

本市のホームページや広報紙による周知を行うとともに、学校や地域との連携を推進します。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 役割分担と連携

計画の推進にあたっては、全ての市民が、こども施策を社会全体で推進すべき取組として認識し、関与していくことが重要です。

市民や地域、事業者をはじめ、社会全体でこどもや若者、子育てに関わるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民に対し、本計画の周知を図っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。

本計画における多くの事業は、人と人とのふれあい、様々な人たちとの関わりが重要な要素であることから、事業者やNPO、地域団体等の各種関係団体と連携し、また市民の協力を得ながら、施策を推進していきます。

2 こどもや若者、子育て当事者等の意見の反映

こども基本法においては、こども施策の推進にあたって、こども施策の対象となるこども・若者、子育て当事者等の意見を反映させる必要があるとしています。

特に、こどもの意見を聴取することは、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって、社会に何らかの影響を与えたり、変化をもたらす経験が、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながるとされています。

施策や事業の推進にあたっては、こども・若者、子育て当事者等の意見を聴取する機会を積極的に設け、意見を踏まえた推進に努めます。

3 進行管理

計画の推進にあたっては、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要です。

「小林市子ども・子育て会議」において、施策や事業の進捗状況の点検・把握を行うとともに、こどもや子育て、若者を取り巻く環境の変化も捉えながら、施策や事業の見直し・改善を適切に行っていきます。

(1) こども大綱を踏まえた数値目標及び指標による進行管理

こども大綱においては、『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標」12項目及び「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」63項目が設定されています。

本計画においても、同様の目標・指標を設定し、進行管理等において活用を図ります。

① 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

	項目	区分	目標値	現状値	対象
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	国	70%	15.7% (R5)	16～49歳
		小林市	70%	16.9% (R6)	15～49歳
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	国	70%	60.8% (R4)	15歳
		小林市	増加	70.3% (R6)	中学2年生
				73.7% (R6)	【参考】小学5年生
				45.0% (R6)	【参考】15～49歳
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	国	70%	60.0% (R4)	15～39歳
		小林市	70%	65.0% (R6)	15～39歳
				72.3% (R6)	【参考】中学2年生
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	国	80%	74.2% (R4)	15歳
		小林市	80%	79.9% (R6)	中学2年生
				91.6% (R6)	【参考】小学5年生
5	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	国	90%	84.1% (R4)	15～39歳
		小林市	90%	80.1% (R6)	15～39歳
				84.0% (R6)	【参考】中学2年生
6	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	国	現状維持	97.1% (R4)	15～39歳
		小林市	現状維持	95.9% (R6)	15～39歳
7	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	国	70%	51.5% (R4)	15～39歳
		小林市	70%	54.2% (R6)	15～39歳

	項目	区分	目標値	現状値	対象
8	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	国	70%	20.3% (R5)	16～29 歳
		小林市	70%	23.8% (R6)	15～29 歳
9	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	国	80%	66.4% (R4)	15～39 歳
		小林市	80%	70.1% (R6)	15～39 歳
				75.2% (R6)	【参考】中学2年生
10	「小林市の将来は明るい」と思うこども・若者の割合 ※こども大綱における項目は、「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	国	55%	31.0% (H30)	13～29 歳
		小林市	55%	18.4% (R6)	15～29 歳
11	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	国	70%	27.8% (R5)	16～49 歳
		小林市	70%	21.6% (R6)	15～49 歳
12	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	国	90%	83.1% (R4)	18 歳未満のこどもの世帯
		小林市	90%	78.9% (R6)	18 歳未満のこどもの保護者
			90%	84.3% (R6)	小5・中2の保護者

② こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

	項目	全国	小林市	
			対象	
1	「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	54.4% (R5)	71.6% (R6)	15～49 歳
2	「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	40.4% (R5)	22.8% (R6)	15～49 歳
3	BMI 18.5 未満の 20～30 歳代の女性の割合	18.1% (R1)	8.2% (R6)	20～30 歳代女性
4	こどもの貧困率	11.5% (R3)	13.6% (R6)	18 歳未満のこどものいる世帯
		10.3% (R1)	15.0% (R6)	小5・中2のこどものいる世帯
5	生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率	93.8% (R4)	0.0% (R5)	生活保護世帯に属するこども※ ¹
6	生活保護世帯に属するこどもの高校等中退率	3.3% (R4)	0.0% (R5)	生活保護世帯に属するこども※ ²

※1 本市の対象者は1名

※2 本市の対象者は11名

第5章 計画の推進

	項目	全国	小林市	
				対象
7	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	42.4% (R4)	100.0% (R5)	生活保護世帯に属するこども※1
8	電気、ガス、水道料金の未払い経験（こどもがある全世帯）	5.3% (H29)	3.3% (R6)	18歳未満のこどもがいる世帯【電気料金】
			6.5% (R6)	小5・中2のこどもがいる世帯【電気料金】
		6.2% (H29)	3.0% (R6)	18歳未満のこどもがいる世帯【ガス料金】
			3.3% (R6)	小5・中2のこどもがいる世帯【ガス料金】
		5.3% (H29)	4.0% (R6)	18歳未満のこどもがいる世帯【水道料金】
			6.0% (R6)	小5・中2のこどもがいる世帯【水道料金】
9	食料又は衣服が買えない経験（こどもがある全世帯）	16.9% (H29)	8.6% (R6)	18歳未満のこどもがいる世帯【食料が買えない経験】
			9.1% (R6)	小5・中2のこどもがいる世帯【食料が買えない経験】
		20.9% (H29)	13.4% (R6)	18歳未満のこどもがいる世帯【衣服が買えない経験】
			13.5% (R6)	小5・中2のこどもがいる世帯【衣服が買えない経験】
10	「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思う人の割合	27.2% (R5)	27.8% (R6)	15～49歳
11	里親等委託率	25.3% (R3年度)		3歳未満
		30.9% (R3年度)		3歳以上就学前
		21.7% (R3年度)		学童期以降
12	児童養護施設のこどもの進学率	97.7% (R4)		中学校卒業後
		38.6% (R4)		高校等卒業後
13	児童相談所における児童虐待相談対応件数	207,660件 (R3年度)		

※1 本市の対象者は1名

	項目	全国	小林市	
			対象	
14	「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	1.8% (R2 年度)	0.3% (R6)	中学2年生
			4.6% (R6)	【参考】小学5年生
			2.2% (R6)	【参考】小5・中2のこどものいる世帯
			0.3% (R6)	【参考】15～49歳
		2.3% (R2 年度)		全日制高校2年生
		4.6% (R2 年度)		定時制高校2年生相当
		7.2% (R2 年度)		通信制高校生
		2.9% (R1 年度)		大学3年生
15	小・中・高生の自殺者数	514人 (R4)	0人 (H30～R4)	小学生～高校生
16	30歳未満の自殺者数	798人 (R4)	0人 (H30～R4)	19歳以下
		2,483人 (R4)	5人 (H30～R4)	20～29歳
17	SNSに起因する事犯の被害児童数	1,732人 (R4)	0人 (R5 年度)	
18	小・中・高校における暴力行為発生件数	61,455件 (R4 年度)	1件※1 (R5 年度)	小学校
		29,699件 (R4 年度)	1件※1 (R5 年度)	中学校
		4,272件 (R4 年度)		高校
19	30歳未満の不慮の事故での死亡者数	850人 (R4)		
20	妊産婦死亡率（出産10万対）	4.2 (R4)	0.0 (R5)	
21	妊娠・出産について満足している者の割合	84.3% (R3 年度)	97.9% (R5)	3・4か月児保護者
22	「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	54.4% (R5)	73.7% (R6)	15～49歳
23	安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合	98.1% (R4)	99.4% (R6)	小学5年生
			99.4% (R6)	中学2年生
			97.3% (R6)	15～49歳

※1 非行等・生徒間暴力・器物損壊に挙げられた事案から暴力・器物損壊に関するものを抽出

	項目	全国	小林市	
			対象	
24	児童・生徒における肥満傾向児の割合	15.1% (R4 年度)	20.2% (R5 年度)	10 歳(小学5年生)男子
		9.7% (R4 年度)	12.9% (R5 年度)	【参考】10 歳(小学5年生)女子
		12.3% (R4 年度)	10.5% (R5 年度)	【参考】13 歳(中学2年生)男子
		9.1% (R4 年度)	13.4% (R5 年度)	【参考】13 歳(中学2年生)女子
		11.1% (R4 年度)		【参考】16 歳(高校2年生)男子
		7.0% (R4 年度)		【参考】16 歳(高校2年生)女子
25	児童・生徒における痩身傾向児の割合	2.9% (R4 年度)		16 歳(高校2年生)女子
		2.4% (R4 年度)	1.6% (R5 年度)	【参考】10 歳(小学5年生)男子
		2.5% (R4 年度)	0.6% (R5 年度)	【参考】10 歳(小学5年生)女子
		2.6% (R4 年度)	0.0% (R5 年度)	【参考】13 歳(中学2年生)男子
		3.3% (R4 年度)	2.2% (R5 年度)	【参考】13 歳(中学2年生)女子
		3.7% (R4 年度)		【参考】16 歳(高校2年生)男子
26	裸眼視力 1.0 未満の者	37.9% (R4 年度)	35.5% (R5 年度)	小学生
		61.2% (R4 年度)	50.6% (R5 年度)	中学生
		71.6% (R4 年度)		高校生
27	「食育」に関心を持っている国民の割合	78.9% (R4 年度)	83.9% (R6)	15～49 歳
28	「こども・若者の心身の健康等についての情報提供やこころのケアが十分だ」と思う人の割合	43.1% (R5)	40.1% (R6)	15～49 歳
29	「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合	51.8% (R5)	76.0% (R6)	15～49 歳
30	いじめの重大事態※ ¹ の発生件数	923 件 (R4 年度)	0 件 (R5 年度)	
31	パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷等のいじめ被害	23,920 件 (R4 年度)	3 件 (R5 年度)	
32	小・中学校における不登校児童生徒数	299,048 人 (R4 年度)	62 人 (R5 年度)	
33	高校における不登校生徒数	60,575 人 (R4 年度)		
34	高校中退率	1.4% (R4 年度)		

※¹ 重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

	項目	全国	小林市	
				対象
35	大学進学率	56.6% (R4)		
36	若年層の平均賃金	185.0 千円 (R4)		～19 歳正社員・正職員
		170.1 千円 (R4)		～19 歳正社員・正職員 以外
		221.0 千円 (R4)		20～24 歳正社員・正職 員
		196.2 千円 (R4)		20～24 歳正社員・正職 員以外
		255.9 千円 (R4)		25～29 歳正社員・正職 員
		212.3 千円 (R4)		25～29 歳正社員・正職 員以外
37	若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望に よる非正規雇用労働者等を含む。）の割合	97.2% (R3:1～3 月 平均)		15～34 歳
38	50 歳時点の未婚率	28.3% (R2)	25.3% (R2)	45～54 歳男性
		17.8% (R2)	14.3% (R2)	45～54 歳女性
39	「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚 者の割合	81.4% (R3)	83.3% (R6)	15～34 歳の未婚者男 性
		84.3% (R3)	76.9% (R6)	15～34 歳の未婚者女 性
40	合計特殊出生率	1.26 (R4)	1.76 (H30～R4)	
41	出生数	770,759 人 (R4)	230 人 (R5)	
42	夫婦の平均理想こども数	2.25 人 (R3)	2.54 人 (R6)	15～49 歳の既婚者
43	夫婦の平均予定こども数	2.01 人 (R3)	2.03 人 (R6)	15～49 歳の既婚者
44	未婚者の平均希望こども数	1.82 人 (R3)	2.13 人 (R6)	「いずれ結婚するつ もり」と回答した 15～ 34 歳の未婚者男性
		1.79 人 (R3)	2.00 人 (R6)	「いずれ結婚するつ もり」と回答した 15～ 34 歳の未婚者女性
45	理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	52.6% (R3)	64.1% (R6)	「予定こども数が理 想こども数を下回る」 15～49 歳の既婚者
46	理想のこども数が3人以上の夫婦で理想の こども数を持たない理由として「子育てや教 育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦 の割合	59.3% (R3)	70.7% (R6)	「予定こども数が理 想こども数を下回る」 15～49 歳の既婚者

第5章 計画の推進

	項目	全国	小林市	
			対象	
47	「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	30.9% (R5)	27.6% (R6)	15～49 歳
48	「保護者が、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされている」と思う人の割合	30.7% (R5)	35.9% (R6)	15～49 歳
49	男性の育児休業取得率	17.1% (R4 年度)	14.9% (R6)	5 歳以下のこどもの保護者
50	(育児休業後復職した者のうち) 男女の育児休業取得期間	48.3% (R3 年度)	56.0% (R6)	2 週間以上の育児休業を取得した 5 歳以下のこどもの父親
		99.7% (R3 年度)	100.0% (R6)	2 週間以上の育児休業を取得した 5 歳以下のこどもの母親
		35.1% (R3 年度)	16.0% (R6)	1 か月以上の育児休業を取得した 5 歳以下のこどもの父親
		99.6% (R3 年度)	96.8% (R6)	1 か月以上の育児休業を取得した 5 歳以下のこどもの母親
51	6 歳未満のこどもをもつ男性の 1 日あたりの家事関連時間	1 日あたり 114 分 (R3)	67.6% (R6)	2 時間以上の 6 歳未満のこどもの父親の割合
52	週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	8.9% (R4 平均)	13.6% (R6)	15～49 歳
53	「社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合	34.5% (R5)	43.7% (R6)	15～49 歳
54	第 1 子出産前後の女性の就業継続率	69.5% (R3)	57.4% (R6)	18 歳未満のこどもの保護者
55	ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園等）	79.8% (R3)	93.8%※1 (R5)	
56	ひとり親家庭のこどもの進学率	94.7% (R3)	97.8%※1 (R5)	中学校卒業後
		65.3% (R3)		高校等卒業後

※1 児童扶養手当認定者（ひとり親家庭）の数値

	項目	全国	小林市	
			対象	
57	電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）	14.8% (H29)	19.4% (R6)	18 歳未満のこどものいる世帯【電気料金】
			21.4% (R6)	小5・中2のこどものいる世帯【電気料金】
		17.2% (H29)	14.8% (R6)	18 歳未満のこどものいる世帯【ガス料金】
			13.2% (R6)	小5・中2のこどものいる世帯【ガス料金】
		13.8% (H29)	13.3% (R6)	18 歳未満のこどものいる世帯【水道料金】
			21.4% (R6)	小5・中2のこどものいる世帯【水道料金】
58	食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	34.9% (H29)	25.0% (R6)	18 歳未満のこどものいる世帯【食料が買えない経験】
			24.4% (R6)	小5・中2のこどものいる世帯【食料が買えない経験】
		39.7% (H29)	32.3% (R6)	18 歳未満のこどものいる世帯【衣服が買えない経験】
			28.6% (R6)	小5・中2のこどものいる世帯【衣服が買えない経験】
59	こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	8.9% (H29)	10.0% (R6)	18 歳未満のこどものいる世帯【重要な事柄の相談】
			18.0% (R6)	小5・中2のこどものいる世帯【重要な事柄の相談】
		25.9% (H29)	27.5% (R6)	18 歳未満のこどものいる世帯【いざという時のお金の援助】
			34.5% (R6)	小5・中2のこどものいる世帯【いざという時のお金の援助】
60	こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）	7.2% (H29)	8.3% (R6)	18 歳未満のこどものいる世帯【重要な事柄の相談】
			19.1% (R6)	小5・中2のこどものいる世帯【重要な事柄の相談】
		20.4% (H29)	25.0% (R6)	18 歳未満のこどものいる世帯【いざという時のお金の援助】
			50.0% (R6)	小5・中2のこどものいる世帯【いざという時のお金の援助】

第5章 計画の推進

	項目	全国	小林市	
			対象	
61	ひとり親家庭の親の就業率	83.0% (R2)	90.4% ^{※1} (R5)	母子世帯
		87.8% (R2)	89.6% ^{※1} (R5)	父子世帯
62	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	50.7% (R2)	59.2% ^{※1} (R5)	母子世帯
		71.4% (R2)	87.5% ^{※1} (R5)	父子世帯
63	ひとり親世帯の貧困率	44.5% (R3)	54.5% (R6)	18歳未満のこども いる世帯
		53.3% (R1)	53.2% (R6)	小5・中2のこども いる世帯

※1 児童扶養手当認定者（ひとり親家庭）の数値

資料編

資料編

1 小林市子ども・子育て会議

(1) 小林市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、小林市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所管事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例(平成18年小林市条例第52号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和5年3月27日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名
1	廣 崎 真 美	小林市教育委員会 教育委員
2	大 牟 田 博 昭	小林市社会福祉協議会 事務局長
3	肝 付 正 籍	小林市小中学校長会 会長
4	内 竹 智 子	小林市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
5	谷 元 裕 子	放課後児童クラブ連絡協議会 紙屋小放課後児童クラブ代表
6	池 田 武 司	小林子育て支援協会 三松小放課後児童クラブ統括責任者
7	下 別 府 敏 郎	小林保育会 会長 認定こども園日章 園長
8	北 迫 栄 祐	小林地区私立幼稚園連合会 かおる幼稚園 園長
9	橋 満 里 美	@pocket 代表
10	佐 土 原 誠	「絆を結ぶ物語」実行委員会 会長
11	小 野 留 美	小林市 PTA 協議会 副会長
12	脇 田 拓 実	保育園保護者代表
13	押 川 美 香	公募委員
14	橋 口 智 英	公募委員
15	富 満 聖 子	小林市健康福祉部長

2 こども・若者の意見聴取の取組

市民団体の「『絆を結ぶ物語』実行委員会」と協働し、市内の小中高生を対象としたワークショップ等を開催し、小林市の現状やこどもまんなか社会に対する意見をいただきました。

(1) 絆を結ぶ物語^{がくえん}楽園

「絆を結ぶ物語楽園」は、校長先生・副校長先生等の全てを高校生たちで組織し、小林市内で活動を行っています。楽園のコンセプトは、『友だちのように大人と出会う場所』で、月に1回程度の学校（講座やイベント等）を企画・開催しています。

今回、小林市こども計画を策定するにあたり、楽園の協力を得て、6月及び7月の学校で、こどもまんなか社会や小林市に関するワークショップ等を開催しました。

① 絆を結ぶ物語楽園2024・6月

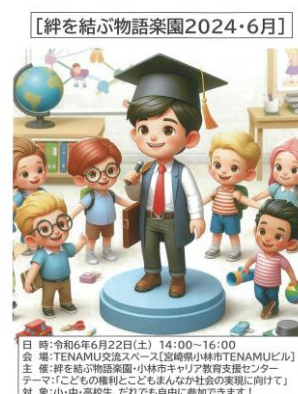
日 時：令和6年6月22日（土）14:00～16:00
会 場：TENAMU 交流スペース
テーマ：こどもの権利とこどもまんなか社会の実現に向けて
参加者：中学生及び高校生 計41名

【講演】

演 題：こどもの権利とこどもまんなか社会の実現に向けて

講 師：平野 裕二 氏

（子どもの権利条約ネットワーク運営委員）



【ワークショップ】

テーマ：子どもたちの意見を小林市に届ける方法

・ワークショップの主な意見

分類	詳細
SNS・インターネットの活用	・各種SNSを活用して、情報発信を行いながら、コメントによる意見を受け付ける
その他メディア等の活用	・テレビ、ラジオ、新聞等で情報を発信する ・ポスターを掲示する
アンケート等の実施	・学校を通じてアンケートを実施する ・意見箱を人が集まる場所に設置する ・イベントの機会にアンケートを実施する
対話・交流の機会の設定	・大人と交流できる場を設ける ・行政と話ができる機会を設ける ・学校の中で話し合いを行う機会や場を設ける
その他	・直接行政に連絡する ・講演会を開催する ・若い人を行政職員に採用する

② 絆を結ぶ物語楽園2024・7月

日 時：令和6年7月13日（土）14:00～16:00
 会 場：TENAMU 交流スペース
 テーマ：こどもの権利とこどもまんなか社会の実現に向けて
 第2弾！
 参加者：中学生及び高校生 計32名



【ワークショップ①】

テーマ：小林市が住みやすくなるために必要なこと

・ワークショップの主な意見

分類	詳細
小売店・飲食店の増加	・ショッピングモール、大型チェーン店、小林市ならではの店舗等が増えること ・市全体に様々な店舗ができること
遊び場の増加	・天候に関わらず遊べる場所が増えること ・公園や娯楽施設が増えること ・スポーツを楽しむことができる場が増えること
交通の利便性	・交通手段が増えること ・JRやバスの本数が増えること ・道路の幅が広がること
イベントの増加	・イベントや交流の機会が増えること
観光面の強化	・観光を楽しむことができる場所（観光スポット、宿泊施設）を増やすこと
その他	・ごみの不法投棄や空き家の増加といった環境面の問題が改善されること ・人口が増えること ・インターネットを活用した取組が強化されること ・テレビ（地上波）のチャンネル数が増えること



○ 絆を結ぶ物語楽園2024・6月の様子

【ワークショップ②】

テーマ：「小林市が住みやすくなるために必要だと思うこと」を実現するために必要な取組

・ワークショップの主な意見

テーマ	分類	必要な取組
小売店・飲食店を増やす	空き地等の利活用	・ 空き地や空き家を活用する ・ 土地を事業者に安価で提供する ・ 放置されている山林について、スペースの活用、木材の建設資材として活用といった形で活用する
	広報の強化	・ SNSを活用した事業者等への周知を行う
	起業支援	・ 補助金の提供 ・ 国や県の補助金の活用 ・ ふるさと納税や産業の活性化等により、支援に必要な財源を確保する
	人材確保支援	・ 学生のアルバイトを認めるなど、人材確保を支援する ・ 保育施設の整備により、子育てをしながら働くことができる環境を整備する
	利用者の確保	・ 子育て中の保護者が利用しやすいよう、店舗内にキッズスペースを設けたり、離乳食の提供を行ったりすることを店舗に促す ・ 人口増加策を推進する
	その他	・ 市民が求める商業店舗について、アンケート調査を実施し、ニーズを踏まえた誘致を行う
遊び場を増やす	空き地等の利活用	・ 空き地や空き家を活用する
	交流の機会や場所の確保	・ 祭などのイベントを活性化させる ・ 交流スペースを増やす
	その他	・ こどもたちによる遊び場づくりを大人が支援する ・ 体育館を積極的に貸し出す
生活環境を改善する	ごみに関する問題の改善	・ ごみ拾い活動・大会を行う ・ ごみの分別やポイ捨てに関する啓発を行う ・ ごみ捨て場を増やす ・ 禁煙を推進する
	空き地等に関する問題の改善	・ 草刈りや清掃活動を推進する ・ 草刈り機の貸出を行う
	その他	・ 動物保護の活動を推進する



○ 絆を結ぶ物語楽園2024・7月の様子

テーマ	分類	必要な取組
テレビのチャンネル数を増やす	要望活動の実施	・ 県や市に対する要望を行う ・ 未放映の放送が見られるような環境を整える
	その他	・ 市独自に放送局を開設する ・ 放送してほしい番組に関するアンケートを実施する
イベントや交流の場の創出による小林市の活性化を図る	SNSの活用	・ SNSで開催情報を発信する ・ SNSでイベントや祭の様子を発信し、全国的なバズりを狙う ・ SNS内での交流の場を設ける
	周知の強化	・ イベントのポスターを作成し、商業店舗等でも掲示してもらう
	イベントの活性化	・ 運営の中心を中学生が担うイベントを開催する ・ 祭を開催できる場所を確保する ・ 新規開業店舗でこどもを交えた交流イベントを開催する ・ クラウドファンディングを活用する
運動ができる場所を増やす	資源の活用	・ 空き家や空きスペース、利用されず空いている駐車スペース等を活用する ・ 小林総合運動公園周辺を清掃する
	その他	・ スポーツ用品店を誘致する
交通利便性を向上させる	J Rの利便性向上	・ 市民からの寄附も含め、財源を確保し、J Rに本数増加や、宮崎市方面への直通便運行の実施を促す ・ 自動運転を推進してもらう
	バスの利便性向上	・ 運転手の確保を促す ・ バスの増便を促す ・ 増便を図るため、バス利用の啓発を行ったり、人が多く集まる場所を確保したりすることで、利用者の増加を図る



(1) こども議会2024～こどもまんなか社会編～

こどもたちの学びを後押しするキャリア教育プログラム「学びの1週間（R6.8.3～R6.8.9）」（「絆を結ぶ物語」実行委員会主催）の初日に、これからの未来を担っていくこどもたち自身が、こども目線で身近な課題について考え、誰かの意見を聞き、自分の意見を発信する機会として、こども議会が開催されました。

※市として、小林市こども計画を策定するにあたり、こども・若者の意見を聴取する貴重な機会として、実行委員会と連携・協力、支援しました。

日 時：令和6年8月3日（土）10:30～15:30
会 場：TENAMU 交流スペース
テーマ：自分たちでこどもまんなか社会をつくろう
参加者：小学2年生～中学3年生 計27名

【ワークショップ】

- 第1部 インプット&対話 「こどもまんなかとは？」
第2部 グループワーク
「こどもまんなか社会をつくる」
第3部 アウトプット&対話
「こどもまんなか社会をつくるルール」

・こどもたちが考えた「こどもまんなか社会をつくる法律（ルール）」

法 律 名	みんなが守ると実現する社会
えがお法	明るくて元気な社会
内 容	

法 律 名	みんなが守ると実現する社会
こども地方創生法	活気が溢れる賑やかな社会
内 容	



法 律 名	みんなが守ると実現する社会
へいへい法	わくわく平和な社会
内 容	
【第1条】きょう有すること ・自分のアイデアをもち、ふくらませ、それを話すこと 【第2条】そんちょうする ・人の気持ちをそんちょうし、分かり合うこと 【第3条】たすけ合い、平等 ・人それぞれだけど、差がつかないように、たすけ合い平等にすること	

法 律 名	みんなが守ると実現する社会
子ども自由法	生きいきできるような社会
内 容	
【第1条】子どもだけで入店OK！ ・子どもだけで入店できないところがある。そこを入店できるようにする 【第2条】だれでも可能 ・子どもの身長・年齢制限がある、今、制限されている子供たちも安心できるような遊具を作る 【第3条】自然を保つ ・子どもが過ごしやすくするために今ある自然を保つ、整備する	



法 律 名	みんなが守ると実現する社会
コバツ子基本法	コバツ子が個性を持てる社会
内 容	
【第1条】コバツ子マネー法 ・子供の健康、気持ち ・価値観 ・お金（自由に使える）月1,000円 ・貯金→使い方自由 ・寄付 【第2条】コバツ子ONE ・学びの平等 ・授業をみんなが受けれる（オンラインの活用） 【第3条】コバツ子トーク ・意見交換の場 ・定期的に意見の交換 ・アンケートの実施（小中高）（匿名）	

法 律 名	みんなが守ると実現する社会
お金をもらう方法	Children will be "Happy"
内 容	
【第1条】大人による教育費負担 ・「学校にいる間はすべてタダ！」 - すべて＝修学旅行、学費、給食費、教材費 etc… 【第2条】大人による子どもの労働許可 ・「学校に通いながら働ける！」 - 働ける＝給料をもらう or 経験 - 例えば、小学校に通いながら薬局で働きたい！ 【第3条】大人による安全の確保 ・「子どもを守る環境づくり」 - 環境＝チャリロード、治療費の補助、動物が多い	



法 律 名	みんなが守ると実現する社会
個性共有法	個性や自分の意見を出しやすい社会
内 容	
【第1条】否定せず認め合う ・自分の意見を言うことで後かいしないようになる 【第2条】個性を出せる環境づくり ・質問を大事にして、自分の意見を言う機会を増やす 【第3条】男女平等を完ぺきに ・男だから女だから関係ない	

法 律 名	みんなが守ると実現する社会
こどもスマイル法	こどもが安心するような社会
内 容	
【第1条】こどもミーティング ・こどもだけで話し合える場をつくる 【第2条】18歳未満の選挙権 ・選挙で18歳未満の意見を分かりやすくするために、18歳以上の票と18歳未満が入れた票の数を分ける 【第3条】大人エデュケーション ・大人が理解するためにこどもが大人を教育する	

《参加者の感想～参加してがんばれたこと/印象に残ったこと～》

- ・恥ずかしかったけどいっぱい質問した。（小学2年）
- ・ほうりつを作ったこと（小学4年）
- ・いろんな人と考えるといい案がたくさんできていて、とってもやりがいがありました。（中学1年）
- ・内容は難しかったけどがんばって自分なりに考えた。（中学1年）
- ・法律を考えることは貴重な体験になりました。（中学1年）
- ・参加してがんばれたことは、班のなかの代表者が意見を発表するときに、いつもは、人前で話すのが苦手な学校でも意見を言わない立場だけど、しっかり自分の意見を言うことができたことです。印象に残ったことは、最後にした法律を考える活動です。こういう機会はめったにないと思うのでとても楽しく活動ができたことが印象に残りました。（中学2年）
- ・いろんな人に意見をいえた。（中学2年）
- ・大人とこどもの回答が違ったこと（中学2年）
- ・大人と意見交換することで、自分が見えていなかった視点・角度からの意見が聴けて、参考になりました。（中学2年）
- ・人それぞれ意見があって、発表を聞いてみて、また考えとかが深まったりして良かった。（中学2年）

3 用語解説

あ行	
ICT	Information and Communication Technology の略。 日本では既に一般的となっている IT = 情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加えた言葉。
インクルーシブ	全てを含んでいる、包括的といった意味を持つ。インクルーシブ教育（障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ教育）等として用いられる。
か行	
教育扶助	生活保護法による扶助の一つで、義務教育を受けるために必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給されるもの。
クラウドファンディング	不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産むこどもの平均数を示す。合計特殊出生率が 2.07 以上であれば人口は増加傾向、2.07 未満であれば減少するといわれている。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。（2.07 は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。）
子育て世代包括支援センター	保健師等の専門スタッフが妊産婦等からの妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供することを目的とする施設。
こども家庭センター	令和 6 年 4 月に施行された改正児童福祉法において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一元化したものとして定められた、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う施設。
子ども家庭総合支援拠点	全てのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、子育てに関する不安や悩み、不登校、家庭内暴力等の様々な相談を受け、支援機関へのつなぎや情報提供を行う拠点。
子ども食堂	こどもや地域住民に対し、無料または低額で「栄養のある食事や温かな団らん」を提供する取組。こどもが一人でも行くことができ、食事だけでなく、地域住民との交流の場と組み合わせているところもある。

さ行	
児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が 18 歳未満の児童に対し、叩く・蹴る等の身体的虐待、わいせつな行為をする性的虐待、育児放棄（ネグレクト）、著しい暴言や拒絶を行う心理的虐待の 4 種類に分類される。
児童扶養手当	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当。
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して行われる学用品代や給食費などの援助。
重層的支援体制	支援を必要とする人の複合・複雑化したニーズに対応するため、関係機関・団体や地域の関係者等によって構築された、支援が必要な人を断らずに受け止め、つながり続けることができる体制。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者に対する助言・援助を行う専門職。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境への働きかけなどを行う専門職。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域子育て支援センター	就学前（概ね 3 歳未満）のこどもや保護者を対象に、遊びの場を提供するとともに、子育てに関する相談対応などを行う機関。
等価可処分所得	世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人数の平方根で割ったもの。
特定教育・保育施設	幼児期に教育の基礎をつくる教育機関としての「幼稚園」、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「保育所（園）」、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ「認定こども園」の 3 つの施設のこと。施設の利用を希望する場合は、市町村からの認定が必要となる。
は行	
パブリックコメント	基本的な政策等を策定する際に、趣旨・内容等を広く公表し、住民等から寄せられた意見や情報を考慮して意思決定を行う手続き。

は行（続き）	
伴走型相談支援	全ての妊婦や乳幼児期の子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう自治体が面談や情報発信を行う取組。妊娠期から出産・子育てまで各段階のニーズに合わせて、一貫して相談に応じ、継続的な支援を行う。
ファミリー・サポート・センター	小学校6年生以下のこどもを対象に、育児の援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。
放課後子ども教室	こどもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を通して、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として活動している事業。
放課後児童クラブ	昼間、就労等により保護者がいない家庭の小学生を対象に、放課後や長期休暇中に余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供して、こどもの健全育成を図る事業。
放課後児童対策に係る行動計画	放課後児童対策について、新・放課後子ども総合プランや放課後児童対策パッケージ、こどもの居場所づくりに関する指針など、国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、自治体の実情に応じて策定される行動計画。この計画の対象となるこどもは、児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業の対象である「小学校に就学しているこども」。
放課後等デイサービス	発達に不安のある児童生徒を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行う事業。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている若者。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無や年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童。保護者に監護させることが不相当と認められる児童には、虐待を受けていたり、家庭環境などに起因して非行や情緒障がい等を有していたりする児童などが当てはまる。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	働く全ての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。



小林市こども計画

令和7年3月発行
小林市健康福祉部 こども課

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
TEL 0984-23-1278
